

第3部 風水害等対策編

第1章 風水害等災害予防

第1節 防災意識の高揚

- ~~第1 職員に対する防災教育~~
- ~~第2 住民に対する防災知識の普及~~
- ~~第3 幼児・児童・生徒に対する防災教育~~
- ~~第4 防災上重要な施設の管理者等の教育~~
- ~~第5 防災に関する調査研究~~

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第1節 防災意識の高揚」を準用する。

第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化

- ~~第1 自主防災活動の推進~~
- ~~第2 消防団（水防団）の活性化の推進~~
- ~~第3 人的ネットワークづくりの促進~~

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化」を準用する。

第3節 防災訓練の実施

- ~~第1 総合防災訓練~~
- ~~第2 個別防災訓練~~

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第3節 防災訓練の実施」を準用する。

第4節 災害時要援護者~~避難行動要支援者~~対策

計画の目的

~~災害時の一連の行動に対してハンディを負う「災害時要援護者」に対して、情報伝達、避難誘導、救護活動、避難収容等の面において各種対策を実施し、災害時の安全確保を図る。~~

~~【担当】○健康福祉課 地域安全課 総務課 こどもみらい課 生涯学習課 社会福祉協議会~~

住民・事業所の役割

~~第1 災害時要援護者及び家族の役割~~

~~自らできることについては事前に準備する。なお、避難所への避難や2階への避難を検討する。~~

~~また、災害時要援護者の災害時の安全確保のために、となり近所との交流を深め地域での協力を得られるよう努める。~~

~~第2 地域の役割~~

~~住民は、災害時にとなり近所で声を掛け合うなど、災害時要援護者を支援できるように目頃からコミュニティづくりを進める。また、行政区や自主防災組織、民生委員、近隣住民など地域の関係者は協力し、災害時要援護者を支援できる体制を作る。~~

~~第3 災害時要援護者を雇用している企業及び関係団体の役割~~

~~1 目頃から災害時要援護者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、災害時には関係機関の協力を得ながら避難所等まで安全、円滑に避難できるよう努める。~~

~~第4 NPO、福祉施設・事業者、ボランティア団体の役割~~

~~1 災害時要援護者のニーズに合わせた安全確保体制の整備づくりに協力する。
2 福祉施設は災害時要援護者の救援のため施設相互間で受入可能とする調整を行う。また、福祉団体で構成するネットワークは、災害時要援護者が避難する避難所をスムーズに運営できるよう協力支援する。~~

~~第5 外国人に対する防災対策外国人雇用企業及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等の役割~~

~~1 団体や企業に所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行なうとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人の支援に努める。~~

県の役割

- ~~(1) 避難誘導・避難所等の支援~~
- ~~(2) 生活の場の確保対策~~
- ~~(3) 保健・福祉対策の実施体制の確保~~

- ~~—(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援~~
- ~~—(5) 外国人支援対策~~

町の役割

~~—第1 災害時要援護者に対する対策~~

~~—1 地域における安全性の確保~~

~~—(1) 災害時要援護者の把握【健康福祉課・社会福祉協議会】—~~

~~—ア 名簿・マップ等の作成~~

~~—町は、福祉関係者等と連携し、地域の災害時要援護者の把握を行い、名簿やマップ等を作成し、必要な情報（所在、家族構成、緊急連絡先、かかりつけ病院等）の整理を行う。なお、名簿やマップ等の作成にあたっては、個人情報保護に配慮する。—~~

~~—イ 関係機関による情報交換~~

~~—町は、消防本部、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生委員、福祉団体ネットワーク、社会福祉協議会、児童委員、障害者相談委員などの福祉関係者等と連携し、定期的な情報交換等により、地域の災害時要援護者を把握する。—~~

~~—(2) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化【健康福祉課】—~~

~~—災害が同時に多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制限されることが予想されるため、関係機関・団体等と連携し、地域における災害時要援護者に対する支援体制を構築し、救出・救護体制の確立を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても同様に連携し、体制の確立・強化を図る。—~~

~~—(3) 緊急通報システム等の整備【健康福祉課】—~~

~~—災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を促進する。—~~

~~—(4) 幼稚園児等対策【こどもみらい課】—~~

~~—幼稚園・保育園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。—~~

~~—(5) 防災知識の普及・啓発【健康福祉課・生涯学習課】—~~

~~—高齢者の災害時における的確な対応能力を高めるため、防災知識の普及、啓発に努める。また、外国人に対して、パンフレット等の作成による防災知識の普及、啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供や防災訓練への参加を促進する。—~~

~~—2 社会福祉施設等の安全性の確保~~

~~—(1) 施設の整備【事業所・健康福祉課】—~~

~~—自力避難が困難な者が多数通入所する社会福祉施設（老人保健施設、障害者福祉作業所等）については、建築年数や老朽度合等に応じて修繕等を指導するとともに応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄を推進する。また、施設内部や周辺のバリアフリー化についても配慮を促す。—~~

—(2) 災害危険区域の情報提供等【地域安全課】—

— 災害を受けるおそれがある社会福祉施設の管理責任者に対し県と連携・協力して、災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。(防災ハザードマップ等の提供)—

—(3) 緊急連絡体制の確保【事業所・健康福祉課】—

— 社会福祉施設に災害時の通信手段を整備し、必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。—

—(4) 社会福祉施設機能の弾力的運用【事業所・健康福祉課】—

— 特別養護老人ホームのショートステイの活用など、災害時要援護者に対する支援に努める。—

—(5) 夜間体制の充実【事業所・健康福祉課】—

— 夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模・介護需要の必要性等により実態に応じた体制をとるよう指導する。—

—(6) 防災教育・訓練の充実【事業所・健康福祉課・社会福祉協議会】—

— 社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施する。また、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど、災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。—

—(7) 土砂災害危険区域の情報提供等【地域安全課・都市整備課】—

— 町は、土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設の管理責任者に対し、県と連携・協力して、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。—

—第2—災害時要援護者施設に対する対策【健康福祉課・こどもみらい課】—

— 大雨洪水警報等が発表され、被害が発生する恐れがある場合には、浸水想定区域内の病院等（阿久津医院・菅又病院・親和幼稚園・ひまわり保育園・にじいろ保育園）に避難又は浸水被害を予防するよう担当課から電話等で連絡する。—

第3—町内在住外国人に対する対策【地域安全課・総務課】—

—1—外国語化による外国人への防災知識の普及

— 町は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、町は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討会」により提言されたマーク）に努める。—

2—地域等における安全性の確保

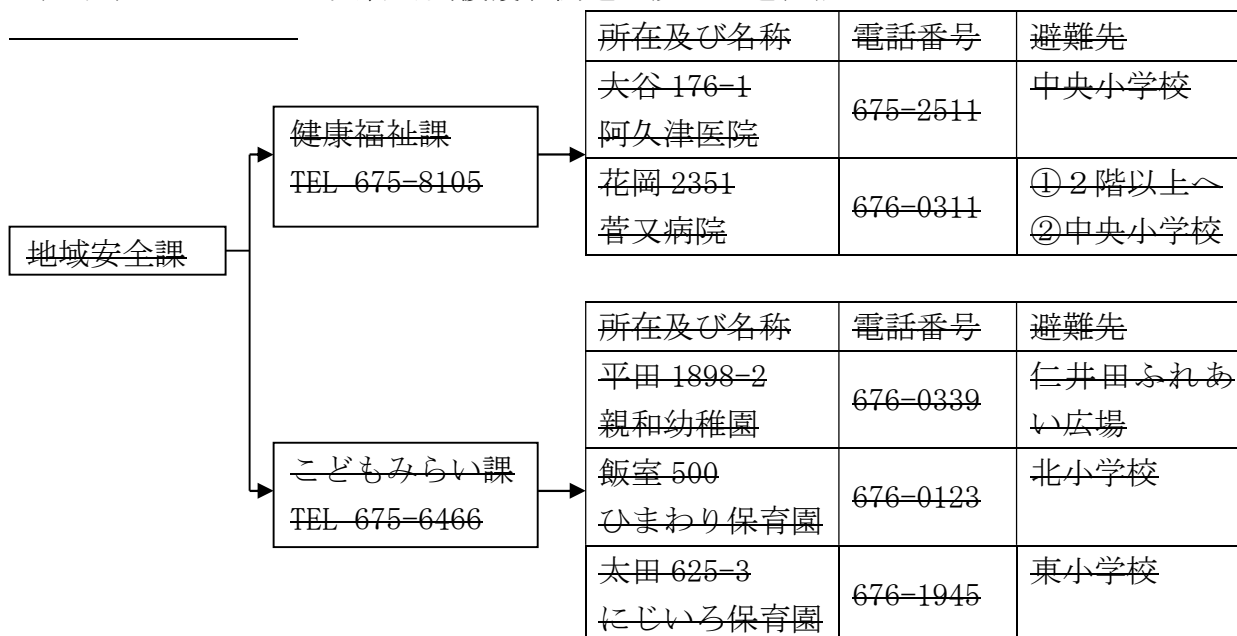
— 日本語をあまり理解できない外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、町は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地

域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

参考

冠水する恐れがある災害時要援護者関連施設への連絡網



本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第4節 避難行動要支援者対策」を準用する。

第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備

- ~~第1 食糧、生活必需品の備蓄・調達体制の整備~~
- ~~第2 医薬品、医療救護資機材等の備蓄、調達体制の整備~~
- ~~第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備~~
- ~~第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保~~
- ~~第5 物資の供給体制及び受入体制の整備~~

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備」を準用する。

第6節 災害に強いまちづくり

- ~~第1 災害に強い都市整備の計画的な推進~~
- ~~第2 災害に強い都市構造の形成~~
- ~~第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備~~
- ~~第4 災害時被害軽減のための緑地整備~~

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第6節 災害に強いまちづくり」のうち、第4までを準用する。

第7節 土砂災害・山地災害対策

- ~~第1 治水対策~~
- ~~第2 砂防対策~~
- ~~第3 治水・山地災害防止対策~~
- ~~第4 急傾斜地崩壊対策~~

本節については、「震災対策編 第1章 震災予防 第7節 地盤災害予防対策、及び第8節 治水・山地災害対策」を準用する。

第8節 農業関係災害予防対策

計画の目的

災害の発生に際して、農地・農業施設等の被害を最小限に止めるため、町、県、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

【担当】 ○産業課

住民の役割

第1 農地・農業施設対策

1 農地・農業用施設対策

(1) 管理体制の整備

農地及び農業用施設等の管理者は、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検・整備

平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 用排水施設対策

大規模用排水施設等の管理者は、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努める。

事業所の役割

第1 農業共同利用施設対策

農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者は、農業共同利用施設（倉庫、処理加工施設等）の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。また、施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

町の役割

第1 農業技術対策【産業課】

1 農作物の凍霜害予防対策の周知

晩霜に対応するため、生産者団体等を通じて農業者に対し、農作物凍霜害防止対策について周知を図る。

2 農業者への広報

町は、農業者に対し天気予報等により情報を収集し、特に晩霜に注意するよう呼びかける。

3 暖候期における農作物気象災害予防対策

暖候期の気象条件が、農作物の生育や収量等に大きく影響し、場合によって農作物への被害が懸念され、関東・甲信地方暖候期予報（毎年3月10日気象庁予報部発表）に基づき、農作物の災害、生育障害等を防止するため、県と協力し技術対策資料の普及・指導の徹底に努める。

第2 農地・農業施設対策

1 農地・農業用施設対策

(1) 管理体制の整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、災害による被害を防止するため、農業用水利施設等の農業用施設の管理について、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図るよう指導する。

(2) 施設等の点検・整備

町は、農地及び農業用施設等の管理者に対して、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

2 用排水施設対策

町は、大規模用排水施設等の管理者に対して、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努めるよう指導する。

出水時等の異常時には、水門開放等応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努めるとともに、老朽化等により改修が必要なものについては、計画的な整備に努めるよう指導する。

第3 農業共同利用施設対策

町は、農業協同組合等の農業共同利用施設等の管理者に対して、農業共同利用施設（倉庫、処理加工施設等）の管理について、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図るとともに、施設管理者に対して、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めるよう指導する。

第4 水害防止対策【産業課】

1 水門の管理

本町域に台風等による大雨洪水警報等が発令された場合には、水門付近からの越水等による洪水を防止するため、水門の管理者に水門を開けてこれを防止するよう要請する。

~~本節第2・第3については、「震災対策編 第1章 震災予防 第9節 農業関係災害
予防対策 第1・第2」を準用する。~~

第9節 水防体制の整備

計画の目的

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等の被害は広範囲かつ長期化するおそれがある。これらの災害を警戒、防ぎよし、災害の未然防止、軽減を図るためには、住民の協力が不可欠となることから、県と水防管理団体である町は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。

【担当】○地域安全課 都市整備課

住民の役割

第1 住民の役割

- 1 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。
- 2 風水害時、水防管理者、消防（水防）団長又は機関の長から水防の協力要請があった場合は、水防に従事しなければならない。

第2 地域の役割

- 1 水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

第3 企業等事業所の役割

- 1 災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、各協会や協定締結団体企業は、平時から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

第4 水門の管理者の役割

- 1 本町域に台風等による大雨洪水警報等が発令された場合には、水門付近からの越水等による洪水を防止するため、水門の管理者は水門を開けてこれを防止する。

町の役割

第1 水防管理団体等の義務【地域安全課】

1 水防管理団体等の責務

水防管理団体（町）は、区域内における水防を十分に果たすべき責任を有し、水防管理者（町長）は、平常時から地域水防組織の整備に努める。また、住民、水防の現場にある者は、町長、消防（水防）団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防管理団体等の指定

県（県土整備部）は、「水防法（昭和24年法律第193号）」第4条の規定に基づき、県内市町について、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体をあらかじめ指定し、水防計画の策定の促進など水防体制の充実・強化に努める。

また、水防管理者は水防法第36条の規定に基づき、水防団又は消防機関が

行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力する業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める水防協力団体の指定を行ない、その旨を公示する。

3 水防計画の策定

水防管理者（町長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事と協議し、関係機関に周知する。

第2 水防活動体制の整備【地域安全課・都市整備課】

1 資機材等の整備

河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫（又は代用置場）を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

○ 参考：水防管理団体水防倉庫備蓄基準（平成30年度栃木県水防計画より）

<u>資機材名</u>			<u>単位</u>	<u>数量</u>	<u>資機材名</u>			<u>単位</u>	<u>数量</u>
<u>器具</u>	<u>掛矢</u>	<u>丁</u>	<u>5</u>	<u>資機材</u>	<u>土のう袋等</u>	<u>袋</u>	<u>500</u>		
	<u>ノコギリ</u>	<u>〃</u>	<u>5</u>		<u>シート類</u>	<u>枚</u>	<u>100</u>		
	<u>ツルハシ</u>	<u>〃</u>	<u>5</u>		<u>杭鉄木</u>	<u>本</u>	<u>70</u>		
	<u>スコップ</u>	<u>〃</u>	<u>20</u>		<u>鉄線</u>	<u>kg</u>	<u>50</u>		
	<u>なた</u>	<u>〃</u>	<u>5</u>		<u>ロープ等</u>	<u>〃</u>	<u>50</u>		
	<u>ペンチ</u>	<u>〃</u>	<u>3</u>		<u>竹</u>	<u>〃</u>	<u>15</u>		
	<u>かま</u>	<u>〃</u>	<u>5</u>		<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>		

2 観測・伝達体制の強化

気象庁、国土交通省、県、町、消防本部等が設置している雨量計のデータを相互に活用するため、雨量情報を共有できる体制を整備する。

町は関係各機関との相互協力のもと、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに平常時から広く情報を提供する。

また、県より伝達されるシステム情報（とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム、川の水位情報（危機管理型水位計））を町民に対して広報するよう努める。

3 訓練、研修等による水防団の育成・強化

(1) 町（水防管理団体）は、平常時から水防団（消防（水防）団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 町（水防管理団体）は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。

(3) 町（水防管理団体）は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

4 水防訓練の実施

毎年出水期前に、関係機関と協力し1回以上の水防訓練を実施するとともに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

防災関係機関、県、町の役割（情報伝達）

第3 風水害に関する予警報伝達体制の整備【地域安全課】

1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報・警報

宇都宮地方気象台から発表される風水害に関する気象注意報・警報の内容及び伝達経路は、次のとおりである。高根沢町は、県南部県央部に属する。

(1) 気象注意報・警報の内容（県南部平地基準）

大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれのあるとき 雨量基準—1時間雨量 50mm 土壌雨量指数基準—98
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれのあるとき 雨量基準—1時間雨量 50mm 流域雨量指数基準—五行川流域—11、野元川流域—6
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれのあるとき 平均風速—12m/s
風雪注意報	平均風速—12m/s—雪を伴う
大雪注意報	降雪の深さ—24時間降雪の深さ 10 cm
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれのあるとき 雨量基準—1時間雨量 80mm 土壌雨量指数基準—140—
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれのあるとき 雨量基準—1時間雨量 80mm 流域雨量指数基準—五行川流域—15、野元川流域—7
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれのあるとき 平均風速—20m/s
暴風雪警報	平均風速—20m/s—雪を伴う
大雪警報	降雪の深さ—24時間降雪の深さ 30 cm
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害のおそれが更に高まり、一層の警戒が必要となった場合 避難勧告等の災害応急対策や住民の自主避難の参考となるよう県と気象台が共同で発表する防災情報
記録的短時間大雨情報	1時間雨量—110 mm

	<u>府県予報区</u>	<u>栃木県</u>		
<u>高根沢町</u>	<u>一次細分区分</u>	<u>南部</u>		
	<u>市町村等をまとめた地域</u>	<u>県央部</u>		
<u>警報</u>	<u>大雨</u>	<u>(浸水害)</u>	<u>表面雨量指数基準</u>	<u>15</u>

	<u>(土砂災害)</u>	<u>土壌雨量指数基準</u>	<u>140</u>
	<u>洪水</u>	<u>流域雨量指数基準</u>	<u>五行川流域=10.2、井沼川流域=12.2</u> <u>大沼川流域=4.9</u>
		<u>複 合 基 準</u>	<u>—</u>
		<u>指定河川洪水予報</u> <u>による基準</u>	<u>鬼怒川〔佐貫(下)〕</u>
	<u>暴風</u>	<u>平 均 風 速</u>	<u>20m/S</u>
	<u>暴風雪</u>	<u>平 均 風 速</u>	<u>20m/S 雪を伴う</u>
	<u>大雪</u>	<u>降 雪 の 深 さ</u>	<u>12 時間降雪の深さ 15 cm</u>
<u>注意報</u>	<u>大雨</u>	<u>表面雨量指数基準</u>	<u>12</u>
		<u>土壌雨量指数基準</u>	<u>102</u>
	<u>洪水</u>	<u>流域雨量指数基準</u>	<u>五行川流域=7.1、井沼川流域=9.7</u> <u>大沼川流域=3.9</u>
		<u>複 合 基 準</u>	<u>—</u>
		<u>指定河川洪水予報</u> <u>による基準</u>	<u>鬼怒川〔佐貫(下)〕</u>
	<u>強風</u>	<u>平 均 風 速</u>	<u>12m/S</u>
	<u>風雪</u>	<u>平 均 風 速</u>	<u>12m/S 雪を伴う</u>
	<u>大雪</u>	<u>降 雪 の 深 さ</u>	<u>12 時間降雪の深さ 5 cm</u>
	<u>雷</u>	<u>落雷等により被害が予想される場合</u>	
	<u>濃霧</u>	<u>視 程</u>	<u>100m</u>
	<u>乾燥</u>	<u>最小湿度 30% 実効湿度 60%</u>	
	<u>なだれ</u>	<u>①24 時間降雪の深さが 30 cm以上</u> <u>②40 cm以上の積雪があつて日最高気温が 6℃以上</u>	
	<u>低温</u>	<u>夏季:最低気温 16℃以下が 2 日以上継続</u> <u>冬季:最低気温-9℃以下</u>	
	<u>霜</u>	<u>早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下</u>	
<u>着氷・着雪</u>	<u>著しい着氷(雪)が予想される場合</u>		
<u>記録的短時間大雨情報</u>		<u>1 時 間 雨 量</u>	<u>110 mm</u>

特別警報の発表基準 (一覧)

<u>現象の種類</u>		<u>特別警報の発表基準</u>
<u>気象</u>	<u>大雨</u>	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※</u>
	<u>暴風</u>	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合※</u>
	<u>暴風雪</u>	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※</u>

	<u>大雪</u>	<u>十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※</u>
地 象	<u>地震動</u>	<u>度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合</u>
	<u>火山現象</u>	<u>住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合</u>
	<u>地面現象</u>	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※</u>

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。この“数十年に一度”の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載します。

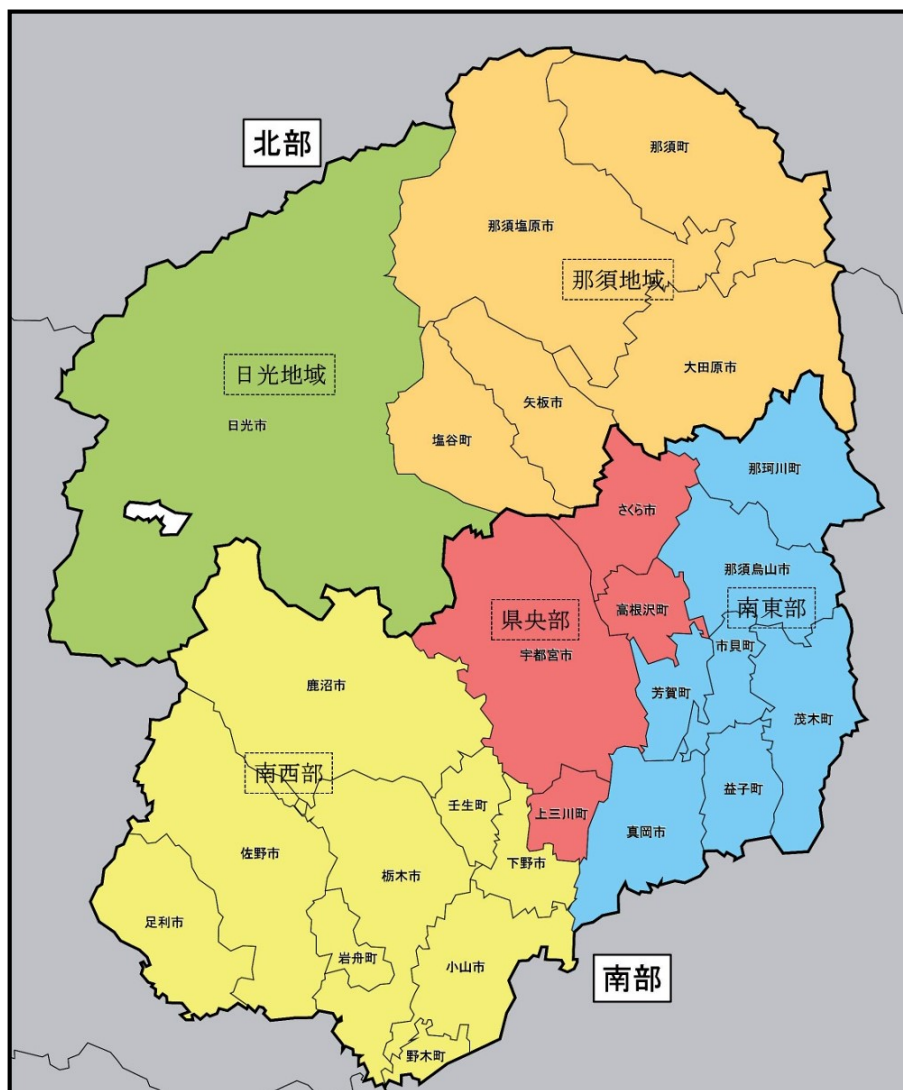
(2) 気象情報及び水防情報

宇都宮地方気象台では、県を南部・北部の2つの地域に分けて、天気予報を発表している。

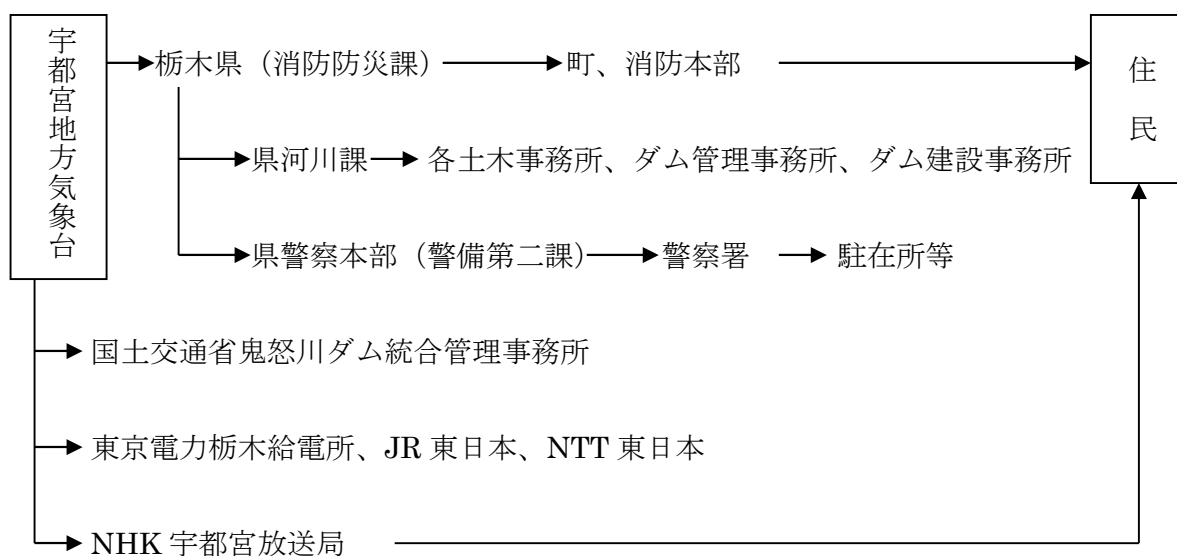
また、注意報、警報については、より効果的に防災活動を行うため、平成22年5月27日から、市町村ごとの情報が提供されている。

警報の細分区域図

二次細分区域 宇都宮地方気象台



(3) 気象注意報・警報の伝達経路



2 指定河川の洪水予報 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局が、国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるため指定した河川で、洪水のおそれがあると認められる場合は、関東地方整備局と気象庁予報部とが協同して洪水予報を行う。

(1) 指定河川

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点（予報地点）		
鬼 怒 川	左岸：塩谷町大字風見 1201-16 地先から利根川合流点まで 右岸：宇都宮市宮山田カワタニ 1302 地先から利根川合流点まで	佐 貫 （下）		
		はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	はん濫 危険水位 (危険水位)
		2.3m	2.42.6m	3.43.3m

(2) 洪水予報の種類

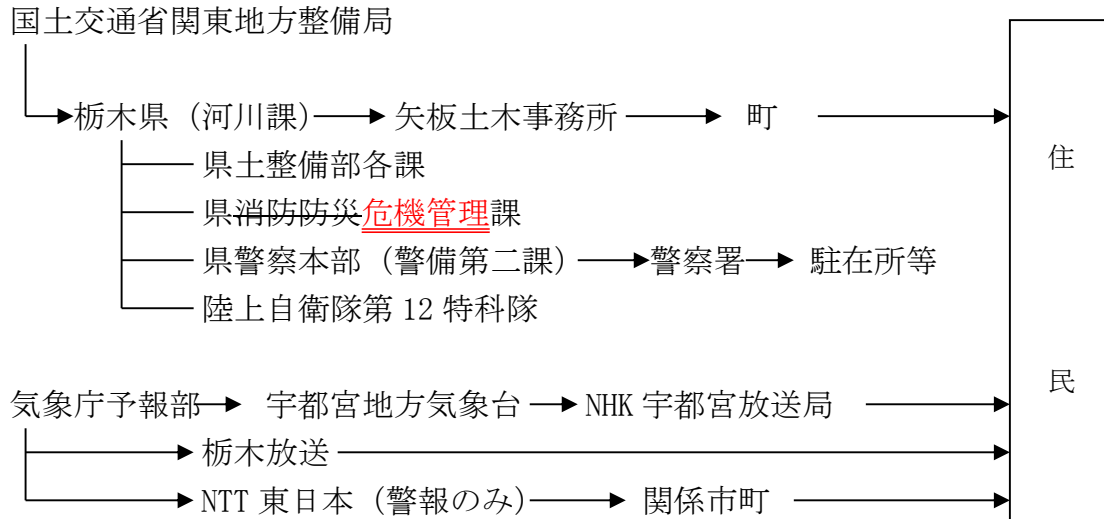
洪水予報は、河川ごとにその地点の水位や流量を示して次のとおり発表する。

分 類	種 類	発 表 基 準
注意報	〇〇川洪水注意報	指定河川に洪水のおそれがあるとき（予報地点の水位が警戒水位を超えるおそれがあるとき）
警 報	〇〇川洪水警報	指定河川に洪水があり重大な災害の発生するおそれがあるとき（予報地点の水位が原則として既に警戒水位を超えて、危険水位程度若しくはそれを超えるかあるいは重大な災害が起こるおそれがあるとき）
情 報	〇〇川洪水情報	指定河川洪水注意報及び警報を補う情報（洪水注意報、洪水警報の補足説明及び軽微な修正を必要とするとき）

<u>洪水予報の標題</u> <u>[洪水予報の種類]</u>	<u>発表の基準</u>
<u>〇〇川氾濫発生情報</u> <u>[洪水警報]</u>	<u>氾濫が発生した後速やかに発表する。</u>
<u>〇〇川氾濫危険情報</u> <u>[洪水警報]</u>	<u>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。</u>
<u>〇〇川氾濫警戒情報</u> <u>[洪水警報]</u>	<u>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</u>

<u>〇〇川氾濫注意情報</u> <u>[洪水注意報]</u>	<u>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位</u> <u>(警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場</u> <u>合に発表する。</u>
------------------------------------	--

(3) 洪水予報の伝達経路



(4) 浸水想定区域ごとの避難所

浸水想定区域ごとの避難所は次のとおりとする。

地区名	避難所	備考
大谷地区	中央小学校	指定避難所が使用できない場合は、近隣の避難所を使用する。
花岡地区	中央小学校・町民広場	
石末地区	中央小学校・町民広場	
西高谷地区	町民広場	
伏久地区	高根沢高校	
文挾地区	高根沢高校	
飯室地区	仁井田ふれあい広場・台新田公民館	
仁井田地区	仁井田ふれあい広場・高根沢高校	
東高谷地区	仁井田ふれあい広場	
上太田地区	仁井田ふれあい広場	
中郷地区	町民広場	
太田地区	町民広場	
上柏崎地区	台新田公民館	
桑窪地区	台新田公民館・柏崎公民館	
栗ヶ島地区	上高根沢小学校	
上高根沢地区	上高根沢小学校	
上阿久津地区	阿久津中学校	
中阿久津地区	阿久津中学校	
宝積寺地区	阿久津小学校・阿久津中学校・図書館中央館	

3 県が指定して洪水予報を実施する河川

県は、国土交通省が指定した河川以外で流域面積が大きく相当な被害を生じ
るおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水
予報を宇都宮地方气象台と共同して実施する。

(1) 栃木県知事が指定する河川（参考）

河川名	区 域	基準水位観測所		
五行川	左岸：芳賀町大字芳志戸秋場 橋から真岡市大字大根 田まで 右岸：芳賀町大字芳志戸秋場 橋から真岡市大字大根 田まで	妹内橋 (真岡土木事務所管内)		
		消防(水防) 団待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)
		1.60m	1.90m	3.20m

(2) 水位情報の通知及び周知を実施する時期

県が行う水位情報の通知及び周知の発表は、水防法第13条第2項の規定に
基づき行う避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、「洪水
等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成18年10月1日河川局通達）
に基づき、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情
報の発表を行うものとする。なお、その種類は次のとおりとする。

洪水の危険 のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル4	〇〇川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。

第4 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策【地域安全課】

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者
から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、
これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第5 洪水浸水想定区域等における対策【地域安全課】

(1) 国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、指定した洪水予報を
実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽
減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定
区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深を公表するととも
に、町に通知する。

(2) 町は、浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合は、少なくとも当該浸水想定区域等毎に、次の事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により町民及び避難行動要支援者関連施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方式
- ・避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

(3) 町は、町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

第 46 水防警報伝達体制の整備【地域安全課】

国土交通大臣と知事がそれぞれ指定した河川、湖沼について、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要と認めるときは水防警報を行う。

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機・準備・出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

町は国・県の伝達整備に併せ、町民に対しての伝達体制を整備する。

1 指定河川

(1) 国土交通大臣が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区域	基準水位観測所		
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見 1201-16 地先から高根沢町宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田カワタニ 1302 から宇都宮市下岡本まで	佐貫（下）		
		消防(水防) 団待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)
		1.50m	2.30m	3.403.30m

(2) 栃木県知事が指定する河川（参考）

河川名	区域	基準水位観測所

五行川	左岸：芳賀町大字芳志戸秋場橋から二宮町 <u>真岡市</u> 大字大根田まで 右岸：芳賀町大字芳志戸秋場橋から二宮町 <u>真岡市</u> 大字大根田まで	妹内橋 (真岡土木事務所管内)		
		<u>消防(水防)</u>	はん濫	はん濫
		<u>団待機水位</u> (指定水位)	注意水位 (警戒水位)	危険水位 (危険水位)
		<u>1.60m</u>	1.90m	3.20m

2 水防警報の内容

水防警報の内容、発表基準は、概ね次のとおりである。

種 類	内 容	発表基準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象注意報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動を準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき。又は、警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

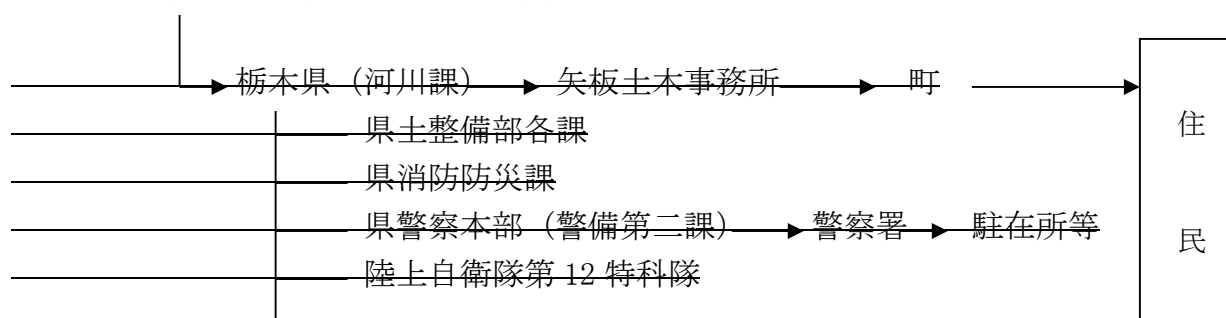
種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川

待機	<p>①不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>②水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。</p> <p>または、雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。</p> <p>または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。</p> <p>または、雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
指示及び情報	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。</p>	<p>水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。</p> <p>または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。</p> <p>または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>

—3— 水防警報と伝達経路

(1) 国土交通大臣の指定する河川

国土交通省下館河川事務所（鬼怒川）



(2) 栃木県知事の指定する河川

栃木県（河川課）並びに関係土木事務所（真岡土木事務所・矢板土木事務所）と連携し、必要に応じ住民に周知するものとする。

4 河川管理施設等の水害予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡回点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

第7 施設等の水害予防対策【地域安全課・都市整備課】

国土交通大臣と知事がそれぞれ指定した河川、湖沼について、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要と認めるときは水防警報を行う。

1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

(2) 事業計画

① 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

② 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

第8 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組【地域安全課】

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

第10節 積雪害予防対策

計画の目的

豪積雪による被害の軽減を図るため、集落の孤立防止等のための交通の確保・除雪体制の整備のための対策を実施する。

【担当】○都市整備課

町の役割

第1 積雪対策【都市整備課】

1 除雪体制の整備

豪雪時に、緊急に道路交通を確保できるよう、町は次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- (1) 除雪器具及び融雪剤の整備充実
- (2) 除雪要員等の動員体制
- (3) 所管施設の点検
- (4) 除雪業務委託先の確保
- (5) 備蓄品の保管場所の整備

2 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、町、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理を行う。

- (1) 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- (2) 防護柵、スノージェット、スノーシェルター、消融雪施設等防雪施設の整備
- (3) 路盤改良
- (4) 流雪溝の設置
- (5) 堆積帯、チェーン脱着帯の確保

第 11 節 情報収集・通信体制の整備

- ~~第 1 県防災行政ネットワークの利用~~
- ~~第 2 町防災行政無線、消防無線施設等~~
- ~~第 3 電信電話施設~~
- ~~第 4 公共・民間無線の活用~~
- ~~第 5 ホームページの利用~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~10~~11 節 情報収集・通信体制の整備」を準用する。

第 12 節 救急・救助体制の整備

- ~~第 1 自主防災組織等地域住民の対策~~
- ~~第 2 町、消防機関の対策~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~12~~13 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備」を準用する。

第 13 節 医療救護体制の整備

~~第 1 初期医療体制の整備~~

~~第 2 医療体制等の整備~~

~~第 3 医療体制の確保~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~13~~14 節 医療~~救護~~体制整備」を準用する。

第 14 節 緊急輸送体制の整備

~~第 1 陸上輸送体制の整備~~

~~第 2 空中輸送体制の整備~~

~~第 3 関係機関との連携による輸送体制の強化~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~14~~15 節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 15 節 防災拠点等の整備

~~第 1 防災活動拠点の整備~~

~~第 2 避難場所等の整備~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~15~~16 節 防災拠点等の整備」を準用する。

第16節 建築物等災害予防対策

計画の目的

町及び施設等の管理者等は、建築物、文化財等に係る風水害等の災害の未然防止と災害時における防災上重要な公共建築物の機能確保を図るために必要な防災対策を講じる。

【担当】○都市整備課 総務課 健康福祉課 上下水道課 学校教育課 こどもみらい課 生涯学習課

住民・事業所の役割

第1 住民の役割

- (1) 自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や町の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

第2 地域の役割

- (1) 地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生の恐れのある建築物倒壊の危険のあるブロック塀等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

第3 企業等事業所の役割

- (1) 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- (2) 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や町の指導・助言を参考に安全性をの向上を図る。

県の役割

—第1— 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

- ~~・県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。~~
- ~~・町・事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言する。~~

町の役割

第1 一般建築物に対する予防対策【総務課・都市整備課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

- (1) 老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行う。
- (2) 風水害発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期的に点検を行い適切な措置を行い、また、屋根ふき材、外装材その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛散しないよう指導する。

1 老朽危険建築物に対する調査、指導

水害・台風、竜巻等風害・雪害時における建築物の安全性の確保を促進するため、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講じる。

県（県土整備部）は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

2 特殊建築物の検査、指導

県（県土整備部）は、旅館、ホテル、百貨店、大規模販売店、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難設備等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

3 地下空間浸水対策

町と県（県土整備部）は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など、建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて設計者や施行管理者に対して指導、助言を行う。

4 落下物・飛来物防止対策

県は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。また、新築、改修が行われている建築物についても、外壁タイル張り、モルタル下地吹き付け等の仕上げを計画している場合、設計、施工上、十分留意するよう指導する。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

第2 市街地再開発事業等の促進【都市整備課・税務課】

町は、県と共同して市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「都市再開発法（昭和44年法律第38号）」に基づく市街地再開発事業を促進するとともに、市街地再開発事業の施行者に対し、技術指導を行う。

また、町は、防災建築物に対して課する固定資産税の軽減を図る。

第23 防災上重要な公共建築物の災害予防対策【総務課・健康福祉課・上下水道課・ 学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

(1) 災害対策本部・支部等が設置される施設（町庁舎等）防災拠点（災害対策活

動拠点、災害拠点病院)

- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（学校警察署、消防署等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

次に掲げるような防災措置を実施するとともに、防災機能の強化に努める。

- ① 飲料水の確保
- ② 非常用電源の整備及びその燃料確保
- ③ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備、配管設備等の固定化
- ④ 施設、敷地内の段差解消等、災害時要援護者避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- ⑤ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

町及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳・図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検等により施設の維持管理に努める。

- ① 点検結果表
- ② 現在の図面及び防災関連図面
- ③ 施設の維持管理の手引

第 17 節 ~~ライフライン~~公共施設等災害予防対策

- ~~第 1 道路施設~~
- ~~第 2 鉄道施設~~
- ~~第 3 上水道施設~~
- ~~第 4 下水道施設~~
- ~~第 5 電力施設~~
- ~~第 6 廃棄物処理施設~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~17~~18 節 ~~ライフライン~~公共施設等災害予防」を準用する。

第 18 節 危険物施設等災害予防対策

- ~~第 1 危険物施設~~
- ~~第 2 LPガス~~
- ~~第 3 毒物・劇物~~
- ~~第 4 放射線物質~~
- ~~第 5 古タイヤ等堆積物~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~18~~19 節 危険物施設等災害予防」を準用する。

第 19 節 文教施設等災害予防対策

- ~~第 1 防災体制の整備~~
- ~~第 2 文教施設の安全化対策~~
- ~~第 3 文化財災害予防対策~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~19~~20 節 文教施設等災害予防対策」を準用する。

第 20 節 防災関係機関相互応援体制の整備

- ~~第 1 「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な運用~~
- ~~第 2 その他応援体制の整備~~

本節については、「震災対策編 第 1 章 震災予防 第 ~~20~~21 節 防災関係機関相互応援体制の整備」を準用する。

第 21 節 竜巻災害対策

計画の目的

旋風・竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。季節的には9月の台風シーズンに多くなるが、冬場においても寒冷前線の影響で発生することもある。本町においても、平成18年7月3日の風害（ダウンバースト）により一部の区域で家屋等に被害が発生したことから、危険性は十分にあるため必要な防災対策を講じる。

【担当】 ○地域安全課 総務課 企画課 都市整備課 産業課

住民の役割

第 1 自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

- (1) 竜巻等に関する気象情報に留意する。
- (2) 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
- (3) 積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。
- (4) 竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。
- (5) 住宅内では
 - ア 雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。
 - イ 窓から離れる。
 - ウ 地下室か最下階へ移動する。
 - エ できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
 - オ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (6) オフィスビル・病院などにいるときは
 - ア 窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所から離れる。
 - イ ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。
 - ウ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
 - エ エレベーターは停止する恐れがあるので乗らない。
- (7) 外にいるときは

- ア 近くの頑丈な建物に避難する。
- イ そのような建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ウ 物置や車庫・プレパブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- エ 上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされる恐れがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

第2 竜巻に関する情報の入手・利用（予防対策）

野外活動を行ったり指導したりする者は、竜巻等に関する気象情報の入手に努める必要がある。

主な入手方法は次のとおりである。

- ア 気象庁ホームページ
- イ テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）
- ウ 携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供

第3 その他の対策

指定避難所への避難等の応急対策は、風水害に準じて行う。

町の役割

第1 局所的災害についての即報体制の整備（予防対策）

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、職員からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う体制を整備する。

第2 その他の予防対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

第3 局所的災害についての即報の実施（応急対策）

竜巻等発生が困難である局地的かつ突発的な自然災害が、休日や閉庁時間帯に発生したときに、その被害の情報を職員からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う。

第4 その他の応急対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、風水害のときに準じて行う。

第5 関係機関が行う対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、風水害のときに準じて行う。

第2章 風水害等応急対策

第1節 活動体制の確立

計画の目的

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生防止、拡大防止並びに被災者の救援救護等、町は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるように、職員の動員及び災害対策本部の設置、関係機関への通報など災害初動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は災害発生時の業務継続性の確保に努める。

【担当】○地域安全課—総務課—企画課—税務課—住民課—健康福祉課—環境課—都市整備課—上下水道課—産業課—会計課—こどもみらい課—生涯学習課—議会事務局—選挙管理・監査委員事務局各課等 社会福祉協議会 消防団

各段階における業務内容

災害対応が必要と見込まれるとき	災害警戒本部の設置
避難準備情報発表が見込まれるとき	災害対策本部の設置 現地災害対策本部の設置
避難勧告	
避難指示	
浸水・暴風による被害発生中	災害対策本部会議の開催 現地災害対策本部会議の開催 災害救助法
避難勧告解除等	
解除後1日以内	
解除後3日以内	本部組織の見直し再編
事後1週間以内	激甚法

第1 応急活動体制【各課等・社会福祉協議会・消防団】

災害の防止、災害規模に応じた職員等の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

風水害等災害体制基準

種別	災害警戒体制 災害警戒本部の設置検討	災害警戒本部の設置及び 災害対策本部の設置検討	災害対策本部体制
	第1 配備体制	第2 配備体制	第3 配備体制
時期	①気象等予報の発令、あるいは河川が通常水位を超える等、災害発生の危険がある場合。 ②気象警報が発表された場合。 ③集中豪雨等による災害発生の危険があるか若しくは軽微な災害が発生した場合で必要と認めるとき。	①気象等予報の更新、あるいは河川の水位が警戒水位を超える等、災害の危険が極めて増大した場合。 ②集中豪雨等による危険が増大した場合、若しくは災害が発生した場合で必要と認めるとき。	①大規模な災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めた場合。 ②災害が拡大し、第2次配備体制では対処が困難で、町長が必要と認めるとき。
決定	地域安全課長が関係部課長と協議し、必要があると認めるときは、決定する。	副町長が関係部課長と協議し、必要があると認めるときは、決定する。決定の経過を町長に報告する。	災害対策本部長（町長）が決定する。
処理事項	①災害予防に必要な措置及び指示 ②情報の収集 ③庁内及び関係諸機関との連絡 ④防災資材の確保及び整備 ⑤その他防災に必要な事項	災害対策全般	災害対策全般
構成員	○地域安全課 ○総務課 ○都市整備課 ○消防団（水防団） ※動員職員にあつては各課の判断により招集する。	○副町長 ○教育長 ○第1 配備体制の職員 ○係長以上の職員 ○災害情報調査連絡員 ○消防団（水防団） ○社会福祉協議会の職員	<u>○三役</u> ○全職員（社会福祉協議会職員等含む） ○消防団（水防団）

1 災害対策本部設置までの警戒体制

町は、住民に対する救援活動を早急に実施するため、町防災行政無線（移動系・同報系）等の機器を活用し情報収集を迅速に行うとともに、災害警戒体制又は

災害警戒本部体制を早急に確立して災害応急対策に着手する。

(1) 災害警戒体制（第1配備体制）

①体制の基準及び手続き

体制の決定及び解除は、地域安全課長が必要と認めたとき、又は関係本部員（関係各部課長）から地域安全課長に要請があったとき、協議し決定する。

②災害体制の内容

地域安全課等の職員は参集し、消防団員と協力のうへ災害警戒体制を確立する。措置すべき事項は次のとおり。

ア 災害に関する情報の収集

- ・降雨量等の気象情報
- ・河川の水位、流量の変化
- ・河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- ・住民の動向
- ・その他発災防止上必要な事項

イ 被害情報の把握

- ・被害が発生した日時、場所
- ・被害の程度
- ・被害に対してとられた措置
- ・その他必要な事項

ウ 被害情報の県への報告（「火災・災害等即報要領」の即報基準による。）

エ 必要に応じて関係課等及び消防署・警察署への通報

オ 必要に応じて町長、副町長等への報告

カ 災害応急対策（小規模）

③代決者

地域安全課長不在時の意思決定は、地域安全課リーダー＝課長補佐が行い、地域安全課リーダー＝課長補佐が不在時の意思決定は、地域安全課係長が行う。

(2) 災害警戒本部体制（第2配備体制）

①体制の基準及び手続き

災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的かつ迅速的確に行うため、第2配備体制のもとで災害警戒本部体制を確立する。体制の決定及び解除は、副町長が本部長となり関係部課長と協議し、必要があると認めるときは決定し、その経過を町長に報告する。

②災害体制の内容

災害警戒本部は、高根沢町役場（本庁舎）に設置する。役場内に災害警戒本部を設置できない場合、又は必要があり現地警戒本部を設置する場合は、副町長（災害警戒本部長）の指定する場所に設置する。第2配備体制の職員以外は、自宅待機し、第3配備体制に移行が決定した場合には、直ちに登庁できるように備える。警戒本部は次の対策業務を行う。

ア 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関することとせし、以下の事項（災害発生初期）に配慮する。

- ・人的被害の発生状況
- ・家屋等建物の被害状況

- ・河川等の氾濫、浸水状況
 - ・避難の必要の有無
 - ・電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
 - ・119番通報の殺到状況
 - ・その他災害の応急対策活動に必要な事項
- ・崖崩れ等土砂災害の発生状況
 - ・道路、交通機関の被害状況
- イ 災害対策本部の設置に関すること。(第3配備体制に移行の準備)
- ウ 災害応急対策の実施に関すること。

③代決者

副町長不在時の意思決定は総務企画部長が行い、総務企画部長不在時の意思決定は建設産業部長が行い、建設産業部長不在時の意思決定は住民生活部長が行い、住民生活部長不在時の意思決定は教育部長が行い、教育部長不在時の意思決定は地域安全課長が行い、地域安全課長不在時の場合は地域安全課リーダー課長補佐が行う。

災害警戒本部組織（第2配備体制）

震災警戒本部と同じ

2 災害対策本部体制（第3配備体制）

町域に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、必要があると認めるときは「高根沢町災害対策本部条例」により、町長を本部長として、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害の防ぎよ、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ迅速に措置する。

なお、本部は原則として高根沢町役場(本庁舎)に設置し、必要に応じて現地災害対策本部も設置する。本部が被災した場合は、次の順に対策本部を置く。

- ①農村環境改善センター ②宝積寺水処理アクアセンター ③仁井田ふれあい広場

災害対策本部組織（第3配備体制）

震災対策本部と同じ

(1) 設置の基準

次の各号のいずれかに該当するとき、町長は本部を設置する。

- ①気象業務法に基づく気象注意報、気象警報が発令され大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するものと町長が認めたとき。
- ②町内に洪水等の災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要すると町長が認めたとき。

(2) 解散の基準

- ①発生が予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。
- ②当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

(3) 本部設置及び解散の手続き

- ①本部の設置は、町長が決定する。この時点で招集される関係課等は、災害体制動員計画（附属資料）の第3 配備体制のとおりとする。
- ②警戒本部が設置されている場合、警戒本部長（副町長）は警戒本部会議に報告し、対策本部設置について協議する。
- ③警戒本部が設置されていない場合、副町長は関係部課長と協議し、その結果を町長に報告し、町長は対策本部の設置を決定する。
- ④本部の解散については、町内の状況を把握し、災害対策本部本部員会議で協議し、町長が決定する。

(4) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置したとき又は解散したときは、県防災行政ネットワーク等を利用して県消防防災課を通じて知事に報告するとともに、関係諸機関、隣接市町等に対し、NTT電話回線等適切な方法で連絡、公表する。

(5) 災害対策本部の運営

①本部の運営

ア 業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- 災害救助法の実施に関すること
- 災害応急対策の実施、調整
- 本部の活動体制に関すること
- 支部の活動体制に関すること
- 国、県、他市町村への応援要請
- 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- 相互応援に関すること
- 災害広報に関すること
- 災害対策本部の解散
- その他重要な事項に関すること

イ 本部員会議

災害対策に関する重要事項を協議決定し、その推進を図るため災害対策本部に本部員会議を置く。

○構成員

- ・本部長
- ・副本部長
- ・本部長付
- ・本部員

○協議事項

前記の災害対策業務を実施するにあたって、必要な事項を協議する。

○招集

本部長が必要の都度招集する。

ウ 部及び班

部及び班は、「高根沢町災害対策本部事務分掌表」（資料編 ~~28~~30 高根沢町災害対策本部事務分掌表）の分担業務を実施する。

エ 事務局

本部に事務局を置き、地域安全課の職員が担当する。

○業 務

事務局は、概ね次の業務を実施する。

- ・災害対策本部の運営に関すること
- ・本部員会議に関すること
- ・本部内の連絡調整、県その他防災関係機関との連絡調整
- ・災害に関する情報の収集、伝達
- ・その他必要な事項に関すること

○本部連絡員

事務局に、各部の本部連絡員を置き、次の業務を実施する。

- ・職員動員の連絡
- ・所属部と本部との連絡調整
- ・所属部に関わる被害又は災害対策活動に関する情報の収集、伝達、資料の整理

オ 代決者

町長（本部長）不在時等の意思決定は副町長が、副町長不在時の意思決定は総務企画部長が、総務企画部長不在時の意思決定は建設産業部長が、建設産業部長不在時の意思決定は住民生活部長が、住民生活部長不在時の意思決定は教育部長が、教育部長不在時の意思決定は地域安全課長が行う。行い、地域安全課長が不在の場合は地域安全課課長補佐が行う。

カ 臨時本部員会議

台風接近、集中豪雨等により、町域に大規模な被害の発生が見込まれる場合には、災害対策本部を設置せずに臨時本部員会議を開催し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

第2 職員の動員配備【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町に災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害等の職員の配備基準（気象警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき災害の種類、規模、被災の範囲、時期等災害の状況によって配備体制を決定し、配備要員の範囲を定め、職員及び消防団員の動員を行い、必要に応じ警察官等関係機関職員の出動を要請する。

1 職員の動員

災害体制の動員は、各課長（災害対策本部設置時は各対策部長）の指示による。

2 動員の伝達系統及び方法

(1) 勤務時間内の伝達

総務企画部長地域安全課長は、本部が設置された場合（本部に準ずる体制の場合も同じ）、本部長（町長）の指示に従い、教育長に連絡するとともに、各部課長に対し配備を指令するものとする。各部課長は、直ちに所属課長等を通じて職員（班員）に連絡し、これを指揮して対策本部分掌事務又は業務を実施する。

(2) 休日又は退庁後の伝達

《退庁後における職員の連絡方法》

各部課長は、所属職員の住所及び電話、その他連絡の方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置する。

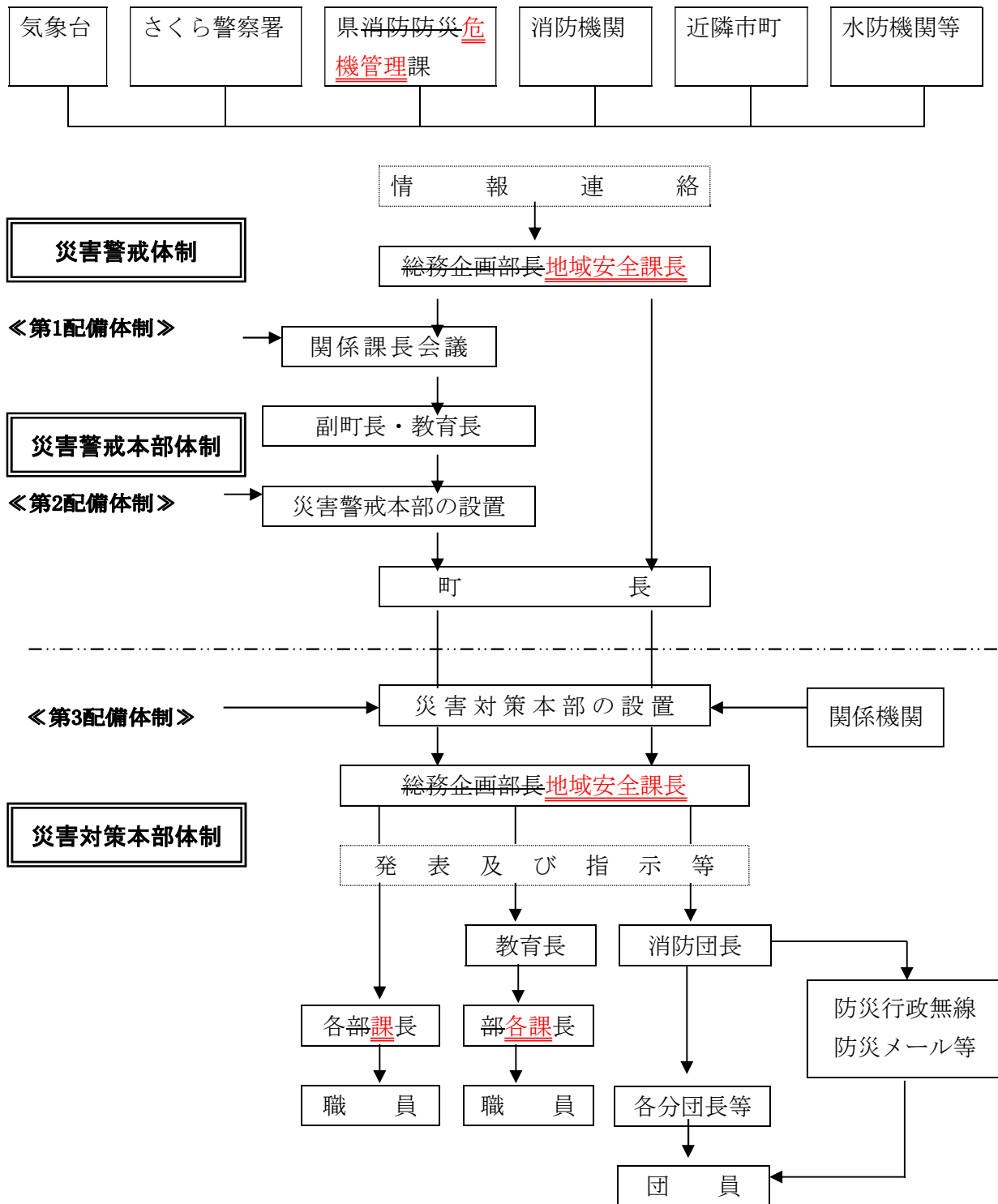
《当直者による非常伝達》

当直者は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに地域安全課長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じ関係課長に連絡するとともに、関係職員に対しても電話、携帯電話等により速やかに連絡するものとする。

①気象警報が発令されたとき。

②災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

災害対策配備体制



3 連絡の方法

本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、庁内放送、電話、防災行政無線（同報系、移動系）、電子メールのほか、その他の連絡方法を使用して伝達の徹底を図るものとする。

4 動員配備

(1) 平常勤務日の動員配備

動員された職員は、直ちにその所属班長の指揮下に入り、その指示にしたがっ

て分掌事務を遂行しなければならない。

(2) 勤務時間外の動員配備

勤務時間外又は休日に動員された職員は、直ちに役場又は指示された場所に集合し、所属班長の指揮指示を受けなければならない。なお、職員は勤務時間外又は休日に災害が発生し、又は発生するおそれのある情報を察知したときは、その状況により所属班長等と連絡し、若しくは自らの判断により登庁する。

(3) 動員配備確立後の報告

本部長（町長）の配備体制の指示に基づき、各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告する。

(4) 各対策班間の応援

災害の状況により、災害対策実施に緩急が生じ、又は局限されたときは、本部長（町長）は必要に応じ各部に所属する職員を他の対策班の応援に動員させるものとする。

5 消防団の動員（緊急動員）

消防団の動員は、本部長（町長）が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまがないときは、分団長が各々の所属する団員を動員することができる。

6 応援要請

災害の規模が大きく、災害対策を実施するため町の災害対策要員をもっても応急対策を実施することができないときは、県又は他の市町に対し応援を要請し、必要な対策要員の確保を図るものとする。

7 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定に努める。業務継続計画を適宜見直すなどして、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

8 登庁方法

各活動体制で定める庁舎への当庁にあたっては、機動性を有する自転車盗の利用をあらかじめ検討しておく。

89 その他 8 その他

(1) 動員等に関する記録

各対策班長、消防団本部及び各分団長等の責任者は、災害対策のための動員を行った場合及び応援を受けた場合は、その始期及び終期、人員作業内容等必要な事項を明確に記録する。

(2) 災害対策要員の標識等

本部長・副本部長・本部長付その他動員された職員、又は応援のため派遣さ

れた県や他の市町の職員は、別に定める腕章を付することとする。
(資料編 ~~30~~32 高根沢町災害対策本部職員等の標識)

第2節 情報の収集・伝達 及び通信確保対策

計画の目的

風水害等災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となるため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達することに努める。

【担当】○企画課—地域安全課—総務課—住民課—税務課—健康福祉課—環境課—都市整備課—上下水道課—産業課—会計課—こどもみらい課—生涯学習課—議会事務局—選挙管理・監査委員事務局 各課等 社会福祉協議会 消防団

住民の役割

第1 被害情報の収集及び通報

(1) 被害状況の把握

災害発生前後において、自分のおかれた状況を冷静に判断するために、テレビ・インターネット・携帯ラジオ及び非常用持出袋等を準備しておく。等から情報を収集する。

(2) 被災状況等の通報

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合は、遅滞なく町役場、消防署、警察署（以後「町役場等」という。）に通報するものとする。

(3) 情報収集の協力

自主防災組織等は被害情報の収集に協力し、収集した情報を町役場等に通報するものとする。

町の役割

第1 気象予警報等の発表・伝達【各課等 地域安全課・社会福祉協議会・消防団】

1 気象等予警報・情報の発表及び伝達

—(1) 気象等予警報の種類と内容

宇都宮地方気象台は、気象、地象等に関する予警報を発表する。

—(資料編 7 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準)—

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（資料編 7 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準）を以下により速やかに通知する。

(1) 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通知する。

(2) 県

県は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課、出先機関、市町、消防本部等の関係機関に通知する。

(3) 県警察

県警察は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

(4) 町

県からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報、気象警報を知ったときは、必要に応じて町民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

(5) 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに県民に対してその旨の周知を図る。

2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害警戒情報

県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、土砂災害防止法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

町は、土砂災害警戒情報を受信した場合、避難所開設等避難に向けた対策を速やかに行い、町民に対し防災行政無線・防災メール・広報車・SNS等を利用して伝達する。

(2) 土砂災害緊急情報

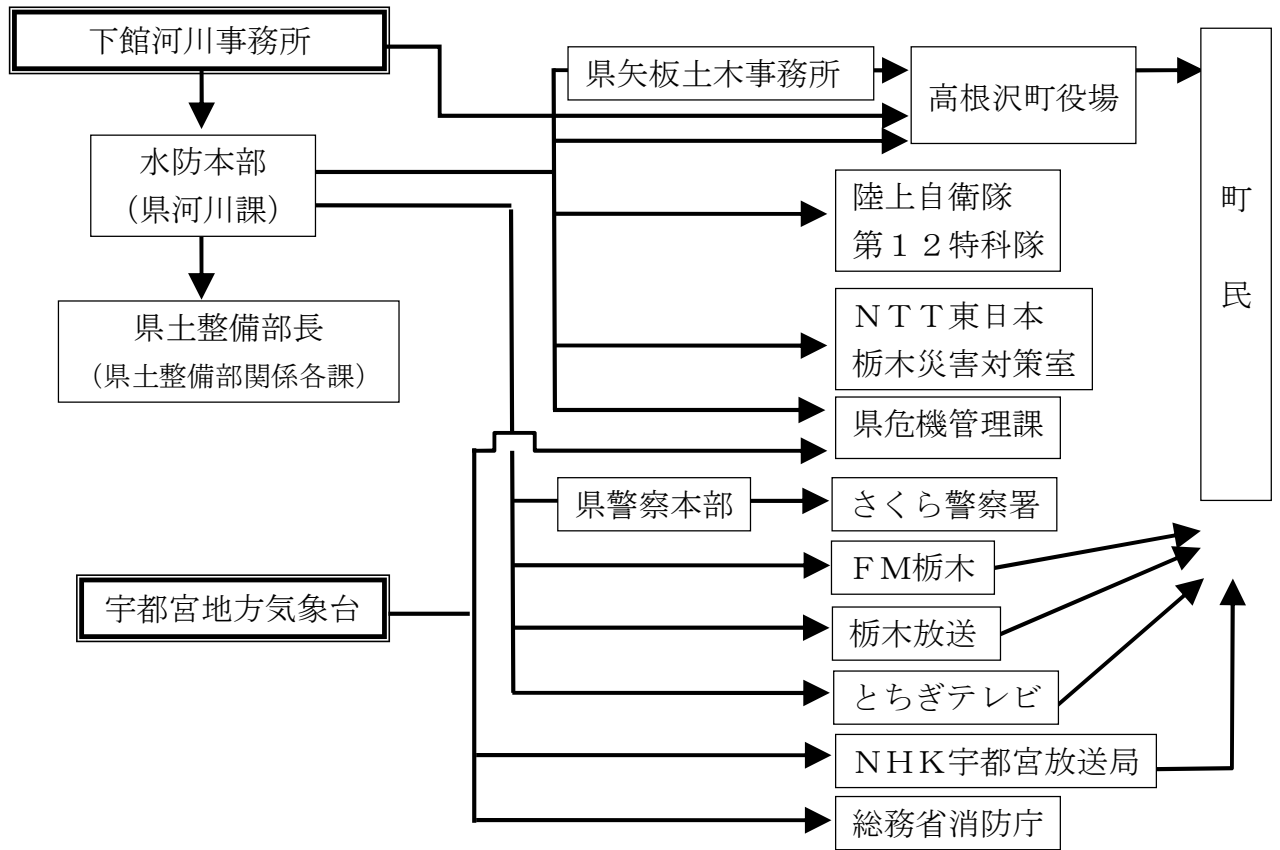
町は、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国土交通省又は県から土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報提供があった場合、迅速かつ適切に住民への避難勧告等を判断し、発令する。

23 指定河川の洪水予報

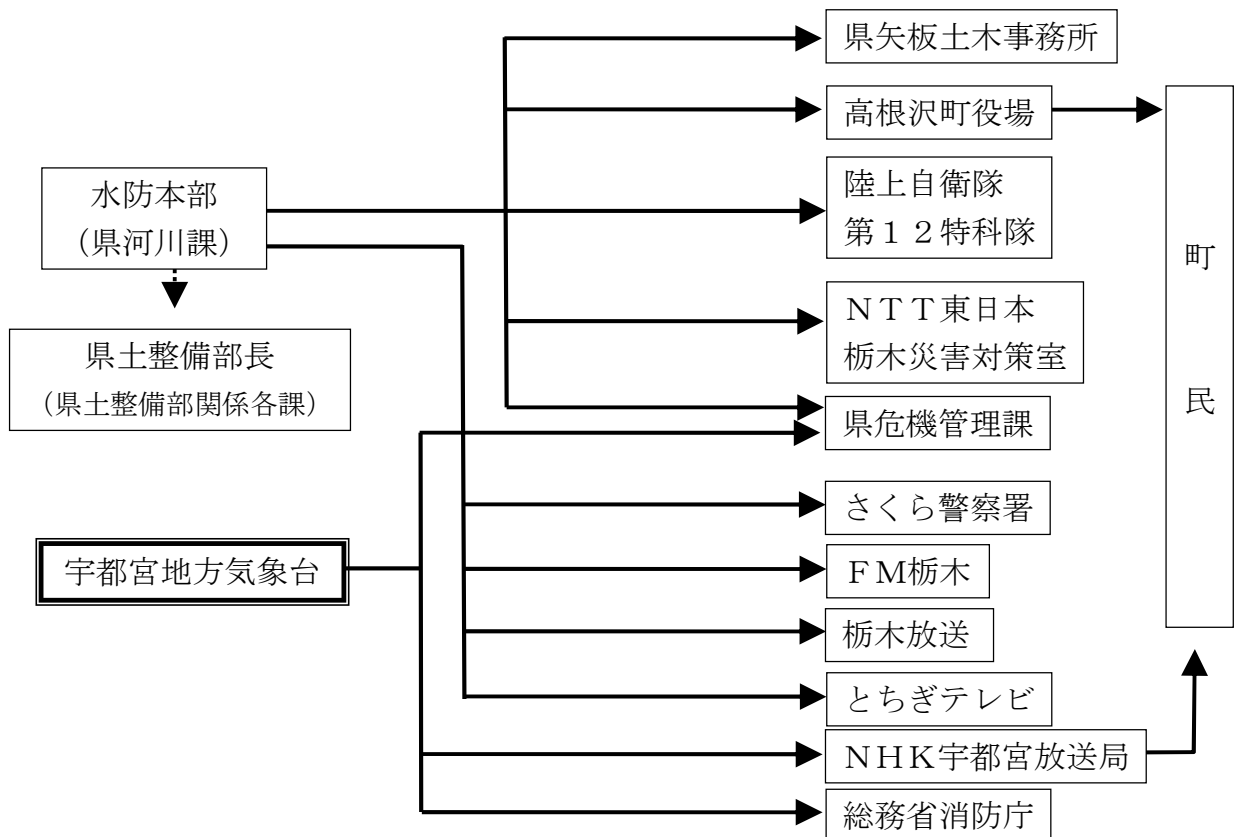
水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同して、また知事が定める河川について、栃木県河川課と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位・流量等をとともに発表する。

<指定河川の洪水予報等の伝達系統>

○ 国土交通大臣の指定する河川



○ 知事の指定する河川



~~—— (3) 鉄道・電気事業の用に適合する予報、警報~~

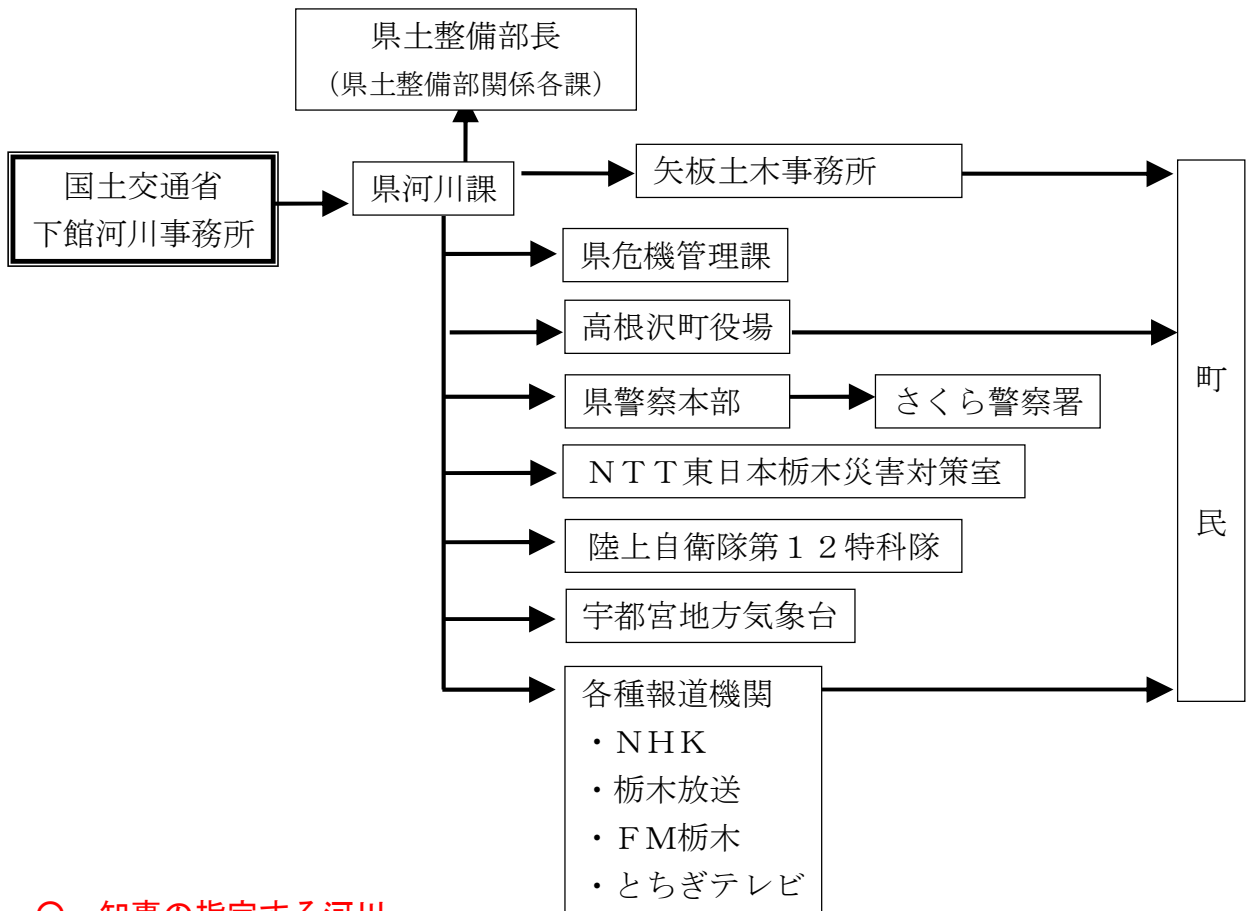
~~—— 気象台は、鉄道事業施設、電気事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報、電力気象通報を行う。~~

~~(4)~~ **4** 水防警報

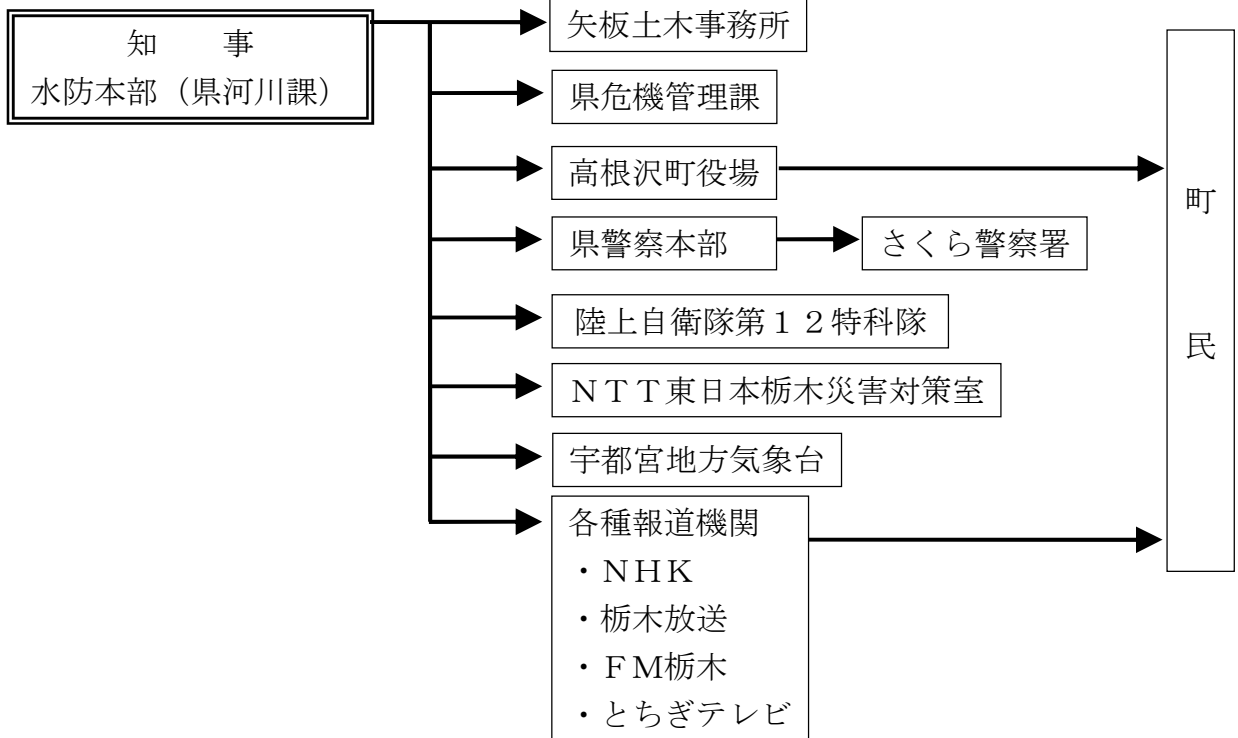
水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事又は知事の指示に基づき土木事務所長（緊急の場合は土木事務所長）が水防を必要がある状況を発表する。

<水防警報の伝達系統>

○ 国土交通大臣の指定する河川



○ 知事の指定する河川



5 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

高根沢町は利根川水系：五十里ダムと川治ダムからの通報を受ける。

町は、通報等によってダム放流情報を知ったときは、必要に応じて河川周辺住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

6 鉄道・電気事業の用に適合する予報、警報

気象台は、鉄道事業施設、電気事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報、電力気象通報を行う。

第2 被害情報の収集等【各課等・社会福祉協議会・消防団】

災害情報の急速な推移に対応するため、ラジオ、テレビ放送等、県防災行政ネットワーク、インターネット等により、積極的に情報の収集に努めるものとし、水位、雨量等の情報は、国及び県出先機関、隣接市町からの収集に努め、各河川の水位等も把握し災害拡大予防に努める。

また、被害状況の情報収集に当っては、デジタルカメラ等により現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに登録し保存するものとする。

31 伝達

- (1) 県等から通報される警報等は通常の勤務時間中は地域安全課が、勤務時間外の場合は、日直者が受信する。また、夜間は塩谷広域行政組合消防本部高根沢消防署で受信し、状況により地域安全課危機管理担当職員が役場に登庁して、待機する。なお、事前に気象警報等防災情報を担当課で受信している場合は、待機し状況を見守る。また、災害対策本部が設置中のときは、総務部消防班、総務班がこれにあたる。
- (2) 警報等を受信したときは、直ちに町長、副町長、教育長、総務企画部長をはじめ、関係各課に連絡し、情報連絡を担当する総務課は直ちに必要事項の周知徹底を図り万全を期するものとする。「資料編 10 災害通信及び伝達系統図」

42 放送通信の利用

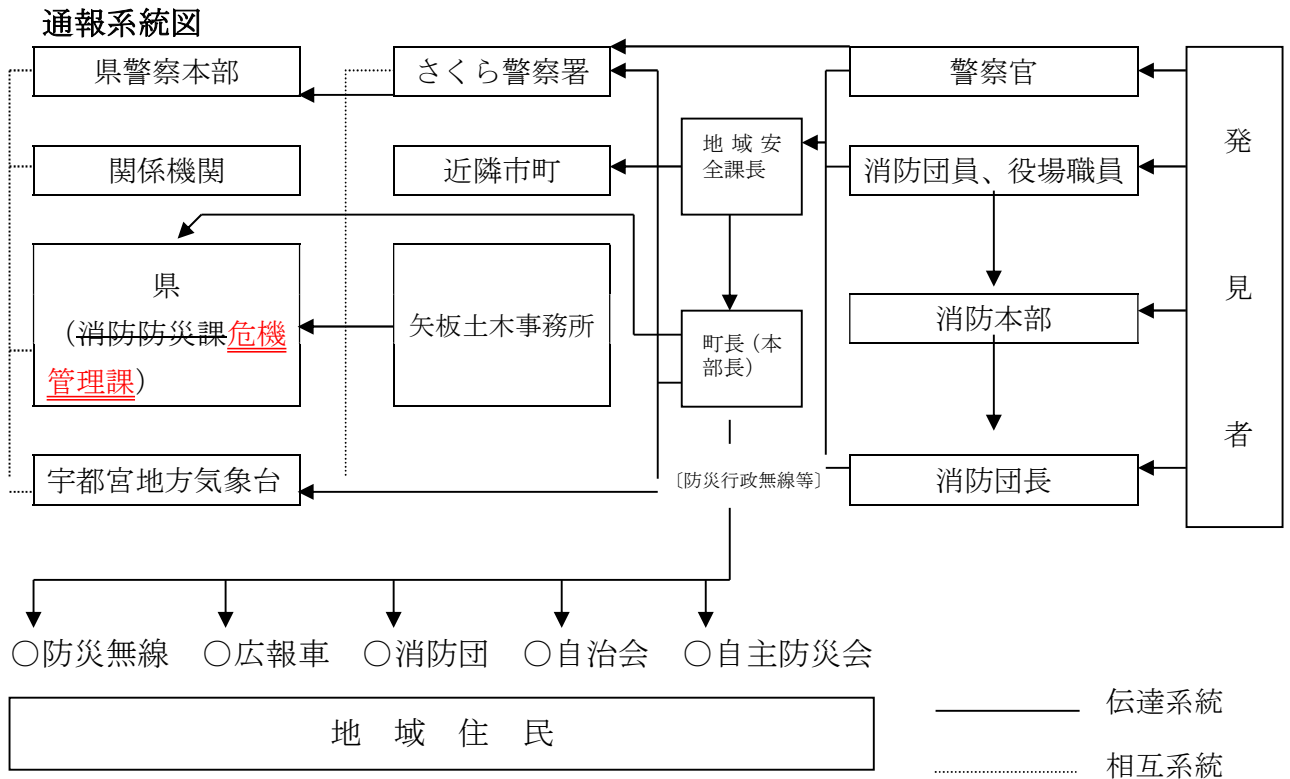
町は、災害情報その他必要な措置等を住民に伝達する場合、広報車等を活用し、また、必要に応じてNHK宇都宮放送局、栃木放送、とちぎテレビ、FM栃木等に依頼する。

- (1) 町職員：電話、携帯電話（メールを含む）等を利用して速やかに周知を図る。
- (2) 他の官公署、学校及び重要な施設の管理者：電話等を利用して周知を図る。
- (3) 住民：防災行政無線（同報系）により周知を図るものとするが、状況によっては広報車により周知徹底を行うものとする。また必要に応じて放送局へ依頼する。

53 異常現象発見時における措置

気象地象の異常な現象を発見し、住民から異常気象発見の通報を受けた場合、ただちに現地の状況を調査把握し、各課職員は地域安全課長に報告し、必要に

応じて対処する。また被害拡大の恐れがある時には、町長に報告し対応策を検討し適切な指示を受ける。必要と認めたととき、町長は直ちに住民に対し警告しその知り得る情報を発表する。



(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれのある異常な現象（異常水位、火災等）又は災害の発生を発見した者は、直ちに次に掲げる最も近い者に通報する。

- ①町役場あるいは近くにいる町職員
- ②警察官
- ③消防団長その他消防団員
- ④消防機関

(2) 関係各機関への通報

町は、異常現象の発見通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、必要に応じて次の機関に通報する。

- ①宇都宮地方気象台
- ②さくら警察署
- ③県消防防災課
- ④矢板土木事務所
- ⑤災害に関係ある隣接市町（さくら市、芳賀町等）

第 23 被害情報の収集・伝達状況の調査【各課等・社会福祉協議会・消防団】

1 被害状況の調査【各課等・社会福祉協議会・消防団】

被害状況の調査は、的確な状況判断に基づく適切な対策を行うための基本的条件となるので、その調査並びに報告は次により迅速確実に行う。

(1) 被害状況の調査実施者

県管理以外の被害状況の調査は、担当各部課が行い、総務企画部地域安全課が

取りまとめる。なお、町長は、県管理の公共建物、公共土木施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

調査の時期及び種類別担当責任者は、次のとおりとする。

調査の種類	調査時刻	調査担当者
①発生調査	災害発生の通報を受け、又は発見した場合直ちに調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。	担当対策班又は災害情報調査連絡員
②随時調査	災害発生後の状況の変化に伴い、随時に調査を詳細に行う。本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動にしたがってできる限りその都度行う。	同上
③確定調査	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので正確を期する。	担当対策班又は担当職員

(注) 災害情報調査連絡員(資料編—町職員の災害情報調査連絡員)は、町職員及び消防団員からそれぞれ構成。

上記の表のように被害調査を実施し、総務企画部に報告する。

2 収集すべき情報【各課等・社会福祉協議会・消防団】

町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、災害発生直後の管内の被害状況等の早期発見に努め、遅滞なく県、防災関係機関に通報する。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- (4) 家畜、建物、農地、農作物、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 避難行動要支援者関連施設の被害状況

(避難行動要支援者関連施設)

児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、医療提供施設、幼稚園、その他

- (6) (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (7) (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (9) (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否

~~(10)~~ (11) その他法令に定めがある事項及び災害の発生拡大防止措置上必要な事項

3 災害状況の通報及び被害状況報告【地域安全課】 県への報告

(1) 町は、町域内に被害が発生したときは、次により速やかに当該災害の状況及びこれに対して実施した措置の概要を県に報告するものとする。

① 栃木県火災・災害等即報要領の基準に該当する災害が発生した場合
消防組織法第 40 条に基づく火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により県に報告する。なお、地震災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告するものとする。

② 次の基準に該当する災害が発生した場合

災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき報告する。なお、この報告は、前記①の消防組織法第 40 条に基づく火災・災害等即報要領による報告と一体として取り扱うものとする。また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告するものとするが、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行くこととする。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告があると認められる程度の災害

ウ 上記に定める災害になるおそれのある災害

<報告先>

国への報告（震度 5 強以上等直接即報基準）に該当する場合	(1) 勤務時間内（消防庁防災課応急対策室） (NTT 回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)
	(2) 夜間・休日（消防庁防災課宿直室） (NTT 回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
県への報告	栃木県県民生活部消防防災課危機管理・災害対策室 (NTT 回線) 028-623-2136 028-623-2146 (FAX)

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない大規模な災害が発生したときは、速やかにその災害の状況を把握するものとし、被害の詳細が把握できない状況にあっても、把握した情報から県等に報告する。

4 情報の報告・伝達手段

災害発生時における報告・伝達は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、次の手段を有効に活用して行うものとする。通信の途絶等により通信が困難となった場合は、「第 32 節 情報の収集伝達及び通信確保対策」により、あ

らゆる手段を利用して行うよう努める。

また、高根沢町の地域において災害が発生または発生する恐れがある場合について、高根沢町及び国土交通省関東地方整備局が必要とする各種情報の交換等を目的とした情報連絡員（リエゾン）に関する協定に基づき、迅速かつ的確な災害対処を行う。

直接即報基準は、次表のとおりである。（参考）

火災等即報	交通機関の火災	航空機、列車の火災で次に掲げるもの 1 航空機火災（火災発生のおそれがあるものを含む） 2 列車火災
	危険物等に係る事故	1 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m ² 程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの 2 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物が流出したもの又は流出するおそれがあるもの ②大規模タンクからの危険物等の漏えい等 3 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等漏えい
	原子力災害	放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
救急・救助	死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの 1 列車の衝突・転覆等による救急・救助事故 2 バスの転落による救急・救助事故 3 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故	
災害即報	1 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。） 2 風水害、雪害において、死者又は行方不明者が生じたもの	

第4 情報管理体制の確立【地域安全課・総務課】

災害時の町の通信連絡手段は、一般加入電話、町防災行政無線（移動系）等とする。災害時優先電話や各種携帯電話については、連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化するなど、効果的な災害情報の管理体制を確立する。

第3節 通信確保対策

計画の目的

—町及び関係機関は、災害応急対策を迅速適切に実施するため、相互に密接な連携を図るとともに、保有している情報を伝達する通信手段の確保を図る。

—【担当】○総務課—地域安全課—

県等の役割

第1 通信確保の協力

- 1 県等は、町の通信機器が使用できない場合、又は使用が困難な場合は、被災情報等の通信に協力する

町等の役割

第1 情報管理体制の確立

—災害時の町の通信連絡手段は、一般加入電話、町防災行政無線（移動系）等とする。災害時優先電話や各種携帯電話については、連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化するなど、効果的な災害情報の管理体制を確立する。

1 町防災行政無線（移動系・同報系）の利用

—災害時には一般電話の通信が途絶えることが予想されるため、防災行政無線（移動系）を活用し、災害現場、本部との間の連絡通信並びに町民の避難誘導、避難勧告等の通知を行う。また、通知や広報等伝達のみの場合は、防災行政無線（同報系）も併用する。

2 有線通信施設

—有線放送施設の被害のため緊急通信の確保等が不十分な状況においては、公衆電話通信の優先利用もしくは専用通信施設の利用によるものとし、関係機関とあらかじめ協議しておく。

(1) 公衆電気通信施設の利用

—① 「災害時優先電話」の利用を図る。

② 特設公衆電話の利用

—避難者及び帰宅困難者への安否確認等の通信確保の観点から、高根沢町指定避難所に設置した特設公衆電話の利用を図る。

③ 非常・緊急通話用電話の利用

—町は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしてオペレーターに申し込む。

(2) 専用電話の利用

—① 県防災行政ネットワークによる通信

—② 警察通信設備による通信

—③ 自衛隊の通信設備による通信

3 無線通信施設

① 携帯電話による通信

② 町簡易無線による通信

—— ③ アマチュア無線による通信

第 43 節 災害拡大防止活動

計画の目的

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を行う。

【担当】○地域安全課 都市整備課 産業課 消防団

住民の役割

- 第 1 災害時においては、その人的被害を最小限に抑えるために早い段階から気象、河川情報や地域の状況に注意し、行政の出す避難準備情報等に的確に対応することが必要である。また、最悪孤立しても救助を待つまでの間、最低限の食料、飲料水の備蓄や携帯ラジオ等の用意を自ら行う。

町の役割

第 1 監視、警戒【地域安全課・都市整備課・産業課・消防団】

- (1) 町、消防本部は、相当の雨量があり、警戒が必要と認められるとき、又は災害が発生したときは、消防（水防）団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

①警戒段階

- | | |
|---------------------|----------------|
| ア 降雨量等の気象情報 | イ 河川の水位、流量等の変化 |
| ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況 | エ 住民の動向 |
| オ その他発災防止上必要な事項 | |

②災害発生初期

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ア 人的被害の発生状況 | イ 家屋等建物の被害状況 |
| ウ 河川等の氾濫、浸水状況 | エ 崖崩れ等土砂災害の発生状況 |
| オ 避難の必要の有無、避難の状況 | カ 道路、交通機関の被害状況 |
| キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況 | |
| ク 119 番の通報の殺到状況 | |
| ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項 | |

- (2) 水防管理者（町長）は、大雨に関する気象情報の伝達を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、出水前に必ず消防（水防）団員、職員等に堤防を巡視させる。なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

①堤防の溢水状況

②堤防の亀裂、崩壊

- ③水門、ひ門の漏水、扉の締り具合
- ④橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止【地域安全課・都市整備課・消防本部・消防団】

1 町の活動【地域安全課・消防本部・消防団】

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、消防（水防）団、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したとき、水防管理者は消防（水防）団の長、消防本部の長は、直ちに県並びに関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の消防（水防）団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- ①水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ②水防警報指定河川等であつては知事からの警報を受けた場合
- ③緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

(2) 本部員の非常配備

水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備は、本章第1節第1を基本とするが、必要により県水防本部員の非常配備を参考に班分けを行う。

(3) 消防機関の非常配備

水防管理者が消防（水防）団、消防本部に発する配備指令は、おおむね次の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待 機	消防（水防）団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は情報の把握に努め、団員は直ちに出動準備ができる態勢をとる。	水防に関係ある気象の予報、注意報・警報が発せられたとき
準 備	消防（水防）団の団長等及び分団員は所定の詰所に集合し、水防資機材、器具の整備点検及び作業員の配備計画にあたりるとともに、水門、ひ門等の水防上重要な工作物へ団員を派遣し水門等の開閉準備を行う。	河川の水位が通報水位に達し、かつ上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき
出 動	第1次出動：消防（水防）団員の少数が出動し、堤防等の巡視警戒にあたりるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。 第2次出動：消防（水防）団員の一部が出動し、水防活動に入る。 第3次出動：消防（水防）団員全員が出動し、水防活動に入る。	河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたとき

(4) 警戒区域の設定

地域住民等生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(5) 住民に対する避難の指示

町長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

2 堤防等施設の応急復旧措置【地域安全課・消防本部・消防団】

(1) 堤防施設の損壊等による浸水防止

越水等による被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じる。

(2) 堤防の決壊等による出水防止措置

堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

3 土砂災害拡大防止活動

(1) 施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施【都市整備課】

町、県（県土整備部）、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施【都市整備課】

町、県（県土整備部）は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(3) 避難対策【地域安全課・消防本部・消防団】

町、県（県土整備部）、消防機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第9節の要領により避難の勧告若しくは指示を行う。

4 風倒木等対策【都市整備課】

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。なお、風倒木があった場合には、速やかな除去に努め、交通事故防止等に努める。

5 異常降雪時の対策

国土交通省、県、町道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対

策を迅速かつ的確に実施する。

第54節 広報広聴活動

計画の目的

災害時、住民等に迅速かつ的確な情報を提供し、社会混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、住民等のニーズに対応した広報活動を行う。また、住民等からの各種相談に応じ、不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進に努める。

【担当】○企画課 地域安全課 総務課 住民課 税務課 健康福祉課

住民の役割

第1 要配慮者への配慮

災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、災害時要援護者要配慮者や情報を入手していない住民、町内在勤者等の滞在者に的確に伝え、適切な対応が取れるよう配慮する。

町等の役割

第1 広報体制の確立【地域安全課 企画課】

町は、町が保有する以下の広報等媒体を活用して実施する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、町長から行うものとする。

(1) 種類

- ①防災行政無線（同報系）による広報
- ②広報車による広報
- ③掲示板による広報
- ④報道機関を通じた広報
- ⑤災害情報調査連絡員による広報
- ⑥⑤町ホームページ等による広報

(2) 広報班

災害時における広報活動の万全を期すため、総務企画部に広報班を置くものとする。

第2 広報の方法【企画課・健康福祉課・社会福祉協議会】

1 住民に対する広報

(1) 広報の方法

広報担当職員は、各部対策班等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、気象状況、避難救助の状況等を把握し、必要があるときは関係機関及び各種団体、施設に対し情報の提供を求め、広報資料の整備を図る。また、広報の実施に当たっては、視覚、聴覚障害者や高齢者、外国人等に十分に配慮する。

《写真等取材》

広報活動上写真等を必要とするときは、災害対策本部各対策班が撮影した写

真等を利用するが、特に必要とするときは、写真等取材のため職員を派遣し資料の収集を図る。

(2) 広報内容

①警戒、避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

- ア 雨量、河川水位等の状況
- イ 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- ウ 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- エ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等

②災害発生直後の広報

- ア 災害発生状況（人的被害、住宅被害等の災害発生状況）
- イ 災害応急対策の状況（地域、コミュニティごとの取組状況）
- ウ 道路交通状況（道路交通規制等の状況、交通機関の被害、復旧状況等）
- エ 電気、ガス、水道、電話等ライフライン施設の被害状況（途絶箇所、復旧状況等）
- オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

③応急復旧活動段階の広報

- ア 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- イ 給食、給水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

④その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言ダイヤル（171）の登録・利用呼びかけ等

2 報道機関に対する情報発表の方法

総務企画部副部長（企画課長）は、被害の状況、応急対策実施の状況等を協議し、総務企画部長地域安全課長及び本部長（町長）の承認を得て、適宜報道機関に発表する。

3 庁内連絡

広報班は、災害情報及び被害状況の推移を適時職員にも周知する。

4 避難行動要支援者等への配慮

(1) 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

(2) 視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援にあたっては、障がいの程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字、音声・拡大文字、手話・文字・拡張器等）による情報支援に努める。

(3) 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

5 各種広報手段の活用

町は、町民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、県及び関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

- (1) 被災地や避難場所等へ町有車両（放送設備を有する車両等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施
- (2) 必要に応じてヘリコプターによる情報収集や広報活動を実施
- (3) 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知
- (4) 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布
なお、視聴覚障がい者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付できるよう努める。
- (5) 各種情報の新聞広告掲載
- (6) 防災行政無線、テレビ、ラジオ
- (7) テレビのデータ放送、電光掲示板等による情報提供
- (8) ホームページやメール等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- (9) ボランティアの協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

第3 浸水想定区域内の災害時要援護者要配慮者利用施設への通知【健康福祉課・学校教育課・こどもみらい課】

大雨洪水警報等が発表された場合には、浸水想定区域内の災害時要援護者要配慮者利用施設（阿久津医院・菅又病院・親和幼稚園・ひまわり保育園・にじいろ保育園）の長に、浸水被害に備えるよう警報発表を伝達する。

第4 公広聴活動【総務課・企画課・住民課・税務課・健康福祉課】

災害発生時において、混乱や社会不安、パニックを防止するため、次により被災者の生活相談や救助業務等の公広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに併せて災害の応急対策に住町民の要望等を反映させる。

1 臨時住民相談所の開設及び広聴活動【住民課・健康福祉課】

担当部は住民生活部社会福祉班、住民班とし、速やかに被災者の要望等を把握するため、避難場所に臨時住民相談所を開設し、各部及び関係機関と協力し住民の被災及び復旧に関する相談、要望等を聴取する。

2 相談、要望等の処理【総務課・企画課】

聴取した相談、要望等については、各部及び関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い処理するものとし併せて復旧計画に反映させる。

第 65 節 相互応援協力・派遣要請

計画の目的

大規模災害の発生により町のみでは対処が困難な場合、他自治体等に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。

【担当】○総務課 地域安全課 住民課 税務課 健康福祉課

住民・事業所の役割

第 1 自主防災組織の協力体制

町域内の自主防災組織（企業等を含む。）の協力体制を確立し、その機能が十分に発揮できるよう役割分担等の協議を行う。

- 避難誘導、避難場所での救助・介護業務等への協力
- 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- 被災地域内の社会秩序維持への協力
- その他の災害応急対策業務への協力
- 災害時要援護者の保護等

県等の役割

第 1 町内所在機関相互の応援協力

県、指定地方行政機関等の出先機関及び町域内を活動領域とする公共団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、町が実施する応急措置の応援協力をを行う。

第 2 塩谷地区広域防災の相互協力

町が災害時に行う応急対策活動が十分に実施できない場合、塩谷地区 2 市 2 町、さくら警察署、矢板警察署、塩谷広域行政組合消防本部、栃木県建設業協会塩谷支部において締結している塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定に基づき応援要請を行う。

町等の役割

第 1 市町間の相互応援【総務課】

1 応援要請

(1) 災害が発生した場合、町は応急措置の実施について「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

併せて、遠隔地自治体との災害時相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(2) 発生した災害が更に拡大した場合、町は、同一ブロック内（「第 2 部震災対策編・第 1 章・第 19 節・第 1」参照）の市町に、応急措置の実施について必要な応援要請を行う。また、必要な場合、県に対し応援を要請する。

(3) 災害が大規模となり、ブロックを超える応援が必要と判断される場合、町は、

県に対して応援を要請する。また、必要に応じ、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

~~(4) 応援の種類~~

町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町に対し、次に掲げる事項のうち必要な事項について応援を求める。

- ~~① 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供~~
- ~~② 生活物資及びその補給に必要な資機材の提供~~
- ~~③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供~~
- ~~④ 消火、救護、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の応援~~
- ~~⑤ ボランティアのあつせん~~
- ~~⑥ その他特に必要な事項~~

~~(5) 要請手続き~~

あらかじめ次の事項を明らかにしたうえで要請する。

- ~~① 災害の状況及び応援を要請する理由~~
- ~~② 応援を必要とする場所、期間~~
- ~~③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量~~
- ~~④ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）~~
- ~~⑤ その他の必要事項（宿泊、給食等の受入れ体制等）~~

~~2 協力体制の確立~~

町は、他市町の災害時における応急応援対策に万全を期すため、隣接市町や防災関係機関と既に締結されている各種協定等に基づき、職員派遣等の応援を円滑に行う。

また、首都圏災害時における避難民の受入応援のため、受入可能な住宅を把握し、情報提供を含め関係機関と協力しながら避難民の受入に協力する。

~~第2 消防機関の応援【地域安全課】~~

大規模災害及び特殊災害等の発生に対し、持てる消防力では災害の防ぎよが困難な場合には、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づき、県内の他の市町・消防本部に対し、応援の要請を行う。

~~第3 自主防災組織との協力体制【地域安全課・住民課・税務課・健康福祉課・産業課・こどもみらい課・生涯学習課・社会福祉協議会】~~

町域内の自主防災組織（企業等を含む。）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等についてあらかじめ定めおくとともに、発災時に円滑な行動が取れるよう平素から関係者等に周知を図る。

- ~~○ 避難誘導、避難場所での救助・介護業務等への協力~~
- ~~○ 救助・救急活動を実施する各機関への協力~~

- ~~○ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力~~
- ~~○ 被災地域内の社会秩序維持への協力~~
- ~~○ その他の災害応急対策業務への協力~~
- ~~○ 災害時要援護者の保護等~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第4節 相互応援協力・派遣要請」を準用する。

第7節 自衛隊派遣要請

計画の目的

大規模災害の発生により町・県・防災関係機関のみでは十分な対処が困難な場合、自衛隊に対して災害派遣の要請を行う。

【担当】○地域安全課

町等の役割

第1 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法【地域安全課】

1 災害派遣の範囲

町長は、災害の発生により人命、財産の保護について必要があると認め、自衛隊を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

2 災害派遣要請の手続き

(1) 実施責任者

原則として町長が知事に対して、自衛隊の派遣要請を依頼する。

(2) 派遣要請の要領

町長又は代理者が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼をする場合、次の事項を明記した文書（資料編：自衛隊派遣要請書）を県消防防災課あてに送達する。ただし、緊急の場合は電話等で行い、事後速やかに文書を送達する。

① 災害の状況及び派遣を要請する理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

（例えば、航空機による患者輸送の場合には、添付搭乗者の氏名、職業、年齢等）

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び町域に係る災害の状況並びに災害派遣の必要性等を陸上自衛隊第12特科隊に通知する。

ただし、事後速やかにその旨を知事に通知する。

第2 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等【住民課】

1 派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害派遣部隊が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあつせんする。

(2) 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等競合又は重複することがないように、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 災害における作業等に関しては、自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

~~(4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。~~

~~2 使用資材の準備~~

~~派遣部隊が災害救助作業又は復旧作業を実施するにあたり、必要とする資材を原則として準備する。~~

~~3 経費分担~~

~~(1) 町に、自衛隊が派遣された場合、町が負担する経費~~

~~① 派遣部隊（自衛隊）が救助活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に関わるものを除く）の購入費、借上料、修繕費~~

~~② 派遣部隊（自衛隊）の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費~~

~~③ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料等~~

~~(2) 前項(1)に定める経費及びこれ以外の諸経費で負担区分に疑義を生じた場合は、町及び自衛隊間で協議するものとする。~~

参考

自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣部隊の活動内容の範囲

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。

援助物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対し、生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

~~—第4— 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請【住民課】—~~

~~——1— 災害派遣部隊の撤収要請~~

~~——町は、災害救援活動の必要がなくなった場合には、陸上自衛隊第12特科隊と協議のうえ、県に災害派遣部隊の撤収要請を依頼する。——~~

第 86 節 災害救助法の適用

計画の目的—

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は県に対して災害救助法の適用を要請する。なお、適用された場合には、県と連携して法に基づく応急的な救助を行う。

—【担当】〇地域安全課

町等の役割

第 1 災害救助法による救助の種類と権限【地域安全課】

町長（知事の補助機関として）及び知事は、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則（昭和 35 年栃本県規則第 35 号）に基づき、次の救助を実施する。

1 町長は、救助を迅速に実施することが必要で知事による救助実施を待つことができないときは、（知事の補助機関として）救助を実施することができる。その場合、町長はその状況を速やかに知事に報告する。

2 知事が救助を迅速に実施するために必要と認めるときは、救助の実施の一部を町長が行うことができる。この場合、知事は救助の期間、内容を町長に通知する。

（救助の種類）

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊出しその他による食品の給与

エ 飲料水の供給

オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

カ 医療

キ 助産

ク 災害にかかった者の救出

ケ 住宅の応急修理

コ 学用品の給与

サ 埋葬

シ 死体の搜索

ス 死体の処理

セ 障害物の除去

ソ 応急救助のための輸送

タ 応急救助のための労力

※ 災害救助法が適用されたときは、イを除き、基本的に町長が知事の補助機関として実施するものとする。

~~第2 災害救助法の適用基準~~

~~本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。~~

- ~~(1) 本町の**滅失世帯**（住家滅失世帯）数が**60世帯以上**のとき。~~
- ~~(2) 被害が広範囲にわたり、**県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上**に達したときで、かつ、**本町の滅失世帯数が30世帯以上**に達したとき。~~
- ~~(3) 被害が県内全域におよぶ大災害で、**県内の滅失世帯数が9,000世帯以上**に達した場合で、多数の世帯の住家が滅失し被害状況が特に救助を必要とするとき。~~
- ~~(4) 本町の被害が、(1)～(3)に達していないが、次の各号の一つに該当し、知事が特に救助を実施する必要があると認めるとき。~~
 - ~~① 災害が、隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救援を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。~~
 - ~~② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。~~

~~第3 被災世帯の算定基準~~

~~適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。~~

~~1 被災世帯の算定~~

~~住家の被害程度は、住家の全壊、全焼、流出等の世帯は滅失1世帯とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。~~

~~2 住家の滅失等の認定~~

~~(1) 住家が全壊・全焼・流失したもの~~

~~住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家の損害割合50%以上に達した程度のことをいう。~~

~~(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの~~

~~住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のことをいう。~~

~~(3) 床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができないもの~~

~~前記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの又は土砂、竹林等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。~~

~~第4 災害救助法の適用手続き~~

~~災害に際し、町域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。~~

~~申請は、県消防防災課を経由して知事に対し次に掲げる事項について、まず口頭又は電話で要請し、後日文書で提出する。~~

- ~~(1) 災害発生の日時及び場所~~
- ~~(2) 災害の原因及び被害の状況~~
- ~~(3) 適用を要請する理由~~
- ~~(4) 適用を必要とする機関~~
- ~~(5) すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置~~
- ~~(6) その他必要な事項~~

~~第5 災害救助法の実施方法等~~

~~1 災害報告~~

~~災害救助法に基づく「災害報告」は、救助用物資、義援金品の配分等の基準になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。~~

~~2 救助実施状況の報告~~

~~救助実施状況の報告は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第97節 避難・救出救助対策

計画の目的

風水害時の出水や浸水災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づき、避難実施者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、警察官、知事及び自衛隊等の協力を求め、時期を失しないよう避難のための立退きを勧告又は指示等の措置を行う。また、大規模な事故発生時には、多数の救急救助事象の発生が予想されるため、関係機関相互の密接な連携のもと、迅速かつ的確な救急救助活動の実施に努める。

【担当】○健康福祉課—地域安全課—企画課—住民課—税務課—都市整備課—上下水道課—こどもみらい課—生涯学習課 各課 社会福祉協議会 消防団

住民の役割

第1 避難行動の事前準備

1 避難行動について

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は必ずしも避難場所に避難する必要はなく、また避難先は、町が指定する小中学校や公民館等の避難場所に限らず、安全な親戚・知人宅へ避難することができるよう事前に検討する。

2 ハザードマップ等の活用

ハザードマップや国が作成した避難行動判定フローを使い、自分の家は避難が必要な場所か、また、避難にあたってどこが危険なのか、日頃から確認をしておく。

第12 避難の誘導等

1 避難誘導の実施

(1) 避難の誘導協力

避難勧告又は避難指示に基づき警察又は消防機関が行う避難誘導に対して、できるだけ近接の住民とともに集団避難するよう協力する。

(2) 避難の順位

避難誘導は、原則として災害時要援護者 要配慮者 を優先して行う。また、自主防災組織等は、町から提供をうけた災害時要援護者 要配慮者 のリスト等を活用し、各居宅に取り残された災害時要援護者 要配慮者 の安否確認を実施する。

(3) 携行品 携帯品 の制限

① 携行品 携帯品 は、必要最小限の食糧 食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限とする。

2 自主避難の実施

災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合においては、

近隣の住民が声を掛け合って自主的に避難する。

避難手段は原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や災害時要援護者要配慮者の有無などの実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策を講じる。

3 その他避難誘導に当たっての留意事項

- (1) 災害時要援護者要配慮者の避難誘導・移送協力
- (2) 避難が遅れた者の救出・収容協力
- (3) 避難誘導者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保を図る。

4 住民及び自主防災組織による救急救助活動

自発的に被災者の救急救助活動、並びに救急救助活動を行う住民及び自主防災組織等に協力する。

5 避難所の運営

- (1) 避難住民は、避難所運営に協力する。
- (2) 災害時要援護者要配慮者のニーズの把握、及び情報提供等を実施する。
- (3) 災害時要援護者要配慮者の移送及び誘導に協力する。

町・県等の役割

~~第1 要避難者の把握及び判断【健康福祉課】~~

~~1 避難の必要性の把握~~

~~住民に危険が切迫するなど急を要する場合、町長は、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるとともに、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。~~

~~2 避難対策の必要の早期判断~~

~~避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。また、災害の状況によって、二次災害が生じる地域も予想されるため、適切な避難活動が実施できるよう、消防機関は、警戒区域の発表以降警戒活動に着手し、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施する。~~

~~第2 避難の勧告・指示及び警戒区域の設定の内容【地域安全課・消防団】~~

~~1 避難の勧告・指示の基準~~

~~災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に必要な範囲の住民に対して行う。災害対策基本法に基づく避難について、町は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。~~

~~避難勧告等の発令にあたっては、目没等避難完了までの時間帯に考慮する。~~

~~① 集中豪雨や堤防の決壊等、大規模な水害が予想されるとき~~

- ② 火災が拡大し、延焼等による危険が大きいと認められるとき
- ③ ガス、その他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- ④ 土砂災害・浸水害の発生のおそれがあるとき
- ⑤ 建築物や工作物等の倒壊により、周辺に被害を及ぼすおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

避難勧告・指示の実施者

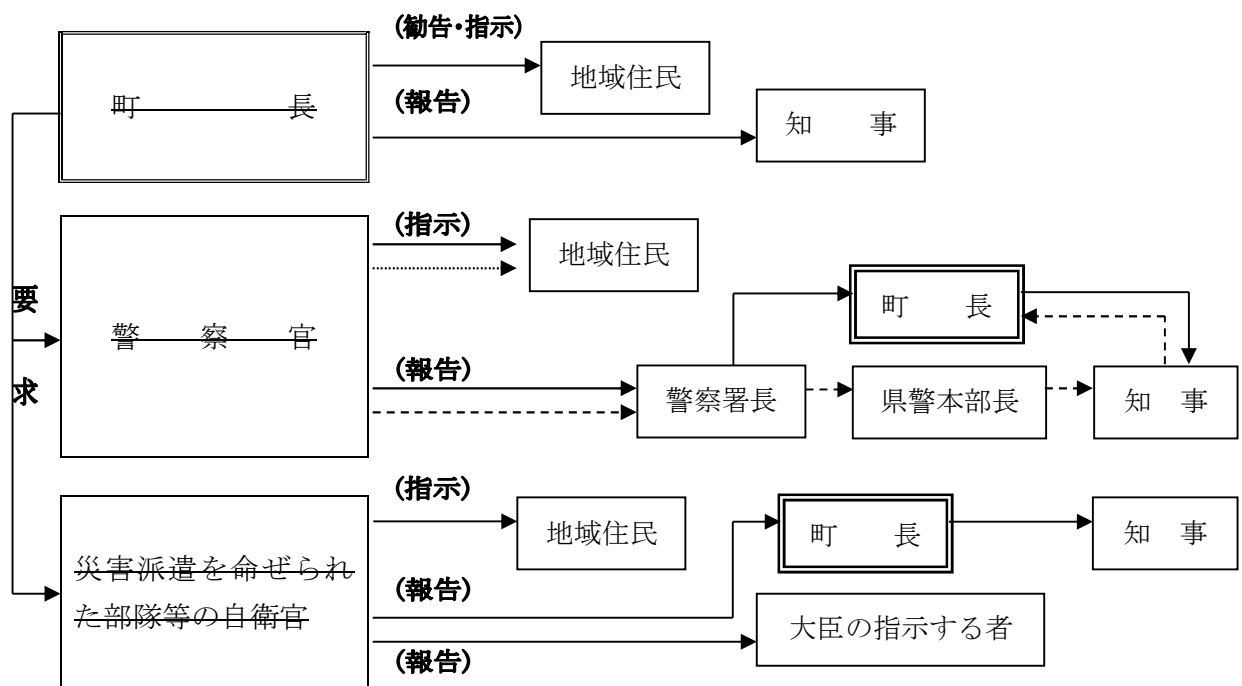
区分	実施者	措置	実施の基準
避難の勧告	町長 [災害対策基本法第60条第1項・第2項]	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 [災害対策基本法第60条第5項]	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
避難の指示等	町長 [災害対策基本法第60条第1項・第2項]	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
	知事 [災害対策基本法第60条第5項]	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 [地すべり等防止法第25条]	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 [水防法第29条]	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 [災害対策基本法第61条第1項]	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき
	警察官 [警察官職務執行法第4条]	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれがある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる

	自衛官 〔自衛隊法第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察職務執行法第4条の避難の措置をとる
--	----------------------	----------	---

※ 主砂災害警戒情報や洪水予報発令時においては、現地の状況を確認のうえ総合的に判断する。

〔避難勧告及び指示系統図〕

○災害対策基本法による系統



2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は、下表のとおり。

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実 施 者	措 置	実施の基準
(1)	町 長 〔災害対策基本法第 63 条 第 1 項〕	立ち入りの制限、禁 止、退去命令	災害が発生し、又はまさに 発生しようとしているとき、 生命、身体に対する危険防止 のため特に必要と認められる とき
(2)	消防（水防）団長、消防 （水防）団員、消防職員 〔水防法第 21 条第 1 項〕	立ち入りの制限、禁 止、退去命令	水防上緊急の必要がある場 合
(3)	消防職員、消防団員 〔消防法第 28 条第 1 項・ 第 36 条〕	立ち入りの制限、禁 止、退去命令	火災の現場、水災を除く災 害
(4)	警 察 官 〔災害対策基本法第 63 条 第 2 項他〕	立ち入りの制限、禁 止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現 場にいない場合、又は依頼さ れた場合
(5)	自衛隊法第 83 条第 2 項の 規定により災害派遣を命 じられた部隊等の自衛官 〔災害対策基本法第 63 条 第 3 項〕	立ち入りの制限、禁 止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場 にいない場合に限り、自衛官 は災害対策基本法第 63 条第 1 項の措置をとる

3 避難の勧告・指示区分

(1) 事前避難（勧告）

危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、事前に避難のための立ち退きを勧め又は促し、避難させる。

(2) 緊急避難（指示）

災害の兆候が認められたり、著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。（「勧告」よりも拘束力が強い。）

(3) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難のための立ち退きの指示、勧告の措置をとった場合、相互に通知、報告する。

4 避難勧告・指示の伝達方法

(1) 避難者に明示すべき事項

町、その他の避難指示等実施機関（者）は、次の事項を明示して避難の勧告、

指示を行う。

また、大規模な水害が予想される場合の避難先は、あらかじめ定める各地区の小中学校等の避難場所（資料編 広域避難所一覧）とするが、洪水ハザードマップを参考に、大規模洪水時には大谷集落センターと桑窪公民館への避難はさせず、他の避難場所へ誘導する。

- ① 避難対象地域（危険の区域）
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難時の注意事項（危険の状況）
- ⑤ 避難の理由
- ⑥ その他必要な事項

(2) 避難対策の通報・報告

- ① 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通知する。
- ② 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- ③ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

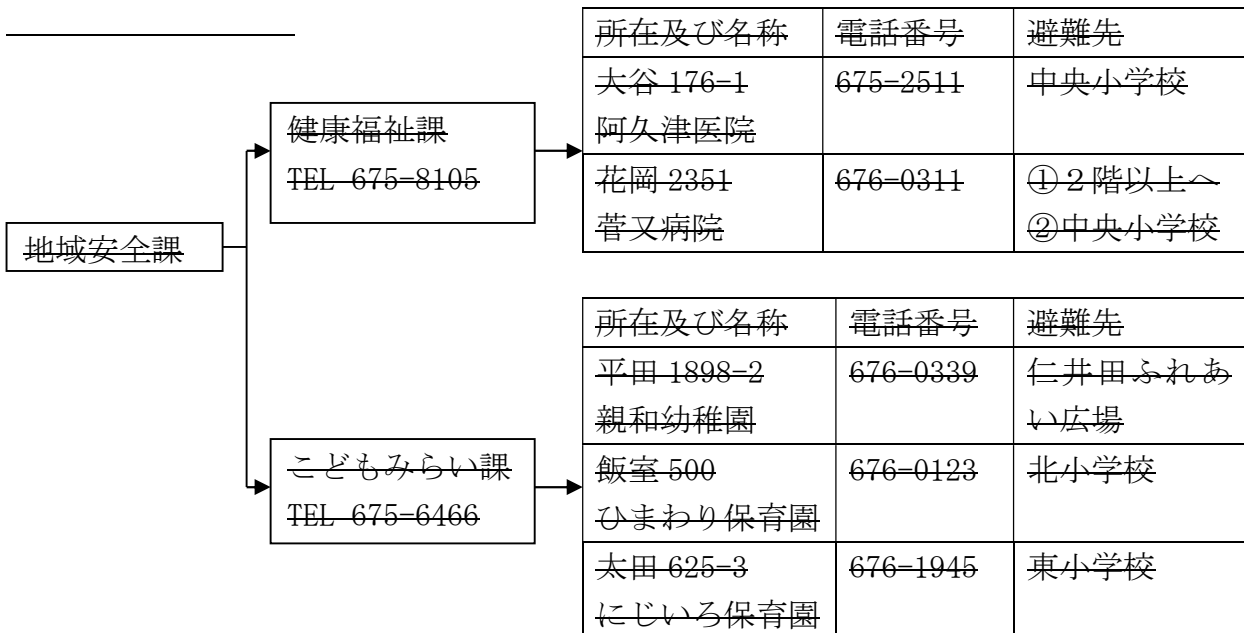
第3 避難の勧告・指示の伝達【地域安全課・住民課・税務課・健康福祉課】

1 避難計画に基づく伝達

避難指示等の伝達は、防災行政無線（同報系、サイレンを含む）、警鐘、広報車、個別訪問等により行うこととし、洪水予想区域内の病院等には、洪水警報が発表された場合に健康福祉課から連絡する。

参考

冠水する恐れがある災害時要援護者関連施設への連絡網



2 災害時要援護者への配慮

情報の伝わりにくい災害時要援護者への避難の勧告・指示の伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を利用するほか、自主防災組織の協力等を得て確実

に伝達できるように努める。

3 各種施設等

不特定多数の者が出入りする施設、医療機関・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画に定めた避難計画に従い、施設職員の役割分担、避難経路、連絡体制等により施設利用者の避難誘導を実施し、町は必要に応じて支援する。

第4 避難の誘導等【地域安全課・消防本部・消防団】

1 避難誘導の実施

(1) 避難誘導體制の確立

① 避難立ち退きにあたっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

② 避難経路については、周辺の状況を検討し、がけ崩れ等二次災害のおそれのある危険箇所を避ける。なお、避難誘導に先立ち避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(2) 案内標識の設置

避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

(3) 避難の順位

避難立ち退きの誘導は、原則として災害時要援護者を優先して行う。

(4) 携行品の制限及び避難者の行動

① 携行品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品、貴重品等、必要最小限とする。

② 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、ニーズを把握し適切な調達と供給に努める。

2 自主避難の実施

災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合には、近隣の住民が声を掛け合って自主的に避難することを推進する。

3 その他避難誘導に当たっての留意事項

(1) 災害時要援護者の事前の避難誘導・移送

(2) 避難が遅れた者の救出・収容

(3) 学校・教育施設における避難誘導等

第5 避難所の開設、運営【住民課・税務課・健康福祉課・産業課・こどもみらい課・生涯学習課・社会福祉協議会】

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設及び管理

本部長（町長）は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、その都度管理者及び駐在員を任命し、避難所の管理及び避難者の保護にあたらせる。

(2) 開設の方法

避難所を開設したとき町長はその旨を周知し、避難所に収容すべき者を誘導

し保護しなければならない。なお、以下の点に留意し避難所を開設する。

① 避難所の立地条件及び建築物の安全の確認 ②警察署等との連携

③ 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

④ 避難所責任者の選任とその権限の明確化 ⑤避難者名簿の作成

⑥ 災害時要援護者に対する配慮

⑦ 次の事項についての県への速やかな報告

・ 避難所開設の日時、場所 ・ 箇所数、収容状況及び収容人員

・ 開設期間の見込み ・ その他必要な事項

2 避難所の運営

(1) 自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき運営する。

(2) 災害時要援護者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等に配慮する。

(3) 社会福祉協議会と福祉団体ネットワークは、福祉避難所（要援護者が社会福祉施設等に緊急入所する者及び医療が必要な者を除く。）の運営と要援護者の移送・誘導等を行う。

(4) 精神的被害を受けている被災者に対し、こころのケア等を実施し改善に努める。

(5) 避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食糧・物資等の需要を把握する。

(6) 避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。

(7) 運営にあたっては、避難者による自主的な運営を促す。

(8) 災害時要援護者や女性に配慮し、更衣室、トイレ等を男女別に設置するよう努める。

(9) 災害時要援護者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できるよう努める。

(10) 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保を図る。

(11) 避難生活では心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分に把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、保健師等による健康相談の実施体制、医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置を取る。

(12) 高齢者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、必要に応じて、医療機関への移送や社会福祉施設（福祉避難所）への一時入所、ホームヘルパの派遣等の必要な措置を講じる。

(13) 避難所の管理者は、町災害対策本部から連絡が途絶し、指示を受けることができない場合は、指示を受け取れる状況になるまで、管理者の判断により避難所を運営する。

(14) 避難者の愛玩動物の受入れに当たっては、次の措置をとるよう努める。

① 避難所内又はその近隣に、動物の飼育が可能な場所を確保するよう努める。

② 飼育者の氏名及び住所並びに動物の種類、数及び特徴を確認する。

③ 動物に関する情報収集及び情報発信を行う。

~~(15) 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営は、自主運営体制の整備、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策に努める。~~

~~第6 県外避難者の受入【住民課・税務課・健康福祉課・産業課・こどもみらい課・生涯学習課・社会福祉協議会】~~

~~1 初動対応~~

~~町は、大規模災害の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第5の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。~~

~~2 避難所の運営~~

~~町は、原則として第5の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。~~

~~3 避難者の支援~~

~~(1) 県外避難者情報の収集~~

~~町は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。~~

~~(2) 県外避難者への総合的な支援~~

~~町は、自主防災組織、自治会、ボランティア、社会福祉協議会と協力して、第4、第5に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。~~

~~(3) 県外避難者への情報提供~~

~~町は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。~~

~~(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援~~

~~町は、社会福祉協議会やボランティア、NPO法人等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。~~

~~第7 救出及び救急救助活動【地域安全課・消防本部・消防団】~~

~~1 救出活動~~

~~(1) 救出の方法及び実施者~~

~~救出活動にあつては消防機関・消防団、警察と連携し、車両、その他の機材を準備して、それぞれの状態に応じた救出作業を実施する。必要と認めたときは、医療機関、警察、消防機関、隣接市町、県等の機関に応援協力を求め、必要に応じて自衛隊の災害派遣について知事に協議し、必要な措置を講ずる。~~

~~(2) 警察等との連絡~~

~~被災者の救出を要する事態が発生した場合は、直ちに警察に連絡し、町、消防団、警察、消防機関が相互に緊密な連絡を保ち、協力して救出にあたる。~~

~~2 救急救助活動~~

~~町は消防機関、警察、自衛隊、医師会及び病院等の医療機関と密接な連携を図り、迅速かつ的確な救急救助活動にあたる。~~

~~機関ごとの活動は、次のとおりとする。~~

関係機関	項目	活 動 内 容
-----------------	---------------	--------------------

町 (消防機関 を含む)	救急救助活動	<p>①活動の原則 —救急救助活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。—</p> <p>②出動の原則 —ア) 大規模災害発生時は、多数の人命を救護することを優先する。— —イ) 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。— —ウ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。—</p>
	救急搬送	<p>①傷病者の救急搬送は、トリアージを行い後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断し、救命措置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重傷患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。</p> <p>②救護所等からの医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>①災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し救護班、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に医療機関へ搬送するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。</p> <p>②救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。</p>
警察機関	<p>①救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助にあたる。</p> <p>②救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。</p> <p>③救出活動は、町及び関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>	
自衛隊	<p>①知事の要請に基づき救出活動を行う。</p> <p>②救出活動は、町及び関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>	

3 住民及び自主防災組織による救急救助活動

— 自発的に被災者の救急救助活動、並びに救急救助活動を行う住民及び自主防災組織等に協力を要請する。—

第8 救急救助用装備・資機材の確保【地域安全課】

- (1) 初期における救急救助用装備・資機材の運用については、原則として各機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。—
- (2) 救急救助用装備・資機材に不足が生じた場合は、その他の関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等で不足を解消する。—
- (3) 損壊家屋等から救出に必要な重機等については、民間業者から調達する。—

- ~~(4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て車両を確保する。~~

~~第9 災害時要援護者への生活支援~~

~~1 要援護者への支援【健康福祉課・社会福祉協議会】~~

~~(1) 安否確認の実施~~

~~町は、あらかじめ作成した在宅の災害時要援護者のリスト等を活用し、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得て、各居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。~~

~~(2) 救護活動の実施~~

~~① 地域住民等と協力して避難所へ移送する。~~

~~② 必要に応じて社会福祉施設、医療施設等への緊急入所を行う。~~

~~③ 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。~~

~~④ 要援護者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスを、組織的・継続的に開始できるようにする。~~

~~(3) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送等を利用し、被災した高齢者及び障害者に対して、食糧、水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。~~

~~2 社会福祉施設等に係る対策【健康福祉課・都市整備課・上下水道課・社会福祉協議会】~~

~~(1) ライフライン優先復旧~~

~~町は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、水道等の優先復旧を要請する。~~

~~(2) 生活救援物資の供給~~

~~施設管理者は、食糧、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び町に協力を要請する。町は、備蓄物資の提供及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。~~

~~(3) マンパワーの確保~~

~~ボランティア、自主防災組織、近隣住民等の呼びかけ、マンパワーを確保する。~~

~~3 外国人に係る対策~~

~~(1) 外国人への情報提供【企画課】~~

~~ライフライン等の復旧状況、食糧、水、生活必需品の配布、避難場所、医療等や災害に関連する情報をパンフレット等に外国語（英語など）で掲載し、外国人への情報提供を行う。~~

~~(2) 相談窓口の設置【生涯学習課・社会福祉協議会】~~

~~(財)栃本県国際交流協会等を介して通訳ボランティアを配置し、相談窓口を設けて対応する。~~

参考

—災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

(1) 対象

~~災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。~~

(2) 内容

~~原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕を設営する。~~

(3) 費用の限度

~~避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃本県規則第35号）で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者等を収容する避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。~~

~~また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。~~

- ~~① 賃金職員等雇上費~~
- ~~② 消耗器材費~~
- ~~③ 建物の使用謝金~~
- ~~④ 器物の使用謝金、借上費又は購入費~~
- ~~⑤ 光熱水費~~
- ~~⑥ 仮設便所等の設置費~~

(4) 期間

~~避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。~~

~~ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長する。~~

町等の役割

第1 避難行動の理解促進

1 避難行動について

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は必ずしも避難場所に避難する必要はなく、また、避難先は町が指定する小中学校や公民館等の避難場所だけでなく、安全な親戚・知人宅も避難先になりうることに
ついて、町民への理解を促す。

2 ハザードマップ等の活用

ハザードマップや国が作成した避難行動判定フローを使い、自分の家は避難が必要な場所か、また、避難にあたってどこが危険なのか、一人ひとりのとるべき避難行動の理解促進を図る。

第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報

1 実施体制

避難勧告等は、各法律により定めるとおり次表の者が実施する。

区分	実施者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	町長 災害対策基本法 第56条第1項	一般住民の避難準備 ・避難に時間がかかる 要配慮者等の立ち 退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難の勧告	町長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
避難の指示等	町長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき
	警察官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
自衛官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる	

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報の発令

町長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

町長は、避難勧告等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

イ 避難勧告

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を勧告する。近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も含む。

ウ 避難指示

急を要すると認めるときに、避難のための立退きを指示する。必ず発令するものではなく、地域の実情に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合などに発令し、災害が発生するおそれが極めて高い状況等であることを踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急の避難を指示する。

エ 災害発生情報

災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で、命を守るための最善の行動を指示する。

(2) 町への助言等

県は、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。特に、町長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県（県民生活部・県土整備部）は宇都宮地方气象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努めるものとする。

町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示（緊急）に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

知事は、町長に対し、避難勧告等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難勧告・避難指示等を発令すべきタイミング

などについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報の内容
町その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難準備・高齢者等
避難開始、避難勧告、避難指示及び災害発生情報の発令を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び、避難指示（緊急）及び災害発生
情報を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき
避難行動が分かるように伝達する。

住民は、警戒レベル3で高齢者等は危険な場所から避難、警戒レベル4で危険
な場所から全員避難を基本とする。警戒レベル5は既に災害が発生、無理な屋外
非難は控える。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、
参考に記載）

<u>警戒レベル</u>	<u>住民が取るべき行動</u>	<u>避難情報</u>
<u>(警戒レベル1)</u>	<u>(災害への心構えを高める。)</u>	<u>(早期注意情報)</u>
<u>(警戒レベル2)</u>	<u>(避難に備え自らの避難行動を確認する。)</u>	<u>(大雨・洪水注意報等)</u>
<u>警戒レベル3</u>	<u>高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発 的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難 開始</u>
<u>警戒レベル4</u>	<u>指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基 本とする避難行動をとる。</u>	<u>避難勧告</u>
	<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等 となっており、緊急に避難する。</u>	<u>避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難 を促す場合に発令</u>
<u>警戒レベル5</u>	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守 るための最善の行動をとる。</u>	<u>災害発生情報 ※可能な範囲で発令</u>

第3 警戒区域の設定【地域安全課】

1 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定
は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者

に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

2 実施体制

警戒区域の設定は各法律により定めるとおり次表の者が実施する。

	<u>実 施 者</u>	<u>措 置</u>	<u>実施の基準</u>
(1)	<u>町 長</u> 災害対策基本法 第 63 条第 1 項	<u>立ち入りの制限、 禁止、退去命令</u>	<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき</u>
(2)	<u>消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員</u> 水 防 法 第 21 条第 1 項	<u>立ち入りの制限、 禁止、退去命令</u>	<u>水防上緊急の必要がある場合</u>
(3)	<u>消防職員、消防団員</u> 消 防 法 第 28 条第 1 項、第 36 条第 8 項	<u>立ち入りの制限、 禁止、退去命令</u>	<u>火災の現場、水災を除く災害</u>
(4)	<u>警 察 官</u> 災害対策基本法 第 63 条第 2 項 他	<u>立ち入りの制限、 禁止、退去命令</u>	<u>(1)、(2)、(3) の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合</u>
(5)	<u>自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</u> 災害対策基本法 第 63 条第 3 項	<u>立ち入りの制限、 禁止、退去命令</u>	<u>(1)、(4) の実施者がその場にい ない場合に限り、自衛官は災害対 策基本法第 63 条第 1 項の措置を とる</u>

3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

第 4 避難勧告等の周知・誘導【地域安全課・企画課・消防団】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 3 に準じて行う。

第 5 避難所の開設、運営【地域安全課・企画課・健康福祉課・環境課・生涯学習課・社会福祉協議会】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 4 に準じて行う。

第 6 要配慮者への生活支援【健康福祉課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 5 に準じて行う。

第 7 こころのケア対策【健康福祉課】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 6 に準じて行う。

第 8 避難所外避難者への支援【健康福祉課】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 7 に準じて行う。

第 9 町における計画【地域安全課】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 8 に準じて行う。

第 10 帰宅困難者対策【企画課・産業課・学校教育課・こどもみらい課・生涯学習課】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 9 に準じて行う。

第 11 広域避難【総務課】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 10 に準じて行う。

第 12 県外避難者の受入【地域安全課・総務課・健康福祉課・都市整備課・産業課・社会福祉協議会】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 11 に準じて行う。

第 13 被災者台帳の作成【地域安全課・総務課・住民課・税務課・健康福祉課・環境課・上下水道課・学校教育課・こどもみらい課】

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 12 に準じて行う。

第 14 災害救助法による実施基準

震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節 第 13 に準じて行う。

参考 要配慮者利用施設への伝達体制については、(資料編第 15 要配慮者利用施設一覧)を参照する。

第 7 節の 2 広域一時滞在対策

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第6節の2 広域一時滞在対策」を準用する。

第108節 災害警備活動

計画の目的—

大規模な災害が発生した場合、早期に警備体制を確立して、社会秩序維持活動等住民の生命、身体、財産を保護するための活動に努める。また、緊急交通路等の確保にも配慮する。

【担当】○都市整備課—地域安全課—企画課—

住民の役割

—第1— 災害被害のなかった者は、自主防犯組織や自主防災組織において、巡回パトロール等に協力する。

警察の役割

第1— 警備体制の確立

—1— 社会秩序の維持

—警察は、消防団及び自主防災組織等各種協力団体等と協力し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活犯罪、窃盗、放火その他の犯罪を防止するため巡回パトロールを行う。

—第2— 警戒区域の設定

—警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することができる。

第3— 緊急交通路の確保

—(1) 交通規制の実施

—災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、各種法令等に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたる。

—また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときには、被災地周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

—(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

—町が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、町と相互に緊密な連絡を保ち、制限の対象、区間、期間及び理由等を通知する。

—(3) 規制の広報・周知

—規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに住民・運転者に周知徹底

する。

町等の役割

第1 警戒区域の設定【都市整備課・地域安全課】

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することができる。

第2 緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施【都市整備課・地域安全課】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、各種法令等に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど緊急交通路の確保にあたる。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときには、被災地周辺の警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡【都市整備課】

町が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、警察機関と相互に緊密な連絡を保ち、制限の対象、区間、期間及び理由等を通知する。

(3) 規制の広報・周知【都市整備課・地域安全課・企画課】

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに住民・運転者に周知する。

第3 緊急通行車両の確認等【都市整備課・地域安全課】

1 緊急通行車両の確認

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする場合は、公安委員会（警察署）に緊急通行車両確認証明書を申請し、証明書及び標章の交付を受ける。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第7節 災害警備活動」を準用する。

第9節 救急・救助活動

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第8節 救急・救助活動・消火活動」を準用する。

第 11 10 節 医療救護活動

計画の目的—

大災害時には、多数の医療救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

【担当】○健康福祉課—住民課—税務課

住民の役割

第 1—医療救護活動への協力

住民は、あらかじめ家庭用医薬品等を備蓄し、医師の治療を必要としないケガ等は、これらを使用し家族の手当を行って医療等従事者の負担を軽減するとともに、救護所の設営や運営に協力して、医師等が実施する医療救護活動に協力し、1人でも多くの人命救助等に貢献する。

県等の役割

第 1—実施体制—

— 県は、町から要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

— なお、県（保健福祉部）は、救護班を組織するとともに、災害拠点病院、医師会、医療機関で組織する救護班の応援を要請して実施する。

— また、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃本県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。

— 1— 県の組織する救護班の編成

— 広域健康福祉センター職員をもってあらかじめ医師 1 名、薬剤師 1、保健師（看護師）4 名からなる救護班を編成する。

— 2— 災害拠点病院の救護班の編成

— 次の拠点病院において 1 班以上の救護班を編成する。（参考）—

病院名	所在地
済生会宇都宮病院	宇都宮市
NHO 栃本病院	宇都宮市
宇都宮社会保険病院	宇都宮市
上都賀総合病院	鹿沼市
独協医科大学病院	壬生町
自治医科大学付属病院	南河内町

足利赤十字病院	足利市
那須赤十字病院	大田原市
芳賀赤十字病院	真岡市

3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、次のとおり救護班を編成する。(参考)

医師会等名	編成数	備考
宇都宮市医師会	8班	災害拠点病院の済生会宇都宮病院、NH O栃本病院、宇都宮社会保険病院を除く
上都賀郡市医師会	12班	災害拠点病院の上都賀総合病院を含む
下都賀郡市医師会	5班	
小山地区医師会	11班	
佐野市医師会	8班	
足利市医師会	12班	災害拠点病院の足利赤十字病院を含む
塩谷郡市医師会	5班	
那須郡市医師会	4班	災害拠点病院の大田原赤十字病院を含む
南那須医師会	2班	
芳賀郡市医師会	4班	災害拠点病院の芳賀赤十字病院を含む
自治医科大学付属病院	6班	災害拠点病院救護班を含む
独協医科大学病院	8班	災害拠点病院救護班を含む

4 DMAT指定病院のDMAT

次のDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMATを編成する。

病院名	所在地	DMATチーム数
済生会宇都宮病院	宇都宮市	2
足利赤十字病院	足利市	1
那須赤十字病院	大田原市	2
独協医科大学病院	壬生町	3
自治医科大学付属病院	下野市	3
芳賀赤十字病院	真岡市	2
上都賀総合病院	鹿沼市	2
NHO栃本病院	宇都宮市	1

第2 関係機関の活動

(1) 関係機関・団体の実施すべき業務

県、町をはじめ、日本赤十字社栃本県支部、医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行なわれるよう積極的に協力する。

(2) 指令及び通報

災害時における医療活動にあたっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法を確認しておく。

~~第3 医薬品等の確保・供給~~

~~県（保健福祉部）は、栃木県地域防災計画に基づき整備した備蓄・調達体制により、医療救護に必要な医薬品、衛生材料、輸血用血液等を確保し、円滑な供給を図る。~~

~~第4 医療支援の受入調整~~

~~県（保健福祉部）は、県外からの医療支援の受入れ調整窓口を設置し、被災地の医療ニーズに対応して、医療派遣団等の受入れ、活動場所等の振り分けを行う。~~

~~町等の役割~~

~~第1 緊急医療の実施【健康福祉課】~~

~~1 医療救護活動~~

~~災害時における医療救護は、関係機関の協力を得て医療救護班を編成する。また、災害の種類及び程度により医師会の医療救護班の出動を要請して、医療救護を行う。また、災害の程度により町のみでは対応が十分でない場合は、県及びその他関係機関の協力を要請する。~~

~~第2 医薬品等の確保・供給【健康福祉課】~~

~~1 医薬品・医療用資機材等の確保・供給~~

~~担当の住民生活部救護班は、「本編第1章第5節第2」に基づき整備した備蓄・調達体制により必要な医薬品、衛生材料、医療資機材の確保に努め、災害規模・状況等により県に調達を要請する。~~

~~2 輸血用血液等の調達~~

~~保存血液等については、県あてに調達の要請をする。~~

~~第3 傷病者等の輸送【住民課・税務課・健康福祉課・消防本部】~~

~~傷病者の救護のため収容を必要とする場合は、町内及び近隣の病院を中心に収容することとするが、これが困難な場合は、その他の医療機関等に協力を求める。~~

~~1 傷病者搬送の手順~~

~~(1) 傷病者搬送の判定~~

~~消防本部は、重傷度に応じた振り分けを行うトリアージを実施し、医療機関に搬送するか否かを判断する。~~

~~(2) 傷病者搬送の要請~~

~~① 町及び関係機関は搬送車両の手配・配車を要請する。~~

~~② 重傷者等については、必要に応じて県・自衛隊等の関係機関が所有するヘリコプターの手配を要請する。~~

~~2 傷病者搬送体制の整備~~

~~傷病者を迅速かつ的確に医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。~~

~~3 透析患者・在宅難病患者への対応~~

~~人工透析の必要な慢性腎不全患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンδροームによる急性患者、人工呼吸器を装着等している難病患者は、専門医療を要するため、県及び医療機関と連携をとりながら、医療機関へ搬送し救護を図る。~~

参考

~~災害救助法による医療基準~~

~~災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。~~

~~(1) 対象~~

~~災害のために医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。~~

~~(2) 内容~~

~~原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以後「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。~~

~~① 診療~~

~~② 薬剤、治療材料の支給~~

~~③ 処置、手術その他の治療、施術~~

~~④ 病院、診療所への収容~~

~~⑤ 看護~~

~~(3) 費用の限度~~

~~① 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。~~

~~② 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。~~

~~③ 施術者による場合は、協定料金の額以内。~~

~~(4) 期間~~

~~災害発生の日から14日以内。~~

~~3 災害救助法による助産の基準~~

~~(1) 対象~~

~~災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。~~

~~(2) 内容~~

~~① 分娩の介助~~

~~② 分娩前、分娩後の処理~~

~~③ 脱脂綿、ガゼ、その他の衛生材料の支給~~

~~(3) 費用の限度~~

~~—— 救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。
助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内。~~

~~—— (4) 期間~~

~~—— 分娩した日から7日以内。~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第9節 医療救護活動」を準用する。

第 1211 節 緊急輸送活動

計画の目的—

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実にかつ迅速に輸送するため、町、県、関係機関は連携して震災時の緊急輸送対策を実施する。

—【担当】○総務課—企画課—生涯学習課

町等の役割

第 1—緊急輸送の実施【総務課】—

1—実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	町—長	①人命の安全 ②被害の拡大防止
災害応急対策及び災害救助の実施において必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	③災害応急対策の円滑な実施

2—緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

(1) 第 1 段階—救出救命期

ア 後方医療機関へ搬送する負傷者等

イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

ウ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

エ 国、県、市町村等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員、物資

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第 2 段階—避難救援期

ア 上記(1)の続行

イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

ウ 食料、水等生命の維持に必要な物資

エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

(3) 第 3 段階—応急対策期・復旧復興期

ア 上記(2)の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

第 2—緊急輸送手段の確保【総務課】—

~~1 車両の調達体制~~

~~町は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、車両等の調達体制を整備するとともに、運送業者等関係団体との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。~~

~~2 町は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。~~

~~3 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して、調達あっせんを依頼する。~~

~~(1) 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）~~

~~(2) 車両等の種類・台数~~

~~(3) 輸送を必要とする区間、借り上げ期間~~

~~(4) 集結場所、日時~~

~~(5) その他必要事項~~

~~第3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保~~

~~1 緊急輸送道路の確保【総務課】~~

~~町は、緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。~~

~~2 輸送拠点等の確保【総務課・生涯学習課】~~

~~町は、輸送拠点として定められている役場等の被害状況を速やかに把握するとともに、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は速やかに代替の拠点を確保する。~~

~~また、ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、あらかじめ定めた臨時ヘリポートを使用できる状態に整備する。~~

~~3 燃料の確保【総務課】~~

~~町は、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき燃料を確保する。~~

~~4 関係機関及び住民等への周知【企画課】~~

~~実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。~~

参考

~~災害救助法による輸送基準~~

~~災害救助法を適用した場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。~~

~~(1) 対象~~

~~① 被災者の避難のための輸送~~

~~② 医療及び助産のための輸送~~

~~③ 被災者の救出のための輸送~~

~~④ 飲料水の供給のための輸送~~

~~⑤ 死体の捜索のための輸送~~

~~——⑥ 死体の処理のための輸送~~

~~——⑦ 救助用物資の輸送~~

~~(2) 費用の限度~~

~~——当該地域における通常の実費~~

~~(3) 期間~~

~~各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第11節 緊急輸送活動」を準用する。

第13節 給食対策

計画の目的

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食糧の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

【担当】○住民課 総務課 企画課 税務課 こどもみらい課 社会福祉協議会

町等の役割

第1 実施体制【住民課・税務課・こどもみらい課・総務課・社会福祉協議会】

被災者、災害応急救助従事者等に対する給食は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 食糧の供給【住民課・税務課・企画課・こどもみらい課・社会福祉協議会】

1 供給の対象

町は、次に掲げる者で食糧の供給を必要とする者に対して食糧を供給する。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食糧の供給が受けられない社会福祉施設施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食糧供給の手段・方法

被災者に対する食糧の供給は、住民生活部住民班、教育部学校教育班が、学校等の給食施設を利用し、災害救助法に定める基準にしたがって行う。また、必要に応じ自治会等の協力を求め、炊き出し及び運搬を行い供給する。炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握して正確に行う。

<品目>

- ① 炊き出し等の体制が整うまでの間は、町及び県の備蓄又は調達する非常食（米類、乾パン等）を給与する。
- ② 乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とし、ほ乳瓶も併せて確保・調達する。
- ③ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の食糧需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達体制についても整備する。
- ④ 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、副食品等を調達し、給与する。

3 広報

食糧の配布場所、配付時間等について、きめ細かく住民に広報する。

第3 食料の調達【住民課・税務課・こどもみらい課・】

1 備蓄物資の調達

~~町は、備蓄計画に基づき町内に分散備蓄している食糧を調達する。~~

~~2 主要食料の調達~~

~~町は、次により主要食糧の調達を行う。~~

- ~~(1) 県を通して全国農業協同組合連合会栃本県本部に対して、米穀の供給を依頼する。~~
- ~~(2) 卸売業者、小売業者等保有の米穀の提供を依頼する。~~
- ~~(3) 上記(1)、(2)によっても不足する場合や災害救助法が適用された場合は、県を通して関東農政局栃本農政事務所に対し、主要食糧等の供給を要請する。
なお、町は、県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃本農政事務所に対し直接政府保有米の供給を要請することができる。~~

~~3 副食の調達~~

~~町は、協定に基づき生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。~~

参考

災害救助法による給食対策の実施基準

~~災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。~~

~~(1) 対象~~

~~次のいずれかに該当する者に対して行う。~~

- ~~① 避難所に収容された者~~
- ~~② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であつて、炊事のできない者~~
- ~~③ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者~~
- ~~④ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等~~

~~(2) 内容~~

~~食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。~~

~~① 食料の確保~~

~~食料の確保については前記第3（食糧の調達）に定めるところによる。ただし、市町村において政府保有米を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃本農政事務所主管課長、地域課長又は政府保有米を管理する倉庫の責任者に対し、直接政府保有米の供給を要請することができる。~~

~~② 炊き出し等の実施~~

~~日赤奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。~~

~~(3) 費用の限度~~

~~——食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃本県規則第35号）で定められた額以内とする。（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）。~~

- ~~① 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）~~
- ~~② 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）~~
- ~~③ 燃料費（品目、数量等について制限はない）~~
- ~~④ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等の器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）~~

~~(4) 期間~~

~~災害発生の日から7日以内とする。（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該機関内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。~~

第14節 給水対策

計画の目的

災害時の断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるため、飲料水の調達、供給体制の確立を図る。

【担当】○上下水道課 企画課 住民課 税務課 健康福祉課 社会福祉協議会

住民の役割

第1 被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄う。

町等の役割

第1 被災者に対する給水【上下水道課・住民課・税務課】

1 実施体制

(1) 給水は町長が実施する。

(2) 応急給水等を実施するため、災害の状態に応じて給水班等を編成し、応急措置及び復旧作業及び被災者の救援活動を実施する。

(3) 最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、日本水道協会等協力機関の応援を得て実施する。

併せて、自治体間による災害時における相互応援協定及び企業との災害時における飲料の供給協力に関する協定に基づき給水を確保する。

(4) 給水活動

給水施設の被災状況を把握し、次のような方法により給水活動を実施する。

① 給水の対象

災害のため飲料水が渇水し、又は汚染して飲料水を得ることができない者を対象とする。

② 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

③ 水質の確認

飲料水確保のため、自ら、湧水、遊休井戸水、河川水等を活用する場合は、浄化処理を行うとともに水質検査により安全性を確認する。

(5) 広報【企画課】

給水場所、給水時間、容器の持参等について、きめ細かく住民に広報する。なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、応急飲料水の衛生指導を行う。

(6) 医療機関、社会福祉施設等への対応【健康福祉課】

医療機関、社会福祉施設等については、臨時の給水班を編成するなど、迅速・的確な給水対応を図る。

(7) 要援護者への対応【社会福祉協議会】

—— 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。——

—— (8) 給水基準【上下水道課】——

—— 災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行うが、状況に応じ給水量を増減する。——

—— (9) 応急給水の優先【上下水道課】——

—— 病院・避難所・高齢者、障害者等の施設には、優先的に給水車を配備する。——

給水方法	内 容
配水池・浄水場での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。——
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。——
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	①避難所等の応急給水は、原則として町が実施するが、実施が困難な場合、応援要請等により行う。—— ②医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。——
仮設管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	①配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。—— ②復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。——
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を依頼することにより給水する。——

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。——

—— (1) 対象

—— 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。——

—— (2) 費用の限度

—— 水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費用とし、その地域における通常の実費とする。——

—— (3) 期間

—— 災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。——

第 15 節 生活必需品等供給活動

計画の目的

被災者に対する生活必需品の供給を行うため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

【担当】○住民課 税務課 総務課 企画課 社会福祉協議会

町等の役割

第 1 実施責任者【住民課・税務課・社会福祉協議会】

被災者に対する生活必需品等供給の実施は、町長が行うことを基本とする。

第 2 生活必需品等の確保【住民課・税務課・社会福祉協議会】

(1) 災害時において、被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

① 被災者や避難場所の状況

② 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資については、町内業者等より物資の調達に当たらせるものとする。（資料編 14-3 流通備蓄調達先一覧）

(3) 状況により、町のみで対応が困難な場合には、隣接市町、県に対し、必要な物資の提供・調達を依頼する。

第 3 給（貸）与の方法【住民課・税務課】

被災者の実態、人員を確実に把握し、個人別給（貸）与台帳を作成し、次により現物をもって行う。

第 4 広報【企画課】

生活必需品の配布場所、配付時間等について、きめ細かく住民に広報する。

第 5 生活必需品等の輸送【総務課】

(1) 調達した物資の輸送は、総務企画部管財班が行う。

(2) 被災者への物資支給の輸送については、「本章第 13 節」により行う。

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水（土砂のたい積等により、一時的

に居住することができない状態になったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

~~(2) 内容~~

~~① 給(貸)与品目~~

~~被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。~~

~~ア 寝 具 ــــــــــــــــ タオルケット、毛布、布団等~~

~~イ 被 服 ــــــــــــــــ 洋服、作業服、子供服、肌着等~~

~~ウ 身の回り品 ــــــــ タオル、靴下、サンダル、傘等~~

~~エ 炊事用具 ــــــــ 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等~~

~~オ 食 器 ــــــــ 茶碗、皿、はし等~~

~~カ 日 用 品 ــــــــ 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等~~

~~キ 光熱材料 ــــــــ マッチ、プロパンガス等~~

~~ク そ の 他 ــــــــ 新聞~~

~~(3) 費用の限度~~

~~災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)で定められた額以内とする。~~

~~(4) 給(貸)与期間~~

~~給(貸)与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶し、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。~~

第 12 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 12 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用する。

第 1613 節 農地・農林業用施設等応急対策

計画の目的

災害により被害を受けた農地・農林業用施設の応急対策を実施し、早期の営農体制の早期復旧を目指す。

【担当】○産業課 都市整備課

住民・農業協同組合・土地改良区の役割

第 1 農地・農林業用施設の管理者等の対応

農地・農林業用施設の管理者及び農林水産業共同利用施設の管理者（以後「農業施設管理者」という。）は、災害発生時には各施設等の被害状況を把握し、関係機関等に報告を行うとともに、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

1 災害発生の未然防止等

(1) 施設の点検、監視

農業施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への通報

農業施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、町、県、地域住民、関係機関へ通報する。

2 災害応急対策

住民等は、農業施設に災害が発生した場合には、次の復旧対策等を実施する。

(1) 被害状況の把握、応急処置

農業施設管理者は、施設の被害状況を把握するとともに、被害の拡大防止措置をとる。

ア 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

イ ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

ウ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。

町等の役割

第 1 被害状況の把握【産業課】

町は、塩野谷農業協同組合、土地改良区等関係機関と相互に連携し、農地・農林業用施設等の被害状況を把握し、塩谷農業振興事務所（林業用施設は森林管理事務所）に報告する。

第 2 応急対策の実施【産業課・都市整備課】

1 農業施設管理者の対応

農業施設の管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等より、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県（農政部・環境森林部）、関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。~~【産業課】~~
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。~~【産業課】~~
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については通行禁止等の措置を講じる。~~【都市整備課】~~
- (4) ため池等の施設管理者に、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じるよう指導する。~~【産業課】~~
- (5) 被災し危険な状態にある箇所について、パトロール要員による巡回・監視により、危険防止の措置を講じる。~~【産業課】~~

2 町の対応

町は県（農政部・環境森林部）とともに、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合について、関係機関と連携のうえ、農業施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 復旧へ向けての対応

町は、県（農政部・環境森林部）に農地・農業施設等の災害の状況を報告する。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

第3 伝染性疾病予防体制【産業課】

災害の発生により、農作物の被害拡大を防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1 農作物対策

町は、病虫害防除対策として県の指導により防除班等を組織して防除の実施にあたるほか、被害予防のための技術対策資料を作成し農家に対する指導を行う。

2 家畜対策

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染病を予防するため、必要に応じ次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

災害時における予防対策は町が実施する。

(2) 応急対策の実施

- ① 家畜所有者等からの通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

- ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
 - ③ その他必要な指示の実施
- (3) 死亡獣畜の処理
- 死亡獣畜の処理については、本章第 2115 節第 3 に準じて行う。

第 1714 節 保健衛生活動

計画の目的—

被災地における感染症の発生予防・まん延防止のため、関係機関は、保健衛生対策、動物の管理等の的確な実施を図る。

—【担当】○健康福祉課—環境課

県の役割

第 1—感染症対策

1—体制の確立

健康福祉センター内に、消毒・衛生監視・検査を行なう感染症対策・生活衛生担当を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況をできるだけ的確に把握する。

2—防疫活動計画の作成及び物資の確保

県は町と協同して防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤等の確保を行う。

3—検病検査、健康診断の実施

緊急度に応じて計画的に発病検査を実施し、患者、保菌者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

4—消毒の実施

防疫活動計画に基づき、井戸水、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

5—飲用井戸汚染対策

水道が使用できない地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査を実施するとともに、井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

6—予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみの駆除等について指導を行う。

7—感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

(1) 患者対応（医療機関の確保）

(2) 防疫対策（消毒・保健指導等）

(3) 疫学調査の実施

(4) 検査の実施

第 2—食品衛生監視

~~災害時には停電、断水等により食品の保存性の低下や飲料水の汚染等、飲食に起因する被害の発生が被災直後から危惧されるため、県（保健福祉部）及び健康福祉センターは食品の安全確保を図るよう指導する。~~

~~第3 動物取扱対策~~

~~1 実施体制~~

~~県（保健福祉部）は、町及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。~~

~~2 実施方法~~

~~(1) 県が実施する対策~~

~~① 動物の被災状況等について町と連携して情報を収集する。~~

~~② 町と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。~~

~~③ 感染症の拡大防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。~~

~~④ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、町と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。~~

~~⑤ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。~~

~~⑥ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。~~

獣医師の役割

~~第1 獣医師会が実施する対策~~

~~① 町、県等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれにあたる。~~

~~② 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。~~

町等の役割

~~第1 感染症対策【健康福祉課・環境課】~~

~~1 感染症対策実施活動~~

~~町が、県・県北健康福祉センター等の協力を得て実施し、担当は住民生活部医務班及び、環境班があたる。~~

~~なお、町のみで処理が困難な場合には、県に協力を要請する。~~

~~2 感染症対策実施内容~~

~~救護班、及び環境班は、県の指導により次の消毒活動を実施する。~~

~~(1) 消毒方法の指導及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。~~

~~—— (2) 感染症予防業務の実施~~

~~—— 被災地における感染症患者、又は保菌者の早期発見に努め、患者の入院治療、汚染物件の消毒、その他適切な予防措置を講じるとともに、必要な時は健康診断の勧告をする。~~

~~—— 3 避難場所の措置~~

~~—— (1) 避難所の管理~~

~~—— 町は避難所を開設したときは、衛生に万全を期するものとする。~~

~~—— (2) 発病調査~~

~~—— 避難者に対しては病気のまん延を防ぐため、適宜調査を実施する。~~

~~—— (3) 衛生消毒剤の配置及び指導~~

~~—— 避難場所及び被災地では、クレゾールなどによる消毒・手洗いの励行などについて指導する。~~

~~—— 4 防疫活動計画の作成及び物資の確保~~

~~—— 町と県が協同して防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤等の確保を行う。~~

~~—— 第2 食品衛生監視【健康福祉課】~~

~~—— 被災時には停電、断水等により食品の保存性の低下や飲料水の汚染等、飲食に起因する被害の発生が被災直後から危惧されるため、県（食品衛生監視班）及び県北健康福祉センターが実施する食品の安全確保活動に協力する。~~

~~—— 第3 精神保健活動【健康福祉課】~~

~~—— 災害発生後、精神的に不安な状態にある住民に対しては、さまざまなケアが必要なため、相談窓口の開設や県及び健康福祉センター等との連携を図りながら、住民の不安の解消を図る。~~

~~—— 第4 動物取扱対策【環境課】~~

~~—— 1 実施体制~~

~~—— 町、県（保健福祉部）、獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。~~

~~—— 2 実施方法~~

~~—— (1) 町が実施する対策~~

~~—— ① 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。~~

~~—— ② 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。~~

~~—— ③ 感染症の拡大防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。~~

~~—— ④ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、~~

~~その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。~~

~~⑤ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。~~

~~⑥ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。~~

~~3 避難所における動物の適切な飼養~~

~~(1) 県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行うなど、動物の愛護及び環境衛生を図る。~~

~~(2) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ者が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設け使用させることとする。~~

~~(3) 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第14節 保健衛生活動」を準用する。

第 18¹⁵ 節 障害物除去活動

計画の目的

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

【担当】○都市整備課 総務課 健康福祉課 環境課 上下水道課 産業課 子どもみらい課 生涯学習課 社会福祉協議会

住民の役割

第 1 災害時用援護者の家屋等障害物除去作業が発生した場合は、近隣住民、自主防災組織等は協力する。

町等の役割

第 1 住居内障害物の除去【都市整備課・総務課・健康福祉課・環境課・社会福祉協議会】

1 家屋等の障害物の除去

町は、住民に対し、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等障害物の除去は、原則的に所有者・管理者が実施するものとするが、町は、災害時要援護者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティアに協力を求める。

参考

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住宅への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇用費で災害救助法施行細則（昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号）で定められた額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうち完了することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

~~第2 道路の障害物の除去【都市整備課】~~

~~1 実施体制~~

~~道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は業者委託等の活用により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。~~

~~2 実施方法~~

~~道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路並びに防災拠点等及び避難所間の道路については最優先に実施する。~~

~~併せて、障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去ができるよう連携を図る。~~

~~第3 河川の障害物の除去【都市整備課】~~

~~1 実施体制~~

~~河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。~~

~~2 実施方法~~

~~河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。~~

~~第4 障害物集積所の確保【都市整備課】~~

~~障害物の除去にあたっては、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。~~

~~第5 除雪活動~~

~~1 家屋等の除雪活動【社会福祉協議会】~~

~~町は住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、災害時要援護者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。~~

~~2 公共施設の除雪活動【総務課・健康福祉課・環境課・都市整備課・上下水道課・産業課・こどもみらい課・生涯学習課・社会福祉協議会】~~

~~公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な場合や、生活用道路等については、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第15節 障害物除去活動」を準用する。

第19節 ~~行方不明者の搜索、遺体処置及び埋葬活動~~

~~計画の目的~~

~~災害による死者及び行方不明者に対して、防災関係機関、団体等との連携を図り、搜索及び収容を行い、災害現場から遺体が発見されたときには、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等を実施する。~~

~~【担当】○住民課 地域安全課 消防団~~

県等の役割

~~第1 行方不明者の搜索【自衛隊・警察】~~

~~1 実施体制~~

~~行方不明者搜索の実施については、町、自衛隊、警察、消防等の関係機関の連携により住民、ボランティア団体等の協力を得て、必要な車両その他の機械器具を活用して実施する。~~

~~第2 遺体の搜索【自衛隊・警察】~~

~~1 実施体制~~

~~災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を町、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して搜索する。~~

~~第3 遺体の埋・火葬~~

~~1 実施体制~~

~~災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。町では対応が困難な場合、県は広域的な火葬がおこなわれるよう調整を行う。~~

町等の役割

~~第1 行方不明者の搜索【地域安全課・消防本部・消防団】~~

~~1 実施体制~~

~~行方不明者搜索については、町が警察、消防等の関係機関の連携により住民、ボランティア団体等の協力を得て、必要な車両その他の機械器具を活用して実施する。~~

参考

~~災害救助法による実施基準~~

~~災害救助法が適用された場合の災害にかかった者の救出は、次の基準により実施する。~~

— (1) 内容

— 災害のために現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者を検索し、又は救出する。

— (2) 費用の限度

— 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

— (3) 期間

— 災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむ得ないと認めれる場合、事前に厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

— ① 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき

② 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき

③ 災害の発生が継続しているとき

第2 遺体取扱対策【住民課】

— 1 遺体の検索

— (1) 実施体制

町は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の検索を、警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を、警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して検索する。

町だけで対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行なうとともに、県（県民生活部）に、自衛隊の派遣要請を行なうよう依頼する。

参考

— 災害救助法による実施基準

— 災害救助法が適用された場合の遺体の検索は次の基準により実施する。

遺体の検索

— (1) 対象

— 災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者。

(2) 費用の限度

— 舟艇その他遺体の検索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

~~— (3) 期間~~

~~— 災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限の期間を延長する。~~

~~2 遺体の処置、収容及び検案（検視）~~

~~(1) 実施体制~~

~~— 町は、災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。~~

~~(2) 実施方法~~

~~— 町は、遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。~~

~~— ① 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。~~

~~— ② 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。~~

~~— ③ 捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。~~

参考

~~— 災害救助法による実施基準~~

~~— 災害救助法が適用された場合の遺体取扱は次の基準により実施する。~~

~~— (1) 対象~~

~~— 災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については第3の対策のとおり）を行う。~~

~~(2) 内容~~

~~① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置~~

~~— ② 遺体の一時保存~~

~~③ 検案~~

~~(3) 費用の限度~~

~~— 次の範囲内において行なうこと。~~

~~— ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。~~

~~— ② 遺体の一時保管のための費用は、次のとおりとする。~~

~~— ア 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額~~

~~イ 遺体の一時保管のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。~~

~~ウ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。~~

~~(4) 期間~~

~~災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限の期間を延長する。~~

~~第3 遺体の埋・火葬【住民課】~~

~~1 実施体制~~

~~町は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。町では対応が困難な場合、県に広域的な火葬がおこなわれるよう調整を依頼する。~~

~~2 埋葬の実施方法~~

~~(1) 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。~~

~~(2) 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあつせんを求める。また、必要に応じて、県（保健福祉部）の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。~~

~~(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。~~

~~(4) 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。~~

~~参考~~

~~災害救助法による実施基準~~

~~災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。~~

~~(1) 対象~~

~~災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。~~

~~(2) 費用の限度~~

~~原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。~~

~~① 棺（付属品を含む。）~~

~~② 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）~~

~~③ 骨つぼ及び骨箱~~

~~(3) 期間~~

~~原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承~~

~~認を受けて必要最小限度の期間を延長する。~~

~~——(4) 遺体が災害救助法適用地域外の他市町に漂着した場合~~

~~——① 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合は、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担。）する。~~

~~——② 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し遺体を撮影する等記録して、①に準じて実施する。~~

第 20~~16~~ 節 廃棄物等処理活動

計画の目的

~~被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、し尿等の廃棄物を処理するほか、動物の管理（死体処理）を適正に実施する。~~

~~【担当】○環境課 産業課~~

住民の役割

~~第 1 災害に伴う生活ごみの処理~~

- ~~1 避難所等での生活ごみについて、町の指示する分別によるごみの排出に協力する。~~
- ~~2 家庭からの可燃ごみ・不燃ごみや家財・家具等の粗大ごみについて、町の指示する分別、指定場所(臨時置き場)等へのごみの排出に協力する。~~
- ~~3 宅地内の堆積土砂、流木、がれき類は、地域やボランティアなどの協力を得ながら町の指定する排出方法に従い、適切に処理する。~~
- ~~4 ごみの野焼き、便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外への排出は行わない。~~

~~第 2 し尿処理~~

- ~~1 避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理に努め、公衆衛生の確保とし尿収集に協力する。~~

町等の役割

~~第 1 ごみ処理【環境課】~~

~~1 実施体制~~

~~災害による廃棄物の処理は住民生活部が主管し、既存の人員、機材等を確保し、処理施設で生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理するが、特に甚大な被害を受けた場合においては、収集・運搬機材等を民間から借り上げ、又は他市町・他広域・県に応援を求め緊急事態に対処する。また、町のみで対処できない場合は、近隣市町等から人員及び機材の応援を求める。~~

~~廃棄物等処理を実施する機関にあっては、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去ができるよう連携を図る。~~

~~2 排出量の推計及び対策~~

~~災害により発生するごみは、平常時における処理計画を勘案して排出量を推計し、その対策を策定する。~~

~~3 収集運搬~~

~~(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物~~

~~生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、防疫上収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるように体制の確立を図る。なお、~~

~~被災していない家庭等に対しては、庭、畑等で自家処理するよう指導し排出の抑制を図る。~~

~~(2) 風水害等廃棄物の仮置き~~

~~粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、震災の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己運搬するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。~~

~~4 風水害等廃棄物の処分~~

~~(1) 輸送可能な可燃ごみは、原則として焼却施設で焼却処分する。~~

~~(2) 各家庭で処理できない生ごみは、土づくりセンターで堆肥化する。~~

~~(3) 土砂混入等により焼却に適さず埋立処分が適当な震災ごみは、可能な限り分別に努め減量のうえ、処理施設等で処理する。~~

~~(4) 塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。~~

~~第2 し尿処理【環境課】~~

~~1 実施体制~~

~~下水道処理施設、及び污水管の被害状況等の情報を対策本部から受けるとともに、倒壊家屋、焼失家屋等の便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集が可能になり次第、可能な限り早く収集処理する。~~

~~実施体制については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合においては、県に応援を求め緊急事態に対処する。町のみで対処できない場合は、近隣市町等に応援を求める。~~

~~2 排出量の推計及び対策~~

~~被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。~~

~~3 収集運搬~~

~~(1) 町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。~~

~~(2) 被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、污水等についても早急に収集を行うよう努める。~~

~~避難場所等から排出されたし尿の収集は、優先的に行う。~~

~~4 し尿処理の留意事項~~

~~塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。~~

~~また、し尿処理施設で処理できない場合で、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障がないよう特に注意して処分する。~~

~~第3 死亡獣畜等の処理【産業課】~~

1 実施体制

町は、被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合は、処理計画の策定し実施する。

2 実施方法

(1) 死亡獣畜の回収等適切な措置を実施する。

(2) 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じ次のように処理する。

ア 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理をする。

イ 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理をする。

3 処理方法

(1) 埋却

死体を入れてなお地表まで 1m 以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を散布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

(2) 焼却

焼却は完全に行い、未燃焼物を残さないこと。(約 1m の深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

計画の目的

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

【担当】 ○環境課 上下水道課

各段階における業務の内容

<u>発生から 1 時間以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の情報収集、及び分析 ごみ処理施設、下水道施設、污水管、し尿及び浄化槽汚泥処理施設の被災状況確認 ごみ、及びし尿等収集車両の被災状況を確認
<u>発生から 3 時間以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> レンタル業者等へ仮設トイレ設置協議 ごみ処理、及びし尿等処理施設までの道路被災状況を確認
<u>発生から 6 時間以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> 住民にごみの分別排出を周知 下水の使用可否及び対策を周知 レンタル業者等へ仮設トイレ設置依頼
<u>発生から 1 2 時間以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の場所、避難者数を確認し、ごみの発生量を推定
<u>発生から 2 4 時間以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所からごみ、及びし尿収集を業者に指示

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、仮設トイレの設置場所・基数の追加 ・避難所にごみステーションを設置
<u>発生から72時間（3日）以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ用仮置場の設置及び住民への周知 ・粗大ごみの収集運搬を業者に指示
<u>発生から 1週間以内</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物中間処理業者との連絡調整 ・がれき類の一時保管場所確保 ・がれき類の一時保管場所から処理施設までの搬入

住民の役割

第1 災害に伴う生活ごみの処理

- 1 避難所等での生活ごみについて、町の指示する分別によるごみの排出に協力する。
- 2 家庭からの可燃ごみ・不燃ごみや家財・家具等の粗大ごみについて、町の指示する分別、指定場所(臨時置き場)等へのごみの排出に協力する。
- 3 宅地内の堆積土砂、流木、がれき類は、地域やボランティアなどの協力を得ながら町の指定する排出方法に従い、適切に処理する。
- 4 ごみの野焼き、便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外への排出は行わない。

第2 し尿処理

- 1 避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理に努め、公衆衛生の確保とし尿収集に協力する。

町等の役割

第1 災害廃棄物の処理【環境課】

1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 発生量及び処理可能量の推計

町は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

3 住民等への周知

町は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、震災の程度にもよるが大量に発生することが考えられ、住民が自己運搬するよう指導する。

4 仮置場の設置・運営

町は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

5 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

6 処分・再資源化

町は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

7 震災廃棄物の処分

(1) 輸送可能な可燃ごみは、原則として焼却施設で焼却処分する。

(2) 土砂混入等により焼却に適さず埋立処分が適当な震災ごみは、可能な限り分別に努め減量のうえ、処理施設等で処理する。

(3) 塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。

第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ【環境課】

1 体制整備・情報収集

町は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市町内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災市町等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 発生量及び処理可能量の推計

市町等は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

3 住民等への周知

町は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県に情報を共有する。

4 収集運搬

町は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

町は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水等についても早急に収集を行うよう努める。

避難場所等から排出されたし尿の収集は、優先的に行う。

5 処分・再資源化

市町等は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

6 し尿処理の留意事項

塩谷広域行政組合の処理施設で対応できない場合は、他市町及び他広域等に処理を依頼する。

第3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、町は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

1 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

2 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

3 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。

腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

4 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第4 国庫補助制度の積極的活用

町は県から国庫補助金（災害等廃棄物処理事業補助金）の積極的活用について指導を受け、適切な処理を図る。

第 24~~17~~ 節 文教~~施設等~~応急対策

計画の目的—

被災時の園児・児童・生徒等の生命、身体~~の安全確保~~や応急時の教育を実施するため、町及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

—【担当】〇こどもみらい課—生涯学習課

町・学校等の役割

第 1 児童・生徒の安全確保【こどもみらい課】

—町は、被災時において児童等の安全を確保するため、所管する学校において策定した「学校安全計画」及び「地震対応マニュアル」、保育園が策定した「危機管理マニュアル」が円滑に実施できるよう支援する。特に以下の項目に留意した取り組みを推進する。

—(1) 最優先課題

—学校等は災害時には、児童等の安全確保を最優先し、中でも幼稚園や保育園の幼児、小学校低学年児童、障害児など災害時に要援護者となることが予想される児童等に対しては、特段の配慮を行う。

—(2) 災害時の対応

—災害時においては、まず児童等の安全を確認する。特に休憩時間や放課後など授業時間以外にあっては、把握が難しいことが予想されるため、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけ把握に努める。

—また、学校等は、地震発生直後における児童等の安否確認を実施する。

—(3) 授業開始後災害が発生し、又は発生が予想される予兆等となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置など適切な措置を講じ、児童等の安全確保に努める。

—(4) 児童・生徒の保護者への引き渡し

—安全を確保した後は保護者等へ連絡し、できるだけ速やかに引き渡すこととする。その際、児童・生徒が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックがないまま子どもを連れ帰ること等がないように努める。なお、留守家庭や諸般の事情で児童等を直ちには引き渡すことが困難な場合は、一時的に学校または避難所で保護する。

—(5) 時間外に地震が発生した場合

—教職員は、児童等の安全確認を電話等により確認し、必要に応じ休校等の措置を行う。

—また、教職員は、学校施設及び設備並びに周辺の状況をすみやかに把握して、こどもみらい課へ報告する。

—第 2 応急時教育の実施【こどもみらい課】

—町は、所管する学校を指導及び支援し、応急時教育に関する災害復旧時の対応

を促進する。

また、学校ごとに担当職員を定めるなど、指導及び支援のための情報収集伝達に万全を期する。

(1) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、概ね次の方法によるものとする。

① 校舎の一部が利用できない場合

残余教室を利用し、なお不足するときは特別教室や体育館を利用する。

② 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を利用する。

③ 特定地区が全体的に被害を受けた場合

被災をまぬがれた公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは応急仮校舎の対策を講ずる。

(2) 教育職員の確保

教育職員の被災状況を把握するとともに県対策本部及び県教育委員会と綿密な連絡をとり、教育職員の確保に努める。

(3) 学校給食対策

応急給食の必要があると認めるときは、県、関係機関と協議のうえ応急給食を実施する。実施にあたっては次の項目に留意する。

① 給食施設の安全点検及び衛生管理

② 学校が避難所として使用され、その給食施設が被災者用炊き出し用に利用されている場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整を図る。

(4) 被災教職員、児童等の健康管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童等に対し感染症予防接種や健康診断等、健康福祉センターと協議し実施する。

第3 学用品の調達及び支給【こどもみらい課】

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配布する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

参考

災害救助法による学用品給与の基準

(1) 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部生徒並びに私立学校の児童等を含む。）に対して行う。

(2) 内容

被害の状況に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

① 教科書

——② 文房具

——③ 通学用品

——(3) 費用の限度

——費用は次の額の範囲内とする。

——① 教科書代

教科書代は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書、教科書以外の図書その他の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。

——② 文房具、通学用品費

——災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃本県規則第35号）で定められた額以内とする。

——③ 期間

——地震災害発生の日から、教科書については1月以内、その他学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信等の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

——第4 授業料等費用の補助措置【こどもみらい課】

——(1) 被災により、授業料等費用の補助が必要な者は、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる等の措置等の相談の準備対応に努める。

——(2) 被災特別支援学校児童等就学奨励

——特別支援学校児童等の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援護措置が講じられる。

——(3) 県立学校

——被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃本県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免措置のあつせんを行う。

——(4) 私立高等学校・専門学校・大学

——被災により授業料の減免が必要となった者については、その学校法人に対し授業料減免申請のあつせんを行う。

——第5 防災拠点としての役割【こどもみらい課】

——避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町に協力する。

——第6 文化財の保護【生涯学習課】

——1 災害発生時の措置（通報）

~~文化財所有者(防火管理者を置くところは防火管理者)を通報責任者として、災害が発生した場合はには直ちにその被害状況を町へ通報する。~~

~~所有者、管理者が町の場合の通報責任者は町教育委員会教育長とし、国又は県指定文化財の場合、県を通して文化庁に速報し、被害の状況によって係官の派遣を求める。~~

~~2 災害状況の調査、復旧対策~~

~~地震災害発生の場合は被害の程度により県に係官の派遣を要請し、被害状況の詳細を調査し県に復旧計画等の準備、計画に応援協力を要請するとともに、国又は県指定文化財の場合はその結果を文化庁に報告する。~~

~~第7 文化施設における応急対策~~

~~施設の被災により収蔵品が損傷する恐れがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所に避難させるとともに、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急処置をとる。~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第17節 文教施設等応急対策」を準用する。

第 2218 節 住宅応急対策

計画の目的—

災害のため住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保できない被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設、被害家屋の応急修理を行う。

—【担当】○都市整備課

県の役割

—第 1 応急住宅の供給

—災害救助法が適用された場合、応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で供給可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

—第 2 公営住宅等の一時供給

—1 対象

—次の条件を満たす者とする。

—なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、災害時要援護者に十分配慮する。

- (1) 風水害のため住家が全壊、全焼又は流出したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

—2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は、既設の町営住宅で提供可能なものを確保する。
- (2) 町が住宅を確保できない場合、県（県土整備部）は町からの要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを行う。

第 3 応急仮設住宅の供給

—災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う

1 対象

—上記第 2 に掲げる対象に同じ。

—2 内容

(1) 建設場所

—建設予定場所は、原則として県又は町有地とする。

(2) 住宅の規模及び構造

—1 戸あたり 29.7 m²を基準とし、県（県土整備部）において構造を定める。

(3) 実施方法

—県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県（県土整備部）又

は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常災害対策本部に協力を要請する。

3 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃本県規則第35号）で定められた額以内とする。

4 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

風水害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 内容

県（県土整備部）が直営又は「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃本県規則第35号）で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

町等の役割

第1 実施体制

1 実施体制

震災により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん等に係る計画を策定し実施する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

~~2 応急住宅の供給~~

~~応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給するものとする。~~

~~第2 公営住宅等の一時供給【都市整備課】~~

~~1 対象~~

~~次の条件を満たす者とする。~~

~~なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、災害時要援護者に十分配慮する。~~

- ~~(1) 風水害のため住家が全壊、全焼又は流出したこと~~
- ~~(2) 居住する住家がないこと~~
- ~~(3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと~~

~~2 供給する公営住宅等の確保~~

- ~~(1) 町は、既設の町営住宅で提供可能なものを確保する。~~
- ~~(2) 町が住宅を確保できない場合、県（県土整備部）に既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを依頼する。~~

~~第3 応急仮設住宅の供給【都市整備課】~~

~~応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。~~

~~1 対象~~

~~上記町等の役割第2に掲げる対象に同じ。~~

~~2 入居者の選定~~

~~入居者等の選定は、町が行うものとし公平を期するほか、災害時要援護者に十分配慮する。その基準は概ね次のとおりとする。~~

- ~~(1) 生活保護法の被保護者及び要保護者~~
- ~~(2) 資産がない失業者~~
- ~~(3) 資産がない未亡人、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯及び病弱者等~~
- ~~(4) 資産がない勤労者、中小企業者~~
- ~~(5) 前各号に準ずる経済的弱者~~

~~3 必要住宅戸数の把握~~

~~町は、住宅の供給が必要な世帯数と現在供給可能な住宅を調査する。~~

~~4 応急仮設住宅建設の方針~~

~~(1) 実施主体~~

~~① 応急仮設住宅の建設は本部長（町長）が実施し、建設産業部土木建築班が当たる。~~

~~② 災害救助法が適用された場合は、町の要請に基づき県が建設して供給することを基本とする。~~

~~(2) 仮設住宅の構造・規模~~

~~① 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造とする。~~

~~② 規模は、入居世帯の人数に応じて定める。~~

~~5 建設場所~~

~~設置予定地は、町が選定することができる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して選定する。~~

~~建設予定場所は、原則として県又は町有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸借契約を締結するものとし、予定場所については以下の項目に留意する。~~

~~(1) 被災者が、相当期間居住することを一応考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。~~

~~(2) 相当数の世帯が集団的に居住する場合は交通の便、教育問題等被災者の生業の見通しについても考慮する。~~

~~(3) 公有地に適当な場所がなく、私有地に建設する場合は、後日の問題とならないよう十分協議する。~~

~~6 建設着工期限及び貸与期間~~

~~災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その貸与期間は原則として完成の日から建築基準法第85条第3項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て延長する。~~

~~7 仮設住宅の規模及び費用の限度~~

~~1戸あたり29.7㎡を基準とし、費用は災害救助法施行細則によるものとする。~~

~~8 災害救助法の適用の場合~~

~~(1) 県への要請~~

~~仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。~~

~~(2) 建設用地の選定~~

~~町において決定する。~~

~~9 建設資材の調達~~

~~応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、県に対し資材のあっせんを要請する。~~

~~10 仮設住宅の管理~~

~~仮設住宅の管理は、町が県から委託を受けて管理する。~~

~~第4 住宅関係障害物除去【都市整備課】~~

~~「本章第18節第1」に準じて適切に除去のうえ処理する。~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第18節 住宅応急対策」を準用する。

第 2319 節 労務供給対策

計画の目的—

災害応急対策を実施するにあたって、町だけでは必要人員が確保できない場合は、県や他市町の応援及び雇用により、労務の安定供給を行う。

—【担当】○総務課—産業課—

町等の役割

第 1 県や他市町への派遣要請、要員雇用体制【総務課】

1 要員の確保

災害応急対策を迅速的確に実施するため、必要な要員が不足する場合は、次により確保する。

(1) 相互応援協定に基づく他の市町に対する応援要請

(2) 県への要員確保依頼

(3) 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあわせん要求

2 応援の要請

災害の程度により各部が要員を必要とするときは、次の事項を示し、総務班へ申し出る。作業が不可能又は人員が不足するときは、県等に応援並びに派遣の要請を行う。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 従事場所

(3) 作業内容

(4) 人員

(5) 従事期間

(6) 集合場所

(7) その他

第 2 災害救助法を適用した場合の要員の確保【産業課】

災害応急対策実施に際し必要と認めるときは、次の基準により公共職業安定所を通じ救助に必要な労働者を雇用し救助活動を行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、町が雇用する者。

(1) 被災者の避難

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の搜索

(6) 死体の処置（埋葬を除く。）

(7) 救済用物資の整理配分

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

~~3 期間~~

~~前項の各救助の実施が認められる期間（ただし、(1)については、1日程度）。~~

~~なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。~~

~~また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に厚生労働大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。~~

本節については、「[震災対策編 第2章 震災応急対策 第19節 労務供給対策](#)」を準用する。

第 24²⁰ 節 ライフライン等災害応急対策 公共施設等応急対策

計画の目的—

災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に大きな影響を及ぼす施設の早期復旧のため、各施設の管理者は、防災等関係機関と連携し、適切な応急対策を行う。

—【担当】—○都市整備課—上下水道課

事業所の役割

—第 1 鉄道施設【鉄道事業者】—

— 鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

— また、事故発生時に迅速に対応できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

—第 2 電力施設【電気事業者】—

— 電力事業者は、災害時の住民生活等における役割を認識して、電力施設の早期復旧に努める。

— また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、早期復旧に努める。

—第 3 電気通信設備【電気通信事業者】—

— 通信事業者は、災害時の住民生活等における役割を認識して、通信施設の早期復旧に努める。

— また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、仮設電話の設置や早期復旧に努める。

—第 4 ガス【ガス供給事業者】—

— ガス事業者は災害時の住民生活等における役割を認識して、ガスの早期供給に努める。

— また、災害時に重要な、病院、ライフライン関係機関、災害弱者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、早期供給に努める。

町等の役割

—第 1 道路施設【都市整備課】—

— 1 被害情報の収集

— 道路パトロールカーによる巡視、発見者通報等により、必要な緊急輸送路線

等の情報収集を行い把握する。また、その他の県道等についても、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

2 応急措置

(1) あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定により確保した人員及び資機材等を活用し、障害物除去等を行う。

(2) 応急作業

応急復旧に当たっては、関係機関等が迅速な協力体制をもって実施する。また、緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて交通確保を図る。

なお、応急作業に当たっては以下の事項に留意する。

① 緊急輸送道路を優先し行うものとするが、災害の規模や道路被災状況に応じて、応急復旧すべき道路を決定する。

② 警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救助を最優先させた道路の応急復旧を行う。

③ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。

④ 応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

⑤ 災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次被害の防止に努める。

(3) 道路情報の提供

災害発生場所、被害状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速、的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第2 上下水道施設【上下水道課】

町は、災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、迅速な復旧が行えるように努める。

1 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに住民に周知するとともに、県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

① 工事業者への協力依頼

- ~~被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。~~
- ~~主要施設については、あらかじめ工事業者を選定し被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。~~
- ~~② 送配水管等の復旧手順~~
 - ~~ア 送配水管の復旧~~
 - ~~応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送水管を復旧し、配水池の水量確保と補給を行う。~~
 - ~~配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。~~
 - ~~イ 臨時給水栓の設置~~
 - ~~被災しない配水管、復旧された配水管でなるべく避難所に近い公設消火栓に、臨時給水栓を設置する。~~
 - ~~臨時給水栓の設置の際は、消防機関に通報し消火活動の障害にならないように努める。~~
- ~~③ 仮設配水管の設置~~
 - ~~被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合、仮設配水管を布設する。~~
- ~~④ 通水作業~~
 - ~~応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。~~
- ~~(3) 広報~~
 - ~~給水場所は、あらかじめ広報紙等で住民に周知しておくとともに、災害発生に際しては広報活動によりその場所を住民に知らせる。~~
- ~~(4) 応援の依頼~~
 - ~~水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。~~

~~2 下水道施設~~

- ~~(1) 被害情報の収集、伝達~~
 - ~~下水道管理者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能等の支障の有無を確認する。~~
 - ~~巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。~~
 - ~~被害があった場合は、状況に応じて速やかに住民に周知するとともに、県その他関係機関に通報する。~~
- ~~(2) 応急措置~~
 - ~~① 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。~~
 - ~~② 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管渠等の態様の違いに配慮~~

- ~~七、次の事項について復旧計画を策定する。~~
- ~~ア 応急復旧の緊急度、工法の検討~~
- ~~イ 復旧資材、作業員の確保~~
- ~~ウ 技術者の確保~~
- ~~エ 復旧財源の措置~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第20節 公共施設等応急対策」を準用する。

第 25²¹ 節 危険物施設等災害応急対策

計画の目的—

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

—【担当】○地域安全課—環境課—消防団

第 1—消防法上の危険物

事業所の役割

— 1—災害情報の通報

— 危険物取扱事業所は、災害等が発生した場合、町・消防・警察等関係機関に速やかに通報し協力体制を確立する。

— 2—応急対策

— (1) 危険物取扱事業所の対策

— ①災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

— ②災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに被災施設・関連施設の点検を実施する。

— ③危険物等施設の被害状況・付近の状況等について十分に考慮し、現状に応じた初期消火や流動防止措置を行う。

— ④地域住民の安全を図るため速やかに発災を広報し、避難誘導等を適切に講じるとともに関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

県等（警察）の役割

— 1—警察は、被害の状況により引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合、町等と協力して避難のための立ち退きの勧告・指示をする。

町等の役割【地域安全課・消防本部・消防団】

— 1—町は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県・その他関係機関に災害発生の際報を行い、被害の状況に応じて応急対策の活動状況、応援の必要性等について逐次中間報告を行う。

— 2—消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

— 3—町長は、被害の状況により引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、警察署等と協力して避難のための立ち退きの勧告・指示をする。

— 第 2—火薬類

— 事業所の役割

— 1—災害情報の通報

— 火薬類の製造者・販売者・消費者等は、火災等により火薬庫等が危険な状態と

~~なった場合に、速やかに町・消防署・警察署等に通報する。~~

~~2 応急対策~~

~~火薬庫等の所有者は、直ちに次の措置を講じる。~~

~~(1) 貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合にはこれを移し、かつ見張り人をつける。~~

~~(2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。~~

~~(3) その他、火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。~~

~~(4) 安定度に異常を呈した火薬類は破棄する。~~

県等（警察）の役割

~~1 警察は、被害の状況により引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合、立入制限及び交通規制をする。~~

町等の役割【地域安全課・消防本部・消防団】

~~1 町は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、即報要領に基づいて、県・その他関係機関に災害発生 of 報告を行い、被害の状況に応じて応急対策の活動状況、応援の必要性等について逐次中間報告を行う。~~

~~2 消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。~~

~~3 町長は、被害の状況により引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、警察署等と協力して避難のための立ち退きの勧告・指示をする。~~

~~第3 LP ガス~~

~~事業所の役割~~

~~1 実施体制~~

~~LP ガス販売事業者は、LP ガスによる災害を最小限に止め、地域住民等の安全を確保するため適切な措置を講じる。~~

~~2 応急対策~~

~~(1) 災害情報の通報~~

~~販売事業者等は、災害発生地域内の被害状況の把握に努め、関係機関に報告、連絡等を速やかに行う。LP ガス協会は、県内各地域の被害状況の把握に努め県工業振興課に報告・連絡等を行う。~~

~~(2) 危険防止措置~~

~~販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員・資機材等に関し相互に応援・協力する。LP ガス協会各支部内での対応が困難な場合は、LP ガス協会は応援・協力について調整を行い、的確な応急措置・復旧措置を確保する。~~

県等（警察）の役割

- 1 警察は、被害の状況により引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合、立入制限及び交通規制をする。

町等の役割【地域安全課・消防本部・消防団】

- 1 町は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、即報要領に基づいて、県・その他関係機関に災害発生 of 報告を行い、被害の状況に応じて応急対策の活動状況、応援の必要性等について逐次中間報告を行う。
- 2 消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。
- 3 町長は、被害の状況により引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、警察署等と協力して避難のための立ち退きの勧告・指示をする。

— 第4 毒物・劇物

— 事業所の役割

— 1 実施体制

- 災害発生時に、被害を最小限にとどめ地域住民の健康被害の防止を図るため、県・事業者は応急復旧対策を実施する。

— 2 災害情報の通報

- 毒物劇物取扱者は、毒物劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町・県・消防本部・警察署等へ通報する。

— 3 応急対策

— (1) 事業者の対策

- 漏洩、流出した毒物劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の人命安全措置を講じるとともに、災害後直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

県及び町等の役割

- 毒物劇物による事故が発生した場合、県・町・消防本部・医療機関は、相互連携のもと、被災者の救出救助活動を適切に実施するとともに、県へ報告する。

— 1 有毒物質による事故発生時の対応指針

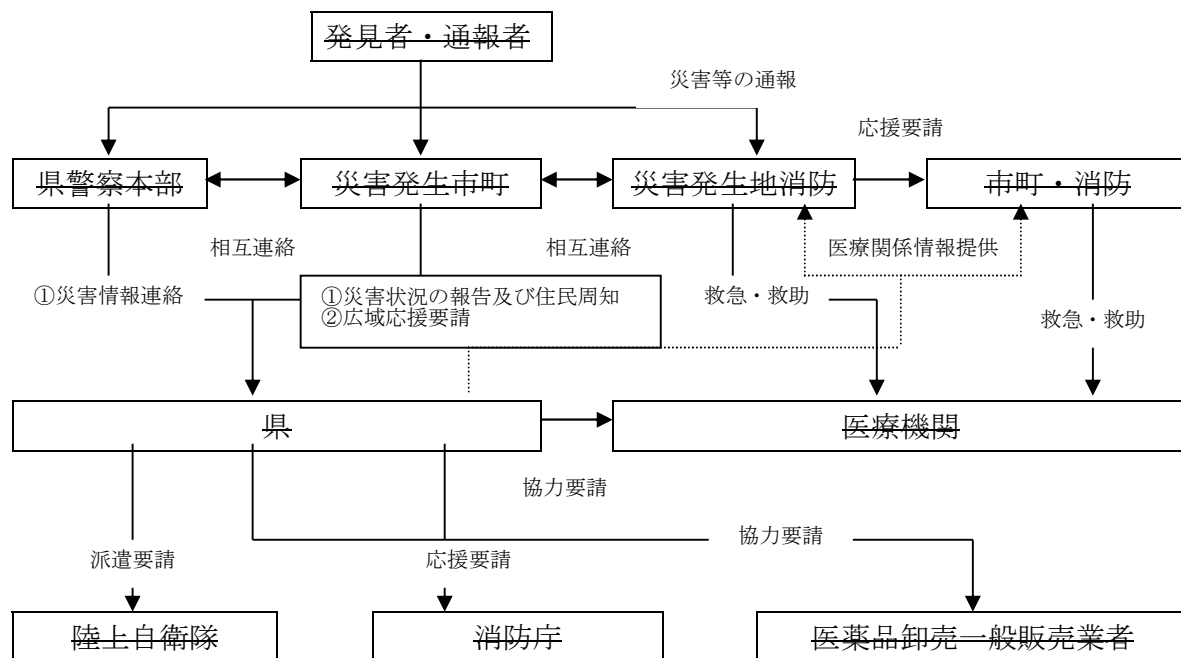
— (1) 情報の通信連絡

- 付近住民への周知及び連絡系統により緊密な連携を図るものとする。

— (2) 応急活動

- ① 県警察本部の活動
- ② 有毒物質の確定
- ③ 救出救助活動にあたって関係機関へ注意事項等の情報を提供
- ④ 立入禁止区域を設定し被害の拡大防止を防止
- ⑤ 災害現場から被災者の救出

- ⑥ 緊急交通規制
- (3) 消防本部の活動
- ① 災害現場から被災者の救出
- ② 負傷者等の救急搬送



——第5 放射性物質

——放射性物質による事故が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は次の応急的措置を実施する。

——1 放射性同位元素等取扱事業所事故対策 事業所の役割

——「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき次の措置をとる。

- ①事故の発生及び発生のおそれがある場合について、国・警察・町・消防本部等へ通報する。
- ②放射線障害のおそれがある場合や放射線障害が発生した場合は放射線障害の発生防止及び拡大を防止するために必要な緊急措置を実施する。

——県等（警察）の役割

- 1 事故等の発生の通報を受けた場合は、警察庁・県へ直ちに通報する。
- 2 必要により警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
- 3 消防機関等と連携して救出・救助、住民の避難誘導等を実施する。

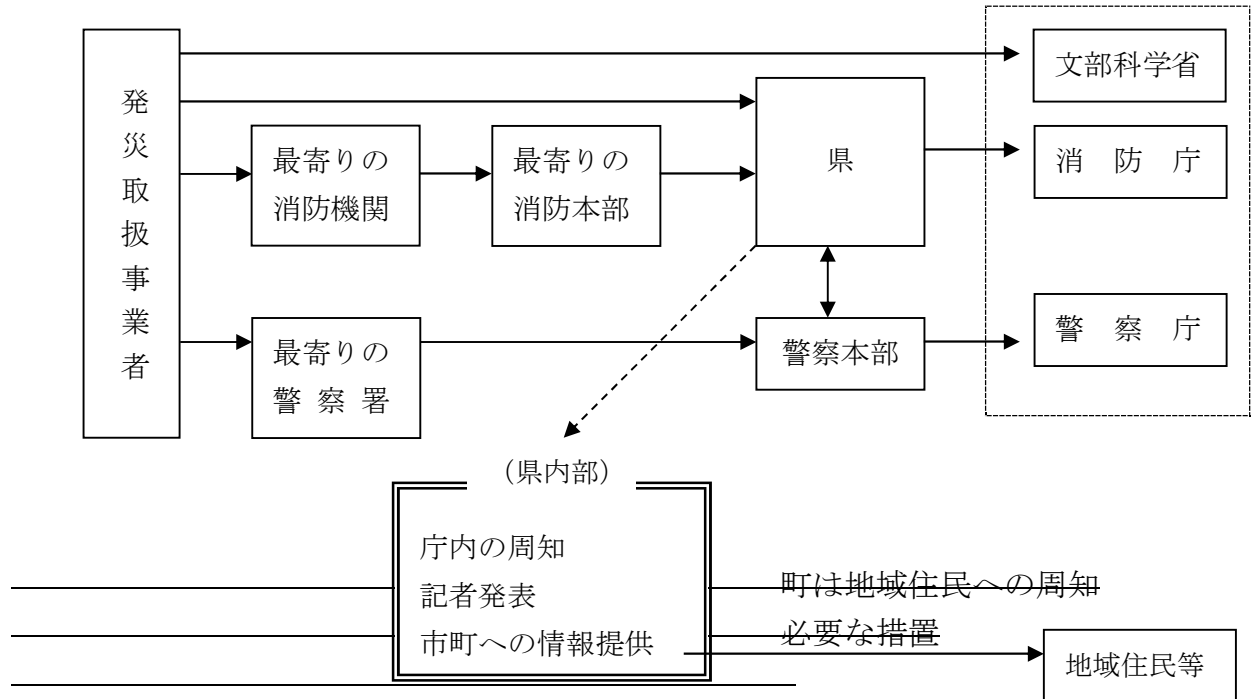
——町等の役割【地域安全課・消防本部】

- (1) 事故等の発生の通報を受けた場合は、即報基準により、県等へ直ちに通報する。
- (2) 必要があるときは、警戒区域を設定し住民の立入り制限・避難等の措置を

施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

(3) 消防活動にあたっては、「放射線施設等の消防活動のための手引き」等を例に適切に実施する。

＜放射性物質取扱事業者等での事故発生時の連絡系統（例）＞



2 放射性物質輸送時事故対策

事業所の役割

核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等に基づき次の措置をとる。

(1) 放射性物質輸送時に緊急事態が発生した場合は、国、警察・町・消防等に通報する。

(2) 放射線障害が発生した場合やおそれがある場合は、放射線障害の発生防止及び拡大を防止するための緊急措置を実施する。

県等（警察）の役割

1 事故等の発生 of 通報を受けた場合、警察庁・県へ直ちに通報する。

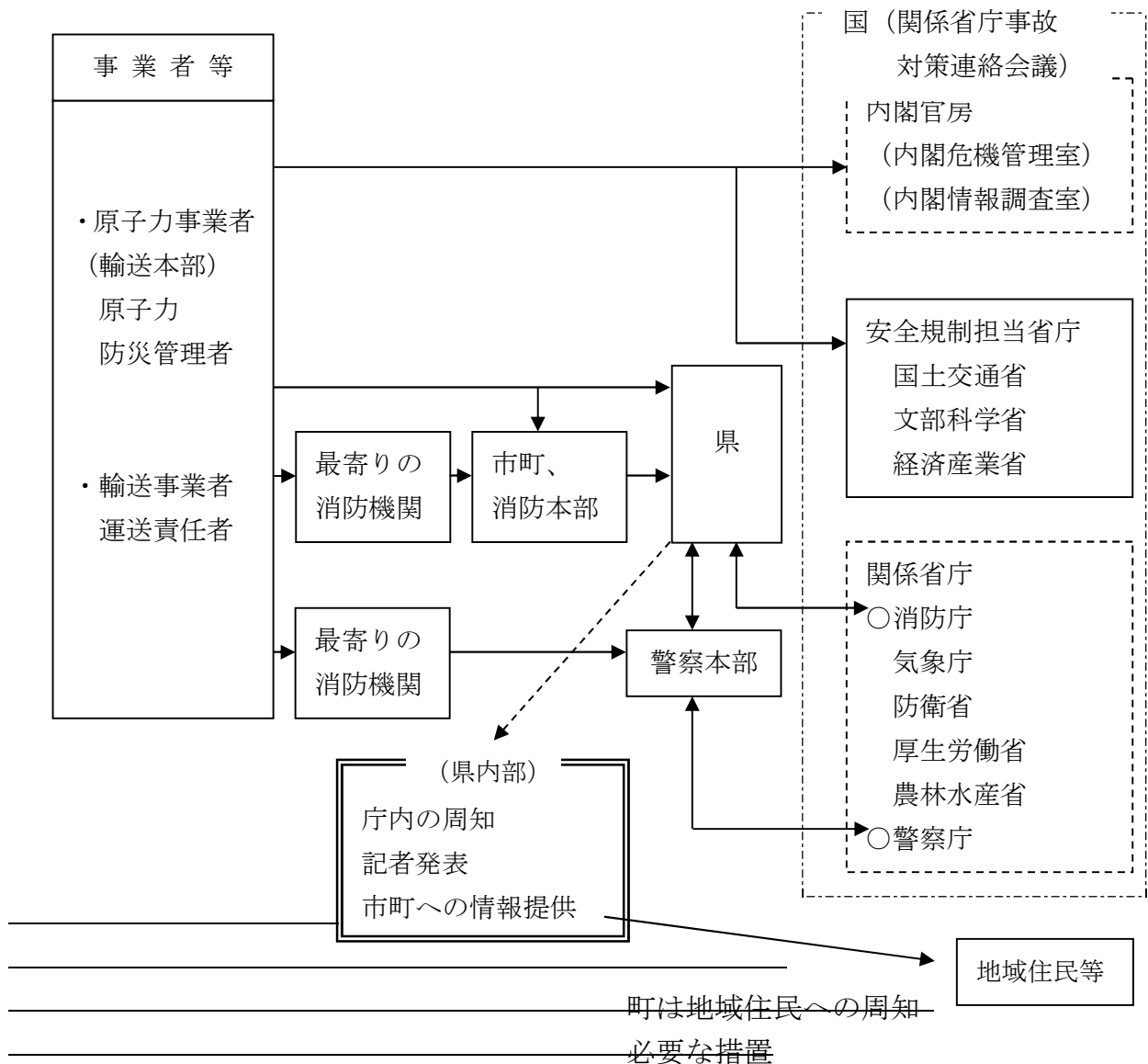
2 必要により、警戒区域の設定・交通規則等を実施する。

3 消防機関等と連携して救出・救助、付近住民の避難誘導等を実施する。

町等の役割【地域安全課・消防本部】

1 事故等の発生 of 通報を受けた場合は、即報基準により、県等へ直ちに通報する。

2 事故の状況把握に努め状況に応じて火災の消火・延焼の防止・警戒区域の設定、救助・救急等に関する必要な措置を実施する。



第5 古タイヤ等堆積物

事業所の役割

野外において堆積されている古タイヤ・自動車・廃棄物等の火災の発生時には、関係機関は連携して、次の応急的措置を実施する。

- (1) 火災の発生については、町・消防本部・警察署へ通報する。
- (2) 通報に際しては、堆積物の品目・数量・面積等の内容・消火活動や延焼防止等の状況等の必要な情報を提供する。

県等の役割

- (1) 消火活動が困難であり、社会的に影響が大きいと判断された場合は、立入制限及び交通規制をする。
- (2) 消火活動にあたっては、有効な消火方法を検討し、国の専門家や専門的知識を有する民間機関等から示された方法で消火を行うよう指導する。

町等の役割【環境課・消防本部・消防団】

- ~~—— (1) 火災の通報を受け消火活動が困難であり、また、社会的に影響が大きいと判断された場合は、即報基準により、県へ直ちに報告する。~~
- ~~—— (2) 必要があるときは、警戒区域を設定し住民の立入制限・避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対して広報活動を行う。~~
- ~~—— (3) 消火活動にあたっては、有効な消火方法を検討し必要に応じて県を通じ、国の専門家や専門的知識を有する民間機関等から示された方法で消火を行う。~~

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、「第5部 放射性物質・危険物等事故対策編 第3章」を準用する。

第 26~~22~~ 節 ボランティア受入・活動支援 自発的支援の受入

計画の目的

大規模災害発生時に被災地に駆けつけた災害ボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は相互連絡をとり支援調整を実施するとともに、被災者の物心におたるニーズを把握し、ボランティア活動が効果的に行えるよう連携体制を確立する。

—【担当】○社会福祉協議会—住民課—税務課—健康福祉課—

町等の役割

第1 災害ボランティアの受入、調整、派遣

1 災害ボランティアニーズの把握【健康福祉課・住民課・税務課】

町、県、社会福祉協議会、ボランティア関係団体、機関は連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。この際、県内外のボランティア団体と密接に情報交換を行うとともに、ボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 災害ボランティアの受付、登録、派遣、撤収【社会福祉協議会】

町はボランティアの活動拠点を提供し、ボランティア関係団体、機関と連携し、災害ボランティア活動希望者の受付、登録、調整、派遣・撤収等を支援する。

(1) ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

(2) ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

(3) ボランティアのあっせん

町が社会福祉協議会（ボランティアセンター）に対し、ボランティアのあっせんに要請した場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをあっせんする。

3 被災地における災害ボランティア支援体制の確立【社会福祉協議会】

町、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

また、町はボランティア関係団体、機関と連携し、庁舎、公民館、学校などの一部を提供するなど、災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整えるとともに、具体的活動内容の指示、活動に必要な事務用品や各種資機材等は可能な限り貸し出し、活動支援を行う。

第2 ボランティア活動の内容【社会福祉協議会】

~~災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。~~

- ~~(1) 災害・安否・生活情報の収集・広報~~
- ~~(2) 炊き出し、その他災害救助活動~~
- ~~(3) 医療、看護~~
- ~~(4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳~~
- ~~(5) 清掃、保健衛生活動~~
- ~~(6) 災害応急対策物資・機材の輸送・配分~~
- ~~(7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業~~
- ~~(8) 災害応急対策事務の補助~~
- ~~(9) その他災害応急対策に関する業務~~

~~第3 ボランティアとの協力【社会福祉協議会】~~

~~1 避難所における町職員とボランティアの関係~~

~~ボランティアは、被災者を援助するパートナーであり、お互いに協力して被害の軽減を図る。~~

本節については、「震災対策編 第2章 震災応急対策 第22節 自発的支援の受入」を準用する。

第3章 風水害等復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

計画の目的

—被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しながら、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に強い町づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

—【担当】○総務課—企画課—地域安全課—住民課—税務課—健康福祉課—環境課—都市整備課—上下水道課—産業課—こどもみらい課—生涯学習課—

各段階における業務の内容

発生から—1時間以内	
発生から—3時間以内	・災害対策本部の設置
発生から—6時間以内	
発生から1-2時間以内	
発生から2-4時間以内	
発生から7-24時間（3日）以内	
発生から—1週間以内	・復興本部の設置

町等の役割

第1—基本方向の決定

—(1) 実施体制

—町は、被害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しながら、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る

(2) 住民との協同

—被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら協同して計画的に行うものとする。

(3) 国・県職員等の派遣要請

—町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2—迅速な原状復旧

—町は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

—(1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

(2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にししながら、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

(3) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

- ~~(4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。~~
- ~~(5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。~~

~~第3 計画的復興の推進~~

~~1 復興計画の作成~~

~~大規模な震災により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の変革、産業基盤の変革を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。~~

~~2 防災まちづくり~~

~~(1) 防災まちづくりに関する計画~~

~~必要に応じ町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。~~

~~その際、町は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。~~

~~(2) 防災まちづくりに関する留意事項~~

~~町は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意するものとする。~~

~~① 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。~~

~~② 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。~~

~~ア 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備~~

~~イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化~~

~~ウ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化~~

~~エ 耐震性貯水槽の設置~~

~~③ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行うこと。~~

~~④ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者
サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うこと。~~

~~3 復興本部の設置~~

~~町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行及び地方公共団体間の連携、国・
県との連携、広域調整のため、復興本部を設置するものとする。~~

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第1節 復旧・復興の基本
的方向の決定」を準用する。

第2節 民生の安定化対策

計画の目的

—災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と生活再建の支援を行う。

—【担当】○社会福祉協議会—住民課—税務課—健康福祉課—都市整備課—産業課

各段階における業務の内容

発生から—1時間以内	
発生から—3時間以内	
発生から—6時間以内	
発生から1-2時間以内	・義援物資、及び義援金の受入体制整備
発生から2-4時間以内	・義援物資の配付体制整備、及び配分
発生から7-2時間（3日）以内	・公共職業安定所と協力して雇用機会の確保を図る ・生活資金及び事業資金の融資相談
発生から—1週間以内	・り災証明書の発行 ・義援金の配分委員会の開催 ・租税の減免方針検討 ・災害弔慰金等の支給手続き準備 ・被災者生活再建支援制度の手続き準備

町等の役割

第1—被災者の生活相談・支援【社会福祉協議会】—

被災者や事業者の自立復興を支援するため、相談窓口を設け、援助及び助成措置について関係機関に協力を要請し、被災者の生活安定の早期回復に努める。

第2—り災証明書の発行【都市整備課】—

町は、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ確認ができる程度の被害についてり災証明書を発行する。

第3—雇用機会の確保【産業課】—

災害により離職を余儀なくされた者の再就職、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等については、公共職業安定所と連絡協力して迅速な対応を図る。

第4—義援金品の受入れと配分【総務課・健康福祉課・社会福祉協議会】—

1—義援物資の受入・配分

—(1) 義援物資の受付

① 町は大規模な災害が発生し物資に不足が見込まれる場合は、義援物資の募集を行う。

~~② 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資及び希望しない物資を把握のうえ、その内容を県に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。~~

~~(2) 義援物資の受入~~

~~町は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問合せ等に対応する。~~

~~(3) 義援物資集積場所~~

~~町は、県と連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積場所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。~~

~~(4) 義援物資の管理~~

~~町は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。~~

~~(5) 配分~~

~~県本部等から送付された義援物資については、町が被災者に配分する。~~

~~なお、県本部等からの義援物資の配分を受けるに当たっては、引渡しを受ける場所を指定する。~~

~~(6) 受付の停止~~

~~町は、必要物資の十分な調達に見通しが立った時点において、義援物資の募集の停止をし、それを周知する。~~

~~(7) 海外からの支援の受入~~

~~町本部長は、県本部長等から海外からの義援物資受入れの連絡があった場合は、県本部長と連絡、調整を図りその受入態勢を整備する。~~

~~受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定時刻、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。~~

~~2 義援金の受入・配分~~

~~義援金の受入・配分は、義援金配分委員会を構成し実施する。(県、市町、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、各報道機関、義援金受付機関等)~~

~~(1) 義援金の受入~~

~~義援金は、各受付機関で受入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行うものとする。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。~~

~~(2) 義援金の配分~~

~~町は、配分委員会が決定した配分について、被害程度、被害人員を考慮して配分を行う。~~

~~(3) 配分結果の公表~~

~~配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報~~

~~道機関等を通じて公表し、救援活動の透明性の確保を図る。~~

~~第5 生活資金及び事業資金の融資~~

~~1 被災者個人への融資~~

~~(1) 生活福祉資金~~

~~災害により被害を受けた低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して速やかな自立更生の促進を図るため、県社会福祉協議会では生活福祉資金貸付制度を設け、民生児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、災害救護資金及び住宅資金の貸付を行う。町は、これら資金の融資が円滑に行なわれるよう被災者への広報活動及び相談・指導等を行う。~~

~~なお、この資金は対象世帯であって、他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できるものである。~~

~~① 災害救護資金 ② 住宅資金 ③ 資金貸付条件の緩和等の措置~~

~~(2) 災害復興住宅資金~~

~~災害により住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融公庫の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補償資金の貸付けを行う制度が設けられている。県及び町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、被災者に融資制度の内容を周知及び申込みに際しての事務上の指導を行う等、被災者が速やかに災害復興資金の借入れを受けられるよう努める。~~

~~《その他の住宅金融公庫の災害関連住宅資金のあつせん》~~

~~○ 宅地防災工事資金等~~

~~2 被災中小企業への融資~~

~~災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は県と連携し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。~~

~~3 被災農林水産業関係者への融資等~~

~~災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融通法等により融資等の支援を行う。~~

~~町は、県と連携し、被災者からの問い合わせに対する対応や本制度の周知に努める。~~

~~第6 租税の減免措置等【住民課・税務課・健康福祉課】~~

~~町は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、高根沢町町税条例に基づいて、町税に係る申告・納付等の期限延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。~~

~~1 期限の延長（町税条例第18条の2）~~

~~災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。~~

~~(1) 地域指定 町長が公示によって行う。~~

~~(2) 個別申請 1の場合を除き、個別的事例については、被災納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して期限を延長する。~~

~~2 徴収猶予（地方税法第15条）~~

~~災害により期日までに町税を納めることができない者で、その町税を一時に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。~~

~~3 減免等~~

~~災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。~~

~~また、国民健康保険一部負担金、介護保険利用者負担額及び介護保険施設等における食費居住費についても減免措置を講じる。~~

~~第7 災害弔慰金等の支給【健康福祉課】~~

~~災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金について、町が主体となり条例に基づき実施する。~~

~~(1) 災害弔慰金の支給~~

~~(2) 災害障害見舞金の支給~~

~~(3) 災害援護資金の貸与~~

	資金名等	対象者	窓口
支 給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町住民生活部
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	町住民生活部
貸 付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主 —(所得制限有り)—	町住民生活部

~~第8 被災者生活再建支援制度・居住安定支援制度【健康福祉課】~~

~~自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。~~

~~1 対象となる災害~~

~~この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。~~

- ~~(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害。~~
- ~~(2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害。~~
- ~~(3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害。~~
- ~~(4) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満のものに限る。)であって、(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害。~~
- ~~(5) 全壊10世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村における自然災害~~

~~2 支給対象世帯~~

~~支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。~~

- ~~(1) 居住する住宅が全壊した世帯。~~
- ~~(2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯。~~
- ~~(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯。~~
- ~~(4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)~~

~~3 支援金の支給~~

~~町は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ(住宅被害の認定は町が行う。)、県に送付し、県は、財団法人都道府県会館に提出し、支援金の支給が行われる。~~

~~(1) 支給金額~~

~~下表に示す区分により支給される。~~

~~○支給額の区分~~

~~(単位：万円)~~

	世帯 人員	合計支給 限度額	基礎 支援金	加算支援金		
				建設又 は購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50
	単数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	250	50	200	100	50
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5

~~※ 世帯の所得又は世帯主の年齢による至急制限はない。~~

~~※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。~~

~~※ 基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。~~

~~※ 居住関係経費(加算)は、その内容により支給額が異なる。~~

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第2節 民生の安定化対策」
を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

計画の目的

—公共施設の早期復旧を図るため、町、県、防災関係機関は連携して被害状況を的確に調査し、将来の災害に備える計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

—【担当】○総務課—地域安全課—健康福祉課—環境課—都市整備課—上下水道課—産業課—こどもみらい課—生涯学習課—

各段階における業務の内容

発生から—1時間以内	・庁舎等公共施設の被災状況調査
発生から—3時間以内	・被災箇所の立入禁止等措置 ・被災箇所の応急復旧
発生から—6時間以内	
発生から1-2時間以内	
発生から2-4時間以内	・公共施設の応急復旧計画作成 ・応急復旧作業開始
発生から7-24時間（3日）以内	
発生から—1週間以内	・公共施設の復旧計画作成

町等の役割

第1—災害復旧事業【総務課・健康福祉課・環境課・都市整備課・上下水道課・産業課・こどもみらい課・生涯学習課】—

1—災害復旧事業計画の策定

(1) 町は、災害応急対策を実施後、施設の被害の程度を調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。また、被災原因、被災状況等を把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関等と調整を図り計画を策定する。

(2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

2—支援体制

復旧・復興にあたり、必要に応じて国、県他の地方公共団体等に対し、職員
の派遣等協力を求める。

第2—災害復旧事業の実施【総務課・健康福祉課・環境課・都市整備課・上下水道課・産業課・こどもみらい課・生涯学習課】—

1—公共施設の復旧等

(1) 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧を迅速に行うため、町は速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資材の調達等を行う等、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について措置をとる。

(2) 実施計画

① 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再発防

~~止等の観点から可能な限り、改良復旧を行う。~~

~~② 被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。~~

~~③ 町は、災害復旧に必要な資金需要を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するための起債等について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。~~

~~2 災害復旧事業計画~~

~~公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。~~

~~(1) 公共土木施設災害復旧事業計画~~

~~① 河川災害復旧事業~~

~~② 道路災害復旧事業~~

~~③ 下水道災害復旧事業~~

~~④ 公園災害復旧事業~~

~~(2) 都市施設災害復旧事業計画~~

~~① 街路災害復旧事業~~

~~② 都市排水施設災害復旧事業~~

~~③ その他の災害復旧事業~~

~~(3) 農林施設災害復旧事業計画~~

~~(4) 上水道施設災害復旧事業計画~~

~~(5) 住宅災害復旧事業計画~~

~~(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画~~

~~(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画~~

~~(8) 学校教育施設災害復旧事業計画~~

~~(9) 社会教育施設災害復旧事業計画~~

~~(10) その他災害復旧事業計画~~

~~第3 激甚災害の指定【地域安全課】~~

~~1 激甚災害指定の手続き~~

~~町は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査に協力する。また、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、県に報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。~~

~~2 激甚災害指定基準~~

~~昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。~~

参考—激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>—(A基準)— 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>—(B基準)— 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25%</p> <p>2 県内市町村の査定見込額総計 > 県内全市町村標準税収入総計 × 5%</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>—(A基準)— 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>—(B基準)— 事業費査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 都道府県の事業費査定見込額 > 都道府県の農業所得推定額 × 4%</p> <p>2 都道府県の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例（法第6条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される災害</p> <p>2 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される災害</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、被害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>—(A基準)— 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>—(B基準)— 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>—一つの都道府県の特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業の主業とする者の数 × 3%</p>

<p>森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害— —(A基準)— —林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）— —当該年度の全国生産林業所得推定額（木材生産部門に限る。以下同じ。）—$\times 5\%$ —(B基準)— —林業被害見込額$>$全国生産林業所得推定額$\times 1.5\%$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1—一つの都道府県の林業被害見込額$>$当該都道府県の生産林業所得推定額$\times 60\%$ 2—一つの都道府県の林業被害見込額$>$全国生産林業所得推定額$\times 1.0\%$</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（法第13条）</p> <p>中小企業者に対する資金の融通に関する特例（法第15条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害— —(A基準)— —中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得\times中小企業付加価値率\times中小企業販売率。以下同じ）—$>$全国中小企業所得推定額$\times 0.2\%$ —(B基準)— —中小企業関係被害額$>$当該年度の全国中小企業所得推定額$\times 0.06\%$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1—一つの都道府県の中小企業関係被害額$>$当該都道府県の中小企業所得推定額$\times 2\%$ 2—一つの都道府県の中小企業関係被害額$> 1,400$億円 —ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置を講じることがある—</p>
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）</p>	<p>—激甚法第2章の措置が適用される激甚災害— —ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く—</p>

<p>罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>（A基準）</p> <p>滅失住宅戸数>4,000戸以上</p> <p>（B基準）</p> <p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例措置を講じるることがある。</p> <p>1 被災地全域の滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上</p> <p>2 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮</p>

3 局地激甚災害指定基準

災害を市町段階の被害規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

適用措置	指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）</p>	<p>査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税込×50%</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く）</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（法第6条）</p>	<p>ただし、当該経費の額の合算した額が概ね5,000万円未満の場合は除く。</p>

<p>森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）</p>	<p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）→当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満の場合を除く。 かつ、大火にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村 その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×25%の場合</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（法第13条） 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（法第15条）</p>	<p>中小企業被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、当該被害額1,000万円未満の場合は除外） ただし、当該被害額の合算額が概ね5,000万円未満の場合は除かれる。</p>
<p>小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>

本節については、「震災対策編 第3章 震災復旧・復興 第3節 公共施設等災害復旧対策」を準用する。